附属資料

## リスクシナリオごとの対応方策

-----

令和7年3月



目 次					
	リスクシナリオ	頁			
1 直接	死を最大限防ぐこと				
1-1	地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	1			
1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生				
1-3	異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫	15			
1-4	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生	25			
1-5	暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生	35			
1-6	情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生	37			
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保 すること				
2-1	被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	41			
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	49			
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態	53			
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	61			
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客等)の発生・混乱	63			
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	67			
2-7	被災地における疾病・感染症等の大規模発生	75			
2-8	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死 者の発生	79			
3 必要	不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること				
3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	89			
3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発				
3-3	防災・災害対応に必要な通信インフラ及び情報サービスの麻痺・機能停止	95			
4 経済	活動を機能不全に陥らせないこと				
4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞	99			
4-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	103			
4-3	石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等	_			

リスクシナリオ				
4-4	基幹的交通ネットワーク(陸上・海上・航空)の機能停止	107		
4-5	食料等の安定供給の停滞	109		
5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること				
5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止	111		
5-2	上水道等の長期間にわたる機能停止	115		
5-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	117		
5-4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態	121		
5-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	123		
6 重大な二次災害を発生させないこと				
6-1	ため池、ダム、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	127		
6-2	有害物質の大規模流出・拡散	131		
6-3	原子力施設からの放射性物質の放出	135		
6-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	137		
7 地域	<b>找社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること</b>			
7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	141		
7-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	143		
7-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	147		
7-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	149		

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと リスクシナリオ		
1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地(	こおける	5火災による死傷者の発生
現在の取組	再揭	脆弱性評価
【住宅・病院・学校等の耐震化】		
<住宅・建築物の耐震化による地震対策>		
村民に対し、住宅の耐震診断及び耐震改修の必要性等 についての普及・啓発を行うとともに、木造住宅の耐震 診断及び耐震改修を行おうとする所有者を支援する制 度や有利な融資制度の周知に努めている		耐震化が行われていない住宅があることから、耐露 を一層促進する必要がある。
<老朽化した公営住宅の建替等による防災・減災対策>		
公営住宅の地震に対する安全性を向上させるため、公 営住宅の老朽化対策に取り組んでいる。		令和6年3月末現在、公営住宅の耐震化率は100% なっているが、今後は、安全性を強化・確保するため 改修等による老朽化対策を推進する必要がある。
<病院施設の耐震化・老朽化対策>		
災害発生時の医療機能確保のため、病院施設の耐震化 を推進しており、新郷診療所の耐震診断は完了済みであ る。		新郷診療所の耐震診断は完了済みであるが、建築 20年以上経過しているため、今後は、建築物及び語 の計画的な維持補修により長寿命化を図る必要があ
<社会福祉施設等の耐震化>		
災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所す る施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や児童 福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。		耐震化が図られていない社会福祉施設等があるこの から、引き続き耐震化を推進する必要がある。
<公立学校施設等の耐震化・老朽化対策>		
災害発生時に避難所等としての役割を果たす公立学 校施設及び公民館の地震に対する安全性を向上させる ため、施設の耐震化・老朽化対策に取り組んでいる。		公立学校施設の構造体の耐震化は平成 22 年度に第 しているが、経年劣化により外壁等の損耗がある施設 見られることから、老朽化対策が必要である。
<建築物等からの二次災害防止対策>		
余震等による二次災害を防止するための被災建築物 の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定について は、県等関係機関の協力を得て対応することとしてい る。		円滑に判定活動を実施するための具体的な手順等が 定められていないことから、具体的な判定実施マニニ ルを作成するとともに、判定コーディネーターの育成 図る必要がある。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐことと

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

【リフ	、クシナリオを回避するための対応方策の概要】			
幹線道	髪等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災に 値路や緊急輸送道路等の整備・機能強化を図るととも δ実、自主防災組織の設立・活性化支援等、地域防災	に、住民の避	難場所の確保や避難行動要支援者の支援体制構築、	
重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
				-
0	住宅の耐震化を一層促進するため、引き続き、 県と連携を図りながら、木造住宅の耐震診断・耐 震改修工事等へ補助等を実施する。 また、村民が耐震化に関する相談や情報提供が 受けられる体制を充実させるとともに、積極的な 普及啓発を行い、村民の防災意識の醸成につなが	県村		

-•

	受けられる体制を充実させるとともに、積極的な 普及啓発を行い、村民の防災意識の醸成につなが る取組を推進する。	21		
0	公営住宅の地震に対する安全性を一層向上させ るため、引き続き、国の社会資本整備総合交付金 等を活用し、計画的かつ効率的に公営住宅の老朽 化対策を推進する。	県 村		
0	災害発生時の医療機能確保のため、引き続き県 と連携し、新郷診療所の建築物及び設備について、 必要に応じて点検等を実施し、計画的な維持補修 により予防的修繕を実施するなど長寿命化を図 る。	県村		
0	社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るた め、引き続き国・県の補助金等を活用し、耐震改 修や改築の実施を促進する。	県 村 社会福祉 法人等	○特定建築物の耐震化率 66.6%(H28)	
0	利用者の安全確保及び避難所等としての防災機 能の強化を図るため、国の交付金等を活用した老 朽化対策などを実施する。	県 村	○公立学校施設の構造体の耐震化率 100%	
0	円滑に判定活動を実施するため、県と連携して、 具体的な判定実施マニュアルを作成するととも に、判定コーディネーターの育成を図る。	県 村		

2

現在の取組	再揭	脆弱性評価
< <b>文化財の防災対策の推進&gt;</b> 地震発生時の倒壊等により人的被害が発生する恐れ がある文化財(建造物等)を災害から守り、利用者の安 全を確保するため、文化財の耐震対策や防災設備の整備 充実を推進している。		文化財建造物は火災に弱く、耐震性が十分でないる 性があることから、文化財パトロールの実施や文化財 査等により、文化財の保存状況を的確に把握の上、 となる耐震対策や防火施設設備の強化を推進してい 必要がある。
<プロック塀等の安全対策> ブロック塀等の所有者に対し、安全点検を実施するよ う促すとともに、危険なブロック塀等の安全対策工事へ の補助を行っているほか、住民からの相談に対応してい る。		依然、危険なブロック塀等が見受けられることか 耐震化を一層促進する必要がある。
<学校施設等の非構造部材の耐震化> 児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難 所等としての役割を果たす公立学校施設の安全性を向 上させるため、天井や外壁などの非構造部材の耐震化に 取り組んで		公立学校施設の構造体の耐震化は平成 22 年度に している。 経年劣化により非構造部材が損耗することがある め、定期的な点検を継続する必要がある。
<公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策> 村有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な 維持管理と長寿命化を図るため、新郷村公共施設等総合 管理計画に基づき、施設の更新、統廃合や長寿命化等の 取組を進めている。		公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいる とから、長期的な視点をもって、更新、統廃合や長親 化等を計画的に行う必要がある。
<村庁舎、消防本部庁舎等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる村庁舎の老朽化対策を 進めている。		平成 30 年 3 月末現在、村庁舎の耐震化率は 1009 なっていることから、今後は、災害発生時の被害を検 抑えるため、適切な維持管理を行うとともに、計画的 老朽化対策を進める必要がある。
<ため池・調整池施設の防災・減災対策> ため池施設に係る地震等に起因する災害を未然に防 止するため、当村に存するため池の状況を把握するとと もに、ため池管理者に対する適正な維持管理・点検等の 指導・支援を行っている。		県が平成25年度から実施したため池堤体の一斉点の結果、当村には、今後優先的に対策を進めていかなればならないとされている防災重点ため池はないが、辺住民の生命・財産を守るため、ため池の状況を把握るとともに、ため池管理者に対する指導・支援を行っいく必要がある。

-•

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
0	県と連携し、文化財パトロールの実施や文化財 調査等により、文化財の保存管理状況の把握に努 め、文化財所有者等が実施する耐震対策や防災設 備の整備を支援する。	国 県 村		
0	ブロック塀等の耐震化を一層促進するため、引 き続き、国の防災・安全交付金(住宅・建築物安 全ストック形成事業)を活用し、県と連携を図り ながら、危険なブロック塀等の安全対策工事へ補 助を実施する。 また、住民が耐震化に関する相談や情報提供が 受けられる体制を充実させるとともに、積極的な 普及啓発を行い、住民の防災意識の醸成につなが る取組を推進する。	県 村		
0	利用者の安全確保及び避難所としての防災機能 の強化を図るため、公立学校施設の非構造部材の 定期的な点検を実施する。 また、点検の結果、必要に応じて、修繕等を行 い、公立学校施設の安全性の向上に取り組んでい く。	県 村		
0	公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と 計画的な改修等を推進するため、新郷村公共施設 等総合管理計画に基づき、計画的に耐震化・長寿 命化対策を推進する。	村		
0	村庁舎の災害対策本部機能を確保するため、引 き続き、適切な維持管理を行うとともに、計画的 に老朽化対策を進める。	村		
0	ため池施設に係る地震等に起因する災害を未然 に防止するため、引き続き、県と連携を図りなが ら、ため池の状況を把握していくとともに、ため 池管理者に対する指導・支援を行っていく。 また、農業用かんがい受益がなくなり、老朽化 が著しく、決壊時に下流の人家や公共施設等へ影 響を及ぼすおそれがある場合は、用途廃止・撤去 を含めて対策を検討する。	県 村		

であるため、引き続き、幹線街路の整備を推進する必 がある。 依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残ってす り、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの
避難場所までの移動に時間を要することや各避難場所 に避難者が集中することから、避難活動の円滑化を図 必要がある。 災害発生時における避難路の確保や延焼防止が課題 であるため、引き続き、幹線街路の整備を推進する必 がある。 依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残ってる り、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの 急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機
避難場所までの移動に時間を要することや各避難場所 に避難者が集中することから、避難活動の円滑化を図 必要がある。 災害発生時における避難路の確保や延焼防止が課題 であるため、引き続き、幹線街路の整備を推進する必 がある。 依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残ってす り、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの 急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機
依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残ってす り、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの 急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機
であるため、引き続き、幹線街路の整備を推進する必 がある。 依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残ってま り、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの 急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機
り、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの 急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機
り、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの 急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機
依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残ってま り、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの 急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機 強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完す 道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っ いるため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
整備後、相当の年数を経過している施設もあること ら、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を 施する必要がある。
大規模災害発生時における空き家の倒壊による避難路の閉塞や火災発生などの防止が課題であることから 倒壊のおそれ等がある危険な空き家(特定空家)の解体 を促すとともに、空き家の適正管理や利活用等を推進 る必要がある。

重点	対応方策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)	連携
項目	(今後必要となる取組・施策)		*総合計画や関連計画における目標値を記載	項目
0	引き続き、地域の避難性や防災性の向上に取り 組むため、国・県と連携を図りながら、国の防災・ 安全交付金等を活用して、避難地・避難路(道路・ 公園・広場)等の公共施設整備や避難場所の整備、 避難地・避難路周辺の建築物の不燃化等を推進し ていく。	国 県 村		
0	災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、 国・県と連携を図りながら、国の交付金等を活用 し、幹線街路の整備を推進する。	国 県 村		
0	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の 広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するた め、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活 用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路 施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実 施する。	国 県 村		
0	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保 するため、県と連携を図りながら、国の交付金を 活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道 路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を 実施する。	県 村		
0	農道・林道については、必要な改良や老朽化対 策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検 診断等を実施する。	村		
		1		
0	<ul> <li>倒壊の恐れ等がある危険な空き家の解体の促進</li> <li>や空き家の適正管理、利活用等を推進するため、</li> <li>県と連携を図りながら、国の空き屋対策総合支援</li> <li>事業等を活用し、空き家の実態調査、空き家の適</li> <li>正管理や利活用を促進するためのサポート体制の</li> <li>構築などを行う。</li> <li>また、連携中枢都市圏事業として、各市町村に</li> <li>おける空き家等対策の現状・課題の整理や意見交換、専門家や先進自治体職員を招いての研修会を</li> <li>行い、危険空き家等に関する課題解決を図る。</li> </ul>	県 村 連携市町 (全市町)		0

現在の取組	再揭	脆弱性評価
【防火対策・消防力調査】		
<防火意識の普及・啓発> 防火意識を啓発するため、消防団において防火広報パ トロールを実施しているほか、一般家庭防火診断を実施 し、住宅用火災警報器の設置を推進している。		火災件数及び火災による死者数を減少させるため、 き続き、防火意識の啓発及び住宅用火災警報器の普及 図る必要がある。
<家具・機械設備等の転倒防止>		
建築物が十分な耐震化がなされていても、家具等の転 倒防止が実施されていない場合は、転倒により、死傷の 原因となったり、避難の妨げにもなるため、地震時にお ける室内の安全対策として、室内のタンスや食器棚の転 倒防止対策について、広報紙等を通じて啓発している。		高齢化の進展等に伴い、高齢者世帯やひとり暮らし 齢者世帯が増加することが予測されていることから、 齢者等を中心に家具の転倒防止対策等について、啓発 ていく必要がある。
<消防力の強化>		
消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力 の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域 の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。 また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災 害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森 県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である 緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。		大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き 施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防 部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円 に行われる必要がある。
く消防団の充実>		
村では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす 消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保 と装備の充実を図っている。また、消防団員の確保及び 新入団員加入促進のため消防団協力事業所表示制度を 導入し、消防団員の確保に努めている。		近年、消防団員は年々減少していることから、地域 消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員 確保と装備の充実を図る必要がある。
<消防団員の安全確保>		
災害時の消防団員の安全確保のため、活動要領、退避 ルール等を定めた「消防団活動における安全管理マニュ アル」の策定を検討している。		災害時の消防団員の安全確保は必要不可欠な取組で あることから、マニュアルを策定する必要がある。
<ドローン等のデジタル技術の活用>		
消防本部において、迅速かつ効率的な災害対応のた め、ドローンを活用し、上空からの正確な情報収集を行 っている。		災害発生時において、立ち入り困難な被災現場での 確な情報収集やそれをもとにした早期の救助や復旧の ための計画づくり等を行う上で、的確かつ効率的に行 ために、ドローン等の機材の活用できる体制を整えて く必要がある。

•

重点	対応方策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)	連携
項目	(今後必要となる取組・施策)		*総合計画や関連計画における目標値を記載	項目
0	防火意識の啓発及び住宅火災による被害軽減を 図るため、引き続き、火災予防運動を実施するほ か、住宅用火災警報器の普及活動を実施する。	県 消防本部 村		
0	地震・火災による被害の軽減に向け、高齢者等 を中心に、家具の転倒防止対策について広報紙等 により啓発を行う。	村		
0	国の指針に基づく施設等の整備を進めるととも に、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び 関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を 実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際 の対応が重要となることから、図上訓練を含めた 取組を行う。	県 村 消防本部		
0	引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情 に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 村 消防本部		
0	マニュアルを策定し、災害時における消防団活 動の確立を図るとともに、マニュアルの実効性を 高めるため、定期的に訓練を実施する。	村 消防本部		
0	災害時のドローン等の運用を確実にするため に、必要な資機材の調達や維持管理、定期的な訓 練等を実施する。	消防本部 村		

٦

現在の取組	再揭	脆弱性評価
【避難場所の指定・確保】		
<指定緊急避難場所及び指定避難所の指定>		
災害発生時における住民等の緊急的な避難場所とな る指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所とな る指定避難所の確保を図っている。		大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確 保するため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難 所の指定を進めていく必要がある。
<福祉避難所の確保>		
一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支 援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難 所の確保を進めている。 また、広域的な大規模災害に備えるため、連携都市中 枢都市圏事業として、圏域市町村内の福祉避難所を相互 利用できる体制を整備している。		災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児など様 な属性の要配慮者の利用が想定されることから、多分 にわたる社会福祉施設を福祉避難所として指定する必 要がある。 また、迅速かつ円滑に福祉避難所を開設することが められることから、関係マニュアルの作成・見直しを る必要がある。
<防災公共の推進>		
災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場 所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先 に「孤立地域をつくらない」という視点と「逃げる」と いう発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体 制の強化などのハード・ソフトー体となった、青森県独 自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進し ている。		災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認 識し、速やかな避難を確実に行うためには、地域住民 どが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場 が有効に機能するかを検証していく必要がある。
<福祉施設・学校施設等の安全対策>		
災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把 握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画 の作成を促進している。		災害危険箇所等に立地している施設等については、 全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を仮 進していく必要がある。
【避難行動支援】		
<避難所・避難路サインの整備>		
災害発生時に、住民や観光客等が迅速かつ適切な避難 行動が取れるよう、指定避難所及び避難場所の案内板設 置について検討を進めている。		災害発生時に、住民及び観光客等が迅速かつ適切な 難行動が取れるよう、指定避難所及び避難場所の案内 設置を推進する必要がある。
<避難行動要支援者名簿の更新>		
災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に 支援するため、避難行動要支援者名簿の作成、更新に取 り組んでいる。		名簿への登録情報について、変更届が提出されてい い等の理由により情報が更新されていない場合がある ことから、登録情報が最新かどうかを確認する必要が る。
<避難行動要支援者名簿の活用>		
災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするた め、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき 要援護者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定め		要援護者ごとの個別計画が策定されていない方がし ることから、策定を推進する必要がある。

•

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
火口	(フロシ女になる状語・肥水)			<u> </u>
0	災害発生時における住民等の安全確保のため、 引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指 定を進める。	村		
0	多くの要配慮者が利用できる福祉避難所を確保 するため、引き続き、連携市町と連携を図りなが ら、社会福祉施設等を運営する事業者に働きかけ、 協力を求める。 また、福祉避難所に係るマニュアルについて、 災害想定や国のガイドラインの改訂等に合わせ、 随意更新を行う。	村 連携市町 (全市町)		0
0	「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇 所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に 合ったより実践的な計画にするため、地域住民が 参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場 所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計 画の見直しを行う。	県村		
0	避難計画の作成を着実に進めるため、関係課や県 と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進む よう指導・助言する。	県 村 事業者		
0	災害発生時に、住民及び観光客等が迅速かつ適 切な避難行動が取れるよう、避難路・避難所サイ ンの整備を行う。	村		
0	名簿の登録情報について、民生委員による要援 護者との面談や個別避難計画の作成を通じて、登 録情報を更新する。	村		
0	個別計画の策定を推進するため、避難行動要援 護者名簿が最新かどうかの確認と併せて、民生委 員を通じた個別計画の策定支援を行う。	村		

現在の取組	再揭	脆弱性評価
<救急医療情報キットの配付>		
避難行動要支援者等の救急対応を円滑に行うため、かわりつけ医療機関には定等の情報を保管できる地グの		救急隊員や消防隊員が持病や服薬などの医療情報を
かりつけ医療機関、持病等の情報を保管できる救急医療 情報キットを配付しており、連携中枢都市圏事業とし		確認することで、救急対応が必要な要支援者に対し、 切な処置やスムーズな病院選定を行うことができるこ
て、圏域市町村と共同で取り組んでいる。		とから、連携中枢都市圏事業として、引き続き、圏域
		町村と共同で取り組む必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
<自主防災組織の設立・活性化支援>		
災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共		自主防災組織の組織率は平成30年4月現在で100
助の要となる自主防災組織の設立支援のため「新郷村自		であるが、さらなる地域防災力向上のため、組織の充実
主防災組織育成事業」を実施しているほか、自主防災組織のにもなっているほか、自主防災組織のにもなっているほか、自主防災組織のにもない。		活性化を図っていく必要がある。
織の活動費を補助する「新郷村自主防災組織活動支援事 業」による支援を行っている。		
<防災意識の啓発>		
災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域		災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発にこ
住民の防災意識を高めるため、広報しんごうや村ホーム		いて、より一層の取組を実施していく必要がある。
ページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行って		
いる。		
地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時に		   近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定し
おける安全かつ迅速な対応が可能となるよう、地域住民		防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災
及び学校関係者や防災関係者の参加による総合防災訓		織が実施する訓練等の支援を行っていく必要がある。
練を実施している。		
また、地域防災力の向上を図るため、各地区の自主防 災組織が実施する訓練等の支援を行っている。		
(地域の実施する) (地域の) (地) (地) (地) (地) (地) (地) (地) (地) (地) (地		
災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするた		   地区防災計画策定の必要性の認知度が低いことから
め、地域の特性や実情を踏まえつつ、地区防災計画の作		地区防災計画策定の重要性を広く周知する必要がある
成支援を行っている。		
<地域防災リーダーの育成>		
災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急		地域防災の中心となり得る人材が不足しているため
活動ができるよう、地域防災のリーダーとなる人材が必		各地域の常会や防災知識・技能を有する防災士等との
要なため、人材育成を行っている。		携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う   要がある。
<事業所における防災訓練の充実>		
防火管理者未選任事業所等へ講習会への受講を促す		   防災協会へ入会している事業所に知識を習得する様
とともに、防災協会への入会を奨励している。		会が偏っているため、他の事業所への習得機会を作る
また、防災協会入会事業所で研修会を実施し、防災に		要がある。
ついての知識を深めている。		防火管理者未選任事業所については、査察等の機会
さらに、自衛消防組織該当事業所等に受講の案内を	1	捉え積極的に指導する必要がある。

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
0	避難行動要支援者等の救急対応を円滑に行うた め、消防本部構成市町村と連携中枢都市圏構成市 町村が同じであることを踏まえ、連携中枢都市圏 事業として、引き続き、構成町村と共同で取り組 む。	村 連携市町 (全市町)	○救急医療情報キット配付状況 95.7%(R3)→98.0%(R8)	0
0	自主防災組織の活発化に向けて、引き続き、県 と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発 研修等の取組を実施する。 また、村として、引き続き、「新郷村自主防災 組織活動支援事業」等により、自主防災組織の充 実・強化を図る。	県 村	○自主防災組織率 100%(H30)	
0	地域住民の防災意識を高めるため、引き続き、 県と連携を図りながら、広報活動や防災訓練等を 通じた啓発活動を実施するとともに、防災に対す る関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓 発の在り方を検討する。	県 村		
0	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災 訓練を実施するとともに、各地区の自主防災組織 の訓練等の支援を行う。	村		
0	地区防災計画の素案作成を促進するために、災 害対策課以外の担当などと連携を図る。	県 村		
0	地域防災リーダーの人材育成のため、各地域の 常会や防災知識・技能を有する防災士等との連携 を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修会 等の取組を実施する。	村		
0	事業所における火災等の被害を軽減するため、 消防本部が行う火災予防運動での防火査察及び防 火教室等の機会を捉え防火・防災意識の啓発を図 る。	消防本部 村 事業者		

Т

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地(					
現在の取組	再揭	脆弱性評価			
<安全・安心まちづくり推進協議会の充実> 村民、事業者、村、警察、消防、その他関係機関・団 体による、安全で安心なむらづくりに関する意見・情報 交換、更には地域の持つ課題などを協議する場として安 全・安心村づくり推進大会を開催し、各団体との連携・ 協力体制の構築に努めている。		災害が発生した場合の応急対策等の対応に当たって は、地域の諸団体や関係機関との連携・協力関係が欠か せないことから、引き続き、安全・安心村づくり大会の 充実を図っていく必要がある。			

重点	対応方策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)	連携
項目	(今後必要となる取組・施策)	取祖土14	*総合計画や関連計画における目標値を記載	項目
0	地域の諸団体及び関係機関との連携・協力体制 を図るため、引き続き、防災、防犯、交通安全等、 安全で安心な「むらづくり」についての意見交換 や情報交換を通じて、顔の見える関係を構築して いく。	村		

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市谷	<b>封地の</b> 浸	き水や河川の大規模氾濫
現在の取組	再揭	脆弱性評価
【河川改修等の治水対策】		
<河川改修等の治水対策>		
洪水災害に対する安全性の向上を図るため、河川改修 等の整備を図っている。		計画規模降雨による氾濫から浸水被害を防ぐた& 川改修等の対策を進める必要がある。
【河川関連施設等の防災対策】	1	
<農業水利施設の老朽化、豪雨・地震対策>		
集中豪雨等による災害の未然防止と被害の最小化を 図るため、農業用排水路等の機能保全に向け、老朽化対 策等を実施している。	0	老朽化等により本来の機能が失われた河川工作特 自然的・社会的条件変化により脆弱化した農業用期 等があることから、近年の局地的な集中豪雨等の増 踏まえ、必要な老朽化対策等を実施していく必要が る。
<流域治水対策(農業水利施設の整備)>		
集中豪雨等による農村地域の湛水被害の未然防止と 被害の最小化を図るため、排水機場や農業用排水路の整 備・改修等を実施している。		自然的・社会的条件変化により脆弱化した排水機 農業用排水路等があることから、近年の頻発化・激 している豪雨災害等を踏まえ、必要な整備及び改修 推進していく必要がある。
<流域治水対策(水田の貯留機能向上)>		
近年の頻発化・激甚化している豪雨災害への対策に向 け、水田の持つ雨水貯留能力を積極的に活用する必要が あるため、令和3年度から田んぼダムの取組を促進して いる。		水田の水管理を行う農家の組織的な協力が必要 <sup>2</sup> 欠な田んぼダムについては、まだ県内の各流域にお 取組実績がないことから、田んぼダムの取組内容等 いて農家への普及啓発を図る必要がある。
<土地利用状況を考慮した治水対策>		
河川における上下流バランスを考慮しつつ、地域特性 に合った効果的な整備を図るため、県が輪中堤の整備や 宅地嵩上げ等によるハード整備と土地利用規制等によ るソフト対策を組み合わせた治水対策を推進している。		市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の地 に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため の流域の持つ保水・遊水機能を確保するなど、総合 治水対策を推進する必要がある。また、早期の堤防 などの対策が困難な地域においては、輪中堤等によ ード整備と土地利用規制等によるソフト対策を組み わせるなど、土地利用状況を考慮した治水対策を推 る必要がある。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと リスクシナリオ 1-3 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

広域 朽化対	クシナリオを回避するための対応方策の概要】 成的かつ長期的な市街地等の浸水や河川の大規模氾濫 対を進めるとともに、住民の避難場所の確保、洪水 難体制の整備を図る。 対応方策			
· 項目	、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	取組主体	聖安来禎計画指標(多ち値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	項目
0	洪水災害に対する安全性の向上を図るため、計 画的かつ効率的に河川改修等を実施していく。	県 村		
0	県と連携を図りながら、機能が低下した頭首工 等の河川工作物について、撤去も含め必要な対策 を講じるとともに、農業用排水路について、機能 不全による被害発生を防止するため、補強・改修 等を実施する。	県村		
	県等と連携を図りながら、排水機場や農業用排 水路等について、湛水被害の未然防止を図るため、 整備・改修等を実施する。	県 村		
	田んぼダムの取組内容等を農家に理解してもら うため、分かり易い説明資料を作成し、様々な機 会を捉えて普及啓発を図ることで、田んぼダムの 取組を普及させる。	県 村 農地の管 理者		
0	引き続き、河川の流域が持つ保水・遊水機能を 確保するなどの総合的な治水対策を推進するほ か、早期の堤防整備などの対策が困難な地域にお いては、県が輪中堤等によるハード整備と土地利 用規制等によるソフト対策を組み合わせるなど、 土地利用状況を考慮した治水対策を推進する。	県		

-•

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街	町地の浸	長水や河川の大規模氾濫
現在の取組	再揭	脆弱性評価
【警戒避難体制の整備】		
<洪水八ザードマップの作成及び周知>		
洪水発生時における住民等の迅速な避難を確保し、被 害の軽減を図るため、洪水予報河川及び水位周知河川の 洪水八ザードマップを作成・公表している。		洪水ハザードマップは、洪水予報河川及び水位周知 川について作成済みであるが、法改正により、中小河 等の洪水浸水想定区域の指定・公表が予定されている とから、当該区域を基に洪水ハザードマップを改訂す 必要がある。
<避難情報発令体制の整備>		
洪水発生に際し、周辺地域住民が迅速な避難を行える よう、防災関係機関相互の情報伝達網等を整備するとと もに、関係機関等の協力を得て、雨量、水位等風水害に 関する情報を収集する体制の構築に努めている。		災害のおそれがある場合、多くの情報を収集・分析し それに基づき避難情報を発令・伝達しなければならな ことから、関係各課との適切な役割分担の体制を構築 るとともに、雨量、水位等に関する情報について、河 管理者や気象台等からの専門的な知見を活用できる。 う、平時から連携体制を構築していく必要がある。
<避難情報の発令基準の見直し> 村から住民等へ避難情報を迅速・的確に伝達するた		
め、国の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、 災害種別ごと(水害、土砂災害)の避難情報発令基準を 策定している。		単情報の発令基準を見直していく必要がある。
<住民等への情報伝達手段の多様化>		
住民等へ避難情報を迅速・的確に伝達するため、全国 瞬時警報システム(Jアラート)、災害情報共有システ ム(Lアラート)、村防災行政無線、ほっとスルメール、 広報車、村ホームページ、緊急速報メール等、多様な伝 達手段の確保に努めている。		避難情報を迅速・確実に住民等に伝達するため、耐害性が高い防災無線や屋内外を問わず受信できる緊急 速報メール等の様々な伝達手段を組み合わせていく必要がある。
<県・市町村・防災関係機関における情報伝達>		
災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の 通信ネットワークとして、県、村、防災関係機関の間の 通信を行う「青森県防災情報ネットワーク(地上系・衛 星系)」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用し ている。 また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利 用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する 独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。		県、村、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発 時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切 保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワーク の操作等に習熟していく必要がある。 また、防災情報ネットワークが利用できない場合の 常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の 信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある

•

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
0	洪水発生時における住民等の迅速な避難を確保 し、被害の軽減を図るため、中小河川等について、 河川管理者が指定・公表する洪水浸水想定区域を 基に洪水ハザードマップを改訂し、住民等に配 布・周知する。	村		
0	災害のおそれがある場合の関係各課の役割分担 について、地域防災計画に基づく災害対策本部運 営訓練等により、その実効性を検証し、改善を図 っていくとともに、河川管理者や気象台等との関 係を平時から構築する。 また、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川の 水災害に備え、円滑に避難情報を発令できるよう、 県と連携を図りながら、洪水タイムライン(防災 行動計画)の策定やホットライン(緊急時の直通 電話)の構築を進める。	村		
0	国のガイドラインの改定等があった場合は、当 村の地域特性を踏まえ、避難情報の発令基準の見 直しを行う。	村		
0	さらなる情報伝達手段の多重化・多様化に向け て、避難情報を伝達する役割を担うマスメディア、 通信事業者と平時からの連携強化に努める。 また、災害時のLアラートの運用を確実にする ため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。	県 村		
0	災害発生時の防災情報システムの運用を万全に するため、定期的に保守管理を行うとともに、県、 村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に 実施する。	県 村		

٦

•

現在の取組	再揭	脆弱性評価
<防災気象情報の利活用> 各種気象情報や線状降水帯の予測などの防災気象情 報を活用し、避難情報の発令を行っている。 また、ほっとスルメール等により防災気象情報を住民 等に情報を伝達している。		気候変動等の影響により、台風や線状降水帯の発生 よる暴風や大雨等災害が激甚化する傾向にあることた ら、住民等への情報伝達や事前の警戒体制の強化に取 む必要がある。
【避難場所の指定・確保】		
く指定緊急避難場所及び指定避難所の指定>		
災害発生時における住民等の緊急的な避難場所とな る指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所とな る指定避難所の確保を図っている。	0	大規模災害時における住民や観光客等の避難所を研 保するため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難 所の指定を進めていく必要がある。
<福祉避難所の確保>		
ー般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所の確保を進めている。 また、広域的な大規模災害に備えるため、連携都市中枢都市圏事業として、圏域市町村内の福祉避難所を相互利用できる体制を整備している。	0	災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児など様 な属性の要配慮者の利用が想定されることから、多分 にわたる社会福祉施設を福祉避難所として指定する必 要がある。 また、迅速かつ円滑に福祉避難所を開設することが められることから、関係マニュアルの作成・見直しを る必要がある。
<防災公共の推進> 災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場 所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先 に「孤立地域をつくらない」という視点と「逃げる」と いう発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体 制の強化などのハード・ソフトー体となった、青森県独 自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進し ている。	0	災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認 識し、速やかな避難を確実に行うためには、地域住民 どが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場 が有効に機能するかを検証していく必要がある。
<福祉施設・学校施設等の安全対策>		
災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把 握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画 の作成を促進している。	0	災害危険箇所等に立地している施設等については、 全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を低 進していく必要がある。
【避難行動支援】		
<避難所・避難路サインの整備>		
災害発生時に、住民や観光客等が迅速かつ適切な避難 行動が取れるよう、指定避難所及び避難場所の案内板設 置について検討を進めている。	0	災害発生時に、住民及び観光客等が迅速かつ適切な 難行動が取れるよう、指定避難所及び避難場所の案内 設置を推進する必要がある。
<避難行動要支援者名簿の更新>		
災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に 支援するため、避難行動要支援者名簿の作成、更新に取 り組んでいる。	0	名簿への登録情報について、変更届が提出されてい い等の理由により情報が更新されていない場合がある ことから、登録情報が最新かどうかを確認する必要が る。名簿の登録情報について、民生委員による要援護 との面談や個別避難計画の作成を通じて、登録情報を

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
0	国のデジタル等新技術を活用した線状降水帯や 台風等の予測精度向上などの防災気象情報の高度 化や、今後予定されている防災気象情報の体系整 理に対応し、事前の警戒体制や住民等への情報伝 達の強化のために、更なる防災気象情報の利活用 を図っていく。	国 県 村		0
		1		
0	災害発生時における住民等の安全確保のため、 引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指 定を進める。	村		
0	多くの要配慮者が利用できる福祉避難所を確保 するため、引き続き、連携市町と連携を図りなが ら、社会福祉施設等を運営する事業者に働きかけ、 協力を求める。 また、福祉避難所に係るマニュアルについて、 災害想定や国のガイドラインの改訂等に合わせ、 随意更新を行う。	村 連携市町 (全市町)		0
0	「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇 所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に 合ったより実践的な計画にするため、地域住民が 参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場 所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計 画の見直しを行う。	県村		
0	避難計画の作成を着実に進めるため、関係課や 県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進 むよう指導・助言する。	県 村 事業者		
		1		]
0	災害発生時に、住民及び観光客等が迅速かつ適 切な避難行動が取れるよう、避難路・避難所サイ ンの整備を行う。	村		
0	名簿の登録情報について、民生委員による要援 護者との面談や個別避難計画の作成を通じて、登 録情報を更新する。	村		

٦

現在の取組	再揭	脆弱性評価
<避難行動要支援者名簿の活用>		
災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするた め、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき 要援護者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定め た個別計画の策定を行っている。	0	要援護者ごとの個別計画が策定されていない方がいることから、策定を推進する必要がある。
<救急医療情報キットの配付>		
避難行動要支援者等の救急対応を円滑に行うため、か かりつけ医療機関、持病等の情報を保管できる救急医療 情報キットを配付しており、連携中枢都市圏事業とし て、圏域市町村と共同で取り組んでいる。	0	救急隊員や消防隊員が持病や服薬などの医療情報を 確認することで、救急対応が必要な要支援者に対し、 切な処置やスムーズな病院選定を行うことができるこ とから、連携中枢都市圏事業として、引き続き、圏域 町村と共同で取り組む必要がある。
【消防力の強化】		
<消防力の強化>		
消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力 の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域 の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。 また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災 害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森 県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である 緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。	0	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き 施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防 部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円 に行われる必要がある。
<消防団の充実>		
村では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす 消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保 と装備の充実を図っている。また、消防団員の確保及び 新入団員加入促進のため消防団協力事業所表示制度を 導入し、消防団員の確保に努めている。	0	近年、消防団員は年々減少していることから、地域 消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員 確保と装備の充実を図る必要がある。
<消防団員の安全確保>		
災害時の消防団員の安全確保のため、活動要領、退避 ルール等を定めた「消防団活動における安全管理マニュ アル」の策定を検討している。	0	災害時の消防団員の安全確保は必要不可欠な取組て あることから、マニュアルを策定する必要がある。
<ドローン等のデジタル技術の活用>		
消防本部において、迅速かつ効率的な災害対応のた め、ドローンを活用し、上空からの正確な情報収集を行 っている。	0	災害発生時において、立ち入り困難な被災現場での 確な情報収集やそれをもとにした早期の救助や復旧の ための計画づくり等を行う上で、的確かつ効率的に行 ために、ドローン等の機材の活用できる体制を整えて く必要がある。

Γ

•

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
0	個別計画の策定を推進するため、避難行動要援 護者名簿が最新かどうかの確認と併せて、民生委 員を通じた個別計画の策定支援を行う。	村		
0	避難行動要支援者等の救急対応を円滑に行うた め、消防本部構成市町村と連携中枢都市圏構成市 町村が同じであることを踏まえ、連携中枢都市圏 事業として、引き続き、構成町村と共同で取り組 む。	村 連携市町 (全市町)	○救急医療情報キット配付状況 95.7%(R3)→98.0%(R8)	0
0	国の指針に基づく施設等の整備を進めるととも に、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び 関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を 実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際 の対応が重要となることから、図上訓練を含めた 取組を行う。	県 村 消防本部		
0	引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情 に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 村 消防本部		
0	マニュアルを策定し、災害時における消防団活 動の確立を図るとともに、マニュアルの実効性を 高めるため、定期的に訓練を実施する。	村 消防本部		
0	災害時のドローン等の運用を確実にするため に、必要な資機材の調達や維持管理、定期的な訓 練等を実施する。	消防本部 村		

٦

現在の取組	再揭	脆弱性評価
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
<自主防災組織の設立・活性化支援>		
災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共 助の要となる自主防災組織の設立支援のため「新郷村自 主防災組織育成事業」を実施しているほか、自主防災組 織の活動費を補助する「新郷村自主防災組織活動支援事 業」による支援を行っている。	0	自主防災組織の組織率は平成30年4月現在で100であるが、さらなる地域防災力向上のため、組織の充当活性化を図っていく必要がある。
<防災意識の啓発>		
災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域 住民の防災意識を高めるため、広報しんごうや村ホーム ページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行って いる。	0	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発に いて、より一層の取組を実施していく必要がある。
 <防災訓練の推進>		
地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時に おける安全かつ迅速な対応が可能となるよう、地域住民 及び学校関係者や防災関係者の参加による総合防災訓 練を実施している。 また、地域防災力の向上を図るため、各地区の自主防 災組織が実施する訓練等の支援を行っている。	0	近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定し 防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災 織が実施する訓練等の支援を行っていく必要がある。
<地域防災リーダーの育成>		
災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急 活動ができるよう、地域防災のリーダーとなる人材が必 要なため、人材育成を行っている。	0	地域防災の中心となり得る人材が不足しているため 各地域の常会や防災知識・技能を有する防災士等との 携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う 要がある。
<水防災意識社会再構築ビジョンの取組>		
ー級河川、二級河川において、堤防の決壊や越水等に よる大規模な被害に備え、減災のための目標を共有し、 ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に進めるため に、河川管理者である国・県と、流域沿川市町村・関係 機関が連携して「減災対策協議会」を設立し、対策を推 進している。		ー級河川、二級河川においては、「水防災意識社会 構築ビジョン」の取組により、減災対策協議会を設立 氾濫被害の最小化を目指す対策を進めていることか この取組を国・県とともに継続的に実施していく必要 ある。
<地区防災計画策定の推進>		
災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするた め、地域の特性や実情を踏まえつつ、地区防災計画の作 成支援を行っている。	0	地区防災計画策定の必要性の認知度が低いことか 地区防災計画策定の重要性を広く周知する必要がある
<水防団の充実強化>		
水防管理団体は、地域に密着し、水防活動において重 要な役割を果たす水防団について、各地域の実情に応 じ、団員の確保と技術力の向上を図っている。		水防管理団体等において、人材・組織体制等不十分 ある場合が多いため、水防団の充実強化等による人材 成、適切な組織体制を構築する必要がある。

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
		1		
0	自主防災組織の活発化に向けて、引き続き、県 と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発 研修等の取組を実施する。 また、村として、引き続き、「新郷村自主防 災組織活動支援事業」等により、自主防災組織の 充実・強化を図る。	県村	○自主防災組織率 100%(H30)	
0	地域住民の防災意識を高めるため、引き続き、 県と連携を図りながら、広報活動や防災訓練等を 通じた啓発活動を実施するとともに、防災に対す る関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓 発の在り方を検討する。	県 村		
0	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災 訓練を実施するとともに、各地区の自主防災組織 の訓練等の支援を行う。	村		
0	地域防災リーダーの人材育成のため、各地域の 常会や防災知識・技能を有する防災士等との連携 を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修会 等の取組を実施する。	村		
0	堤防の決壊や越水等に伴う大規模な被害に備 え、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 河川のハード・ソフト対策を国・県と連携して推 進する。	国 県 村		
0	地区防災計画の素案作成を促進するために、災 害対策課以外の担当などと連携を図る。	県 村		
0	引き続き、水防団員の確保に努めるとともに、 水防訓練等を通じて技術力の向上を図っていく。	県		

٦

リスクシナリオ 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生			
現在の取組	再揭	脆弱性評価	
【警戒避難体制の整備(土砂災害)】			
<避難等発令及び自主避難のための情報提供> 土砂災害に関して、避難情報の具体的な発令基準を地 域防災計画に定めている。 土砂災害のおそれが高まった場合は、住民が自主避難 できるよう、土砂災害警戒情報等の情報を住民へ伝達し ている。		土砂災害のおそれがある場合、住民の適切な避難 を促すため、避難情報の発令方法や伝達方法を必要 じて見直していくとともに、平時から住民に対して 災害警戒情報等について理解促進を図っていく必要 ある。	
【土砂災害対策施設の整備・老朽化対策】			
<砂防関係施設の整備> 土砂災害に対し安全安心な住民生活を確保するため、 砂防堰堤等の土砂災害対策を実施している。		土砂災害危険箇所整備率が低いことから、砂防関 設の整備を継続的に実施していく必要がある。	
<砂防関係施設の老朽化対策> 土砂災害を防止する砂防関係施設の機能及び性能を 長期にわたり維持・確保するため、長寿命化計画を策定 している。		既存砂防関係施設の中には、施工後長期間経過し の機能及び性能が低下したものがあることから、計 に点検・評価を実施し、長寿命化計画を策定する必 ある。	
【農山村地域における防災対策】			
<農山村地域における防災対策> 農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから 地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地 すべり防止施設等を整備している。 ダムや水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を 防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進してい る。		治山施設や地すべり防止施設等については、定期 点検診断を実施し、長寿命化計画の策定を進めると に、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有 多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状 踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着 推進する必要がある。	
<山地災害危険地区等における治山対策> 農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから 地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地 すべり防止施設等を整備している。	<u> </u>	山地災害危険地区、小規模山地崩壊危険地、海岸 危険地及びなだれ危険箇所が存在していることから 険度の高い地区について、防止対策が必要である。 水源かん養機能の向上及び森林による生活環境の 全、形成等を図ることも望まれる。	
<山地災害危険地区等における森林整備対策> 将来にわたり、森林が有する土砂災害防止を始めとす る多面的機能の維持・増進を図るため、国の造林補助事 業等を活用し、間伐や再造林などの森林整備を推進して いる。		森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の 加、境界末確定の森林の存在等により、間伐等の管 森林整備が行われずに森林の荒廃が進んでいるこ。 ら、適切な森林環境の整備が必要である。	

火山	【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生及び地域の脆弱性が高まる事態を防ぐため、土砂災害対策施設の整備・老朽 化対策を進めるとともに、火山噴火や土砂災害に係る防災意識の啓発や警戒避難体制の整備、情報通信利用環境の強化等を図る。					
重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目		
0	土砂災害に対する住民の警戒避難体制を強化す るため、避難情報の発令基準や伝達方法等につい て必要に応じて見直していく。 また、土砂災害の危険性や早期避難の重要性に ついて住民の理解促進を図るため、広報しんごう やホームページによる周知のほか、防災訓練等の 機会を通じて啓発を行う。	村				
	災害履歴のある箇所のほか、避難所、防災拠点、 要配慮者利用施設が立地する箇所などを対象とし て、国の防災交付金等を活用し、砂防関係施設の 整備を推進する。	県				
	砂防関係施設長寿命化計画に基づき、国の防 災・安全交付金等を活用しながら、施設の機能及 び性能を維持・確保する。	県				
0	荒廃地(荒廃するおそれのある場所含む)の早期 復旧のため、治山施設等を整備するとともに、現 在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対 策を実施する。 ダムや水田などの雨水の貯留機能を発揮できる よう、農業用ダムの維持管理を適切に実施すると ともに、必要に応じて農業農村整備事業を実施す る。	県村				
0	県は保安施設事業及び地すべり防止事業が実施 しており、村は小規模治山事業について実施して 災害の未然防止を図っている。 他の防災事業との調整を図りつつ、その対策を 計画的に推進するよう国、県に働きかける。	県 村				
0	森林が有する多面的機能の維持・増進を図るた め、引き続き、森林施業の集約化や地域材の利活 用を促進するとともに、除間伐などにより、適切 な森林環境の整備を図る。	県 村				

現在の取組	再揭	脆弱性評価
【警戒避難体制の整備】		
<十和田火山の警戒避難体制の整備>		
平成28年12月に常時観測火山に追加された十和田 火山について、警戒避難体制を整備するため、県が平成 28年3月に設置した十和田火山防災協議会において、 噴火シナリオ、火山ハザードマップの作成を進めてい る。		警戒避難体制を整備するため、その前提となる噴 ナリオ、火山ハザードマップの作成について、県と しながら進めていく必要がある。
【避難場所の指定・確保】	I	
く指定緊急避難場所及び指定避難所の指定>		
災害発生時における住民等の緊急的な避難場所とな る指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所とな る指定避難所の確保を図っている。	0	大規模災害時における住民や観光客等の避難所を 保するため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避 所の指定を進めていく必要がある。
<福祉避難所の確保>		
ー般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所の確保を進めている。 また、広域的な大規模災害に備えるため、連携都市中枢都市圏事業として、圏域市町村内の福祉避難所を相互利用できる体制を整備している。	0	災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児などな な属性の要配慮者の利用が想定されることから、多 にわたる社会福祉施設を福祉避難所として指定する 要がある。 また、迅速かつ円滑に福祉避難所を開設すること められることから、関係マニュアルの作成・見直し る必要がある。
<防災公共の推進>		
災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場 所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先 に「孤立地域をつくらない」という視点と「逃げる」と いう発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体 制の強化などのハード・ソフトー体となった、青森県独 自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進し ている。	0	災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を 識し、速やかな避難を確実に行うためには、地域住 どが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難 が有効に機能するかを検証していく必要がある。
<福祉施設・学校施設等の安全対策>		
災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把 握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画 の作成を促進している。	0	災害危険箇所等に立地している施設等については 全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を 進していく必要がある。
【情報通信の確保】		·
<情報通信利用環境の強化> 災害発生時における情報通信利用環境として、村が管 理する施設においてWi-Fiサービスを提供してい る。		観光施設等でWi-Fi利用環境が不十分なとこ が見受けられるため、民間事業者の取組を促進する もに、村が管理する施設のWi-Fi利用環境を充 せる必要がある。

•

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
坝口			心口川岡に肉庄川岡にのかる口尔唱で記載	坝口
0	作成を進めている噴火シナリオ、ハザードマッ プを踏まえ、具体的な防災対応等について検討し、 県と連携しながら防災対策の強化を図る。	県 村		
		1		
0	災害発生時における住民等の安全確保のため、 引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指 定を進める。	村		
0	多くの要配慮者が利用できる福祉避難所を確保 するため、引き続き、連携市町と連携を図りなが ら、社会福祉施設等を運営する事業者に働きかけ、 協力を求める。 また、福祉避難所に係るマニュアルについて、 災害想定や国のガイドラインの改訂等に合わせ、 随意更新を行う。	村 連携市町 (全市町)		0
0	「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇 所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に 合ったより実践的な計画にするため、地域住民が 参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場 所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計 画の見直しを行う。	県村		
0	避難計画の作成を着実に進めるため、関係課や 県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進 むよう指導・助言する。	県 村 事業者		
				]
0	災害発生時における情報通信利用環境を整備す るため、民間事業者との連携を図りながら、Wi – F i 利用環境の拡大を促進するとともに、村が 管理する施設のWi–Fi利用環境の充実を図 る。	村 事業者		

٦

現在の取組	再揭	脆弱性評価
【避難所行動支援】		
<避難所・避難路サインの整備>		
災害発生時に、住民や観光客等が迅速かつ適切な避難 行動が取れるよう、指定避難所及び避難場所の案内板設 置について検討を進めている。	0	災害発生時に、住民及び観光客等が迅速かつ適切 難行動が取れるよう、指定避難所及び避難場所の案 設置を推進する必要がある。
<避難行動要支援者名簿の更新>		
災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に 支援するため、避難行動要支援者名簿の作成、更新に取 り組んでいる。	0	名簿への登録情報について、変更届が提出されていい等の理由により情報が更新されていない場合があ ことから、登録情報が最新かどうかを確認する必要 る。
<避難行動要支援者名簿の活用>		
災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき 要援護者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定め た個別計画の策定を行っている。	0	要援護者ごとの個別計画が策定されていない方かることから、策定を推進する必要がある。
<救急医療情報キットの配付>		
避難行動要支援者等の救急対応を円滑に行うため、か かりつけ医療機関、持病等の情報を保管できる救急医療 情報キットを配付しており、連携中枢都市圏事業とし て、圏域市町村と共同で取り組んでいる。	0	救急隊員や消防隊員が持病や服薬などの医療情報 確認することで、救急対応が必要な要支援者に対し 切な処置やスムーズな病院選定を行うことができる とから、連携中枢都市圏事業として、引き続き、圏 町村と共同で取り組む必要がある。
【消防力の強化】		
<消防力の強化>		
消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力 の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域 の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。 また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災 害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森 県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である 緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。	0	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き線 施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消 部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が に行われる必要がある。
く消防団の充実>		
村では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす 消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保 と装備の充実を図っている。また、消防団員の確保及び 新入団員加入促進のため消防団協力事業所表示制度を 導入し、消防団員の確保に努めている。	0	近年、消防団員は年々減少していることから、地 消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団 確保と装備の充実を図る必要がある。

•

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
		1		_
0	災害発生時に、住民及び観光客等が迅速かつ適 切な避難行動が取れるよう、避難路・避難所サイ ンの整備を行う。	村		
0	名簿の登録情報について、民生委員による要援 護者との面談や個別避難計画の作成を通じて、登 録情報を更新する。	村		
0	個別計画の策定を推進するため、避難行動要援 護者名簿が最新かどうかの確認と併せて、民生委 員を通じた個別計画の策定支援を行う。	村		
0	避難行動要支援者等の救急対応を円滑に行うた め、消防本部構成市町村と連携中枢都市圏構成市 町村が同じであることを踏まえ、連携中枢都市圏 事業として、引き続き、構成町村と共同で取り組 む。	村 連携市町 (全市町)	○救急医療情報キット配付状況 95.7%(R3)→98.0%(R8)	0
		1		
0	国の指針に基づく施設等の整備を進めるととも に、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び 関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を 実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際 の対応が重要となることから、図上訓練を含めた 取組を行う。	県 村 消防本部		
0	引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情 に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 村 消防本部		

現在の取組	再揭	脆弱性評価
<消防団員の安全確保> 災害時の消防団員の安全確保のため、活動要領、退避 ルール等を定めた「消防団活動における安全管理マニュ アル」の策定を検討している。	0	災害時の消防団員の安全確保は必要不可欠な取組 あることから、マニュアルを策定する必要がある。
<ドローン等のデジタル技術の活用> 消防本部において、迅速かつ効率的な災害対応のた め、ドローンを活用し、上空からの正確な情報収集を行 っている。	0	災害発生時において、立ち入り困難な被災現場での 確な情報収集やそれをもとにした早期の救助や復旧 ための計画づくり等を行う上で、的確かつ効率的に行 ために、ドローン等の機材の活用できる体制を整えて く必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
< 土砂災害ハザードマップの作成及び防災意識の啓発> 土砂災害の発生に際し、土砂災害警戒区域周辺住民の 円滑な警戒避難を確保するため、土砂災害ハザードマッ プを作成・公表している。		平時から、災害発生時における警戒避難につながる 制を構築するため、土砂災害警戒区域や避難場所等が 載されている土砂災害ハザードマップを住民に周知 る必要がある。
<火山に対する防災意識の啓発> 火山に対する住民や登山者等の防災意識の向上を図 るため、関係機関からなる火山防災協議会において、火 山現象による影響範囲や避難場所の位置等を示した「火 山防災マップ」の作成に必要な検討を行っている。		近年は県内における火山噴火の実績がなく、地震、 波、水害に比べて、火山に対する防災意識が低い状況 あることから、防災意識の普及体制を構築の上、住居 登山者等に対する普及啓発を実施していく必要があ
<自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共 助の要となる自主防災組織の設立支援のため「新郷村自 主防災組織育成事業」を実施しているほか、自主防災組 織の活動費を補助する「新郷村自主防災組織活動支援事 業」による支援を行っている。	0	自主防災組織の組織率は平成30年4月現在で100 であるが、さらなる地域防災力向上のため、組織の充 活性化を図っていく必要がある。
<防災意識の啓発> 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域 住民の防災意識を高めるため、広報しんごうや村ホーム ページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行って いる。	0	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発に いて、より一層の取組を実施していく必要がある。

•

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
0	マニュアルを策定し、災害時における消防団活 動の確立を図るとともに、マニュアルの実効性を 高めるため、定期的に訓練を実施する。	村 消防本部		
0	災害時のドローン等の運用を確実にするため に、必要な資機材の調達や維持管理、定期的な訓 練等を実施する。	消防本部 村		
0	住民に対する土砂災害警戒区域や避難場所等の 周知を図るため、広報しんごうやホームページ等 により、土砂災害ハザードマップの周知を図る。	村		
0	火山に対する防災意識の向上に向けて、村及び 関係機関等の火山防災知識の習得を促進するとと もに、避難行動に有効な情報を掲載した火山防災 マップ等を活用し、住民や登山者等に防災情報を 周知する。	県 村		
0	自主防災組織の活発化に向けて、引き続き、県 と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発 研修等の取組を実施する。 また、村として、引き続き、「新郷村自主防災 組織活動支援事業」等により、自主防災組織の充 実・強化を図る	県村		
0	地域住民の防災意識を高めるため、引き続き、 県と連携を図りながら、広報活動や防災訓練等を 通じた啓発活動を実施するとともに、防災に対す る関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓 発の在り方を検討する。	県 村		

٦

リスクシナリオ 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多					
現在の取組	再揭	脆弱性評価			
<防災訓練の推進> 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時に おける安全かつ迅速な対応が可能となるよう、地域住民 及び学校関係者や防災関係者の参加による総合防災訓 練を実施している。 また、地域防災力の向上を図るため、各地区の自主防 災組織が実施する訓練等の支援を行っている。	0	近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した 防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災組 織が実施する訓練等の支援を行っていく必要がある。			
<地域防災リーダーの育成> 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急 活動ができるよう、地域防災のリーダーとなる人材が必 要なため、人材育成を行っている。	0	地域防災の中心となり得る人材が不足しているため、 各地域の常会や防災知識・技能を有する防災士等との連 携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必 要がある。			
<地区防災計画策定の推進> 災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、地区防災計画の作 成支援を行っている。	0	地区防災計画策定の必要性の認知度が低いことから、 地区防災計画策定の重要性を広く周知する必要がある。			

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
0	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災 訓練を実施するとともに、各地区の自主防災組織 の訓練等の支援を行う。	村		
0	地域防災リーダーの人材育成のため、各地域の 常会や防災知識・技能を有する防災士等との連携 を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修会 等の取組を実施する。	村		
0	地区防災計画の素案作成を促進するために、災 害対策課以外の担当などと連携を図る。	県 村		

Г

リスクシナリオ 1-5 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生				
現在の取組	再揭	脆弱性評価		
【防雪施設の整備】	1			
<防雪施設の整備> 冬期間の安全な道路交通等を確保するため、防雪柵や 雪崩防止柵等の防雪施設の整備を推進している。		新たに防雪施設を整備するべき箇所、老朽化が 整備するべき施設や、なだれ防止保安林等を新たに するべき地域が生じる場合もあることから、風雪に 道路等の状況が悪化する箇所を把握し、防雪柵、雪		
【道路交通の確保】		止柵などの防雪施設の整備を進める必要がある		
<除排雪体制の強化> 降雪等による道路交通の阻害を解消するため、社会の 動向や地域の特性を考慮した効率的な除排雪を実施し ている。		近年の局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に する必要があることから、除雪協力業者を確保する もに、国・県との連携強化や相互支援体制を構築す 要がある。		
【情報通信の確保】				
<情報通信利用環境の強化> 災害発生時における情報通信利用環境として、村が管 理する施設においてWi-Fiサービスを提供してい る。	0	観光施設等でWi-Fi利用環境が不十分なと が見受けられるため、民間事業者の取組を促進する もに、村が管理する施設のWi-Fi利用環境を発 せる必要がある。		
【陶器の防災意識の啓発】				
<冬季の防災意識の啓発> 道路への雪出しや路上駐車による交通障害を防止す るため、広報やホームページを通して村民への協力依頼 を行っている。		広報紙やホームページを通して道路への雪出し ないよう呼びかけているが、一部道路への雪出し われているため、周知の方法を検討していく必要 る。		

	クシナリオを回避するための対応方策の概要】			
	l雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の 除排雪体制の強化を図るとともに、代替交通手段の			施設の
重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
0	冬期間の安全な道路交通確保等に向けて、県と 連携を図りながら、雪害対策が必要な箇所を把握 し、防雪柵や雪崩防止柵等の防雪施設の整備や老 朽化対策を実施する。	県 村		
0	近年の局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等 に対応するため、引き続き、除雪協力業者を確保 するとともに、国・県との連携強化や相互支援体 制等の構築に取り組む。	国 県 村		
		T		
0	災害発生時における情報通信利用環境を整備す るため、民間事業者との連携を図りながら、Wi – F i 利用環境の拡大を促進するとともに、村が 管理する施設のWi-Fi利用環境の充実を図 る。	村 事業者		
0	道路への雪出しによる事故や、路上駐車による 交通障害を防止するため、今後も広報紙やホーム ページによる注意喚起を継続するとともに、村民 への新たな情報提供や周知の方法等を検討する。	村		

-•

現在の取組	再揭	脆弱性評価
【行政情報連絡体制の強化】		
< <p>く県・市町村・防災関係機関における情報伝達&gt;     災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の     通信ネットワークとして、県、村、防災関係機関の間の     通信を行う「青森県防災情報ネットワーク(地上系・衛 星系)」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。     また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利     用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する     独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p>	0	県、村、防災関係機関の間の通信を確保し、災害時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の避 保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワ の操作等に習熟していく必要がある。 また、防災情報ネットワークが利用できない場合 常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自 信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要が
【住民等への情報伝達の強化】		
<住民等への情報伝達手段の多様化> 住民等へ避難情報を迅速・的確に伝達するため、全国 瞬時警報システム(Jアラート)、災害情報共有システ ム(Lアラート)、村防災行政無線、ほっとスルメール、 広報車、村ホームページ、緊急速報メール等、多様な伝 達手段の確保に努めている。	0	避難情報を迅速・確実に住民等に伝達するため、 害性が高い防災無線や屋内外を問わず受信できる 速報メール等の様々な伝達手段を組み合わせてい 要がある。
<障がい者等に対する避難情報伝達>		
障がい者等へ災害発生情報や避難情報等を迅速に伝 達するため、村ホームページにより、ほっとスルメール への登録方法等を周知している。		障がい者等の要援護者は、障害の程度により外部の情報を得られにくいため、避難情報が障がい者等実に伝わるよう伝達手段や体制を検討していく必要ある。
<外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化>		
外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制として、村が管理する施設等においてWi-Fiサービスを提供している。		村が管理する施設等のWi-Fi環境を充実させ ともに、観光施設等においてWi-Fiサービスの 環境が不十分な箇所が見受けられるため、利用範囲 大等の取組を促進する必要がある。
くほっとスルメール(八戸市安全・安心情報メール配信		
サービス)の充実> 緊急情報や気象、火災、防犯、交通安全、消費生活、 保健所などに関する情報を、登録者の携帯電話等にお知 らせする「ほっとスルメール」配信事業を連携中枢都市 圏の連携事業として行っている。 また、スマートフォンの普及に伴い、ほっとスルメー ルアプリの運用を開始しており、住民の安全安心意識の 高揚や、新たな被害の発生及び被害の拡大防止を図るた めの重要な情報伝達手段としてほっとスルメールの充 実、強化に取り組んでいる。		ほっとスルメールは、災害時における重要な情報 手段であり、また、近年は、全国各地で様々な大規 害が発生していることから、住民の生命・財産を 災害に強い安全な地域づくりを推進するため、ほっ ルメールの利用者を増やしていく必要がある。

•

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の 死傷者の発生

情報	くクシナリオを回避するための対応方策の概要】 最伝達の不備等に起因した避難行動の遅れ等による多 への情報伝達の強化や、住民の防災意識の啓発、防災			及び住
重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
0	災害発生時の防災情報システムの運用を万全に するため、定期的に保守管理を行うとともに、県、 村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に 実施する。	県 村		
0	また、災害時のLアラートの運用を確実にする ため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。	県 村		
0	障がい者等へ災害発生情報や避難情報等を迅速 に伝達するため、引き続き、ほっとスルメールの 周知を行うほか、避難情報が確実に伝わるよう伝 達手段や体制について検討する。	村		
0	外国人を含む観光客等が安心して旅行できる受 入環境の整備のため、村が管理する施設等のWi- Fi環境を充実させるとともに、民間事業者との 連携を図りながら、Wi-Fiサービス利用範囲の 拡大を促進する。	県 村		
0	ほっとスルメールへの加入を促進するため、引 き続き、広報しんごうや村ホームページへの掲載 のほか、各種防災イベントでのチラシの配布など、 様々な機会を通じて未登録者に登録を呼びかけて いく。 また、住民が迅速、適切に避難行動を取れるよ う、メール到達時間の短縮や、ほっとスルメール アプリの機能強化など、情報伝達の強化を図ると ともに、連携中枢都市圏の構成市町と連携しなが ら、利用者のサービス向上への取組も併せて行う ことで、さらなるほっとスルメールの加入促進に 取り組む。	村 連携市町 (全市町 村)	○圏域内のほっとスルメールアプリダウンロー ド数 23,877 件(R2)→48,000(R8)	0

.

リスクシナリオ 1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意	意識の低	さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生
現在の取組	再揭	脆弱性評価
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		l
<防災意識の啓発> 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域 住民の防災意識を高めるため、広報しんごうや村ホーム ページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行って いる。	0	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発につ いて、より一層の取組を実施していく必要がある。
<防災情報の入手に関する普及啓発> 災害発生時において、住民等が確実に防災情報を入手 できるよう、各家庭等において日頃から準備しておくべ きことについて、村ホームページや防災訓練、研修会等 を通じて普及啓発を行っている。		災害に伴う大規模停電発生時等においても、住民等 確実に防災情報を入手できるよう、情報通信環境の変 等も踏まえた普及啓発を実施していく必要がある。
【防災教育の推進・学校防災体制の確立】	1	
<防災教育の推進> 児童生徒等の防災意識を育成するため各学校におい て、防災教育を実施している。		災害発生時の被害を軽減するためには、教職員、児 生徒等が災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行 を行うことが重要であることから、学校安全に係る教 研修や児童生徒への防災教育の充実を図っていく必要 がある。
<学校防災体制の確立> 学校における防災体制の整備等を図るため、各学校に おいて危機管理マニュアルを作成し、避難訓練等を実施 している。		危機管理マニュアルについては、社会環境の変化な 各学校や地域の実情を踏まえ、必要な見直しを図って く必要がある。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと リスクシナリオ 1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の 死傷者の発生

1

-•

Γ

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
0	地域住民の防災意識を高めるため、引き続き、 県と連携を図りながら、広報活動や防災訓練等を 通じた啓発活動を実施するとともに、防災に対す る関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓 発の在り方を検討する。	県村		
0	停電発生時のラジオの活用を始め、様々なIC T機器を活用した防災情報の入手の方法や充電対 策について、村ホームページや防災訓練、研修会 等を通じて普及啓発を行う。	県 村		
0	各学校において、発達段階に応じた防災教育が 実施されるよう、教員研修や防災関係機関による 普及啓発活動の充実を図る。	村		
0	効果的な災害対策活動が行われるよう、引き続 き、危機管理マニュアルの検証や見直しを推進す る。	県 村		

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止				
現在の取組	再揭	脆弱性評価		
【支援物資等の供給体制の確保】		L		
<非常物資の備蓄> 災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、 県及び村は、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の 食料を備蓄するよう啓発している。		引き続き、住民等に家庭内備蓄について啓発活動施する必要がある。 また、公的備蓄では不足する場合もあることか ーパーや飲料水メーカー等と災害発生時における 物資の供給に関する協定を締結していく必要があ		
<災害発生時の物流インフラの確保>				
災害発生時における避難所への救援物資等の円滑な 輸送を確保するため、災害発生時に利用する輸送経路等 について、県と連携しながら、道路等の物流インフラの 強化策を検討している。		大規模災害発生時に、輸送経路等の寸断などに、 流機能の低下が懸念されることから、災害に強い ンフラを確保する必要がある。		
<石油燃料供給の確保>				
県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結して いる災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に 基づき、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、 緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年 度、当該情報を更新している。		災害発生時においては青森県石油商業組合との が有効に機能するよう、引き続き、供給先の情報 連携体制の維持が必要である。		
<避難所等への燃料等供給の確保>				
災害発生時に避難所等への燃料等供給を確保するため、調達先について調査把握に努めている。		現時点では、燃料等供給の調達先の把握に留まることから、災害発生時における応急対策燃料(ジ油ガス)等の物資供給を確保するため、民間事業 係機関との協定を進めていくことが必要である。		
<被災地応援の受入体制の構築>				
災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れるこ とができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受 入体制の構築を図っている。		災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れ とができるよう、個々の相互応援協定について、 要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認 必要がある。 特に近年の大規模災害においては、緊急災害対象 隊(TEC-FORCE)等、国や関係機関など らの受入が必要であり、配慮する必要がある。		
<救援物資等の受援体制の構築>				
災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅 速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に 係る協定を締結している。		協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、1 からの義援物資等について、具体的な受け入れの が定まっていないため、これらを具体化する必要 る。		

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止を防ぐため、非常物資や支援物資等の供給 体制及び被災地応援の受入体制の確保、防災拠点の整備、水道施設・物流関連施設の防災対策の推進等を図る。

11.1.2/2					
重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目	
0	引き続き、県と連携を図りながら、住民に対し て食料を備蓄するよう啓発するとともに、災害発 生時の食料調達に関する協定の締結を推進する。 また、住民の3日分の食料備蓄を基本としつつ も、これを一層促進する取組や、住民の備蓄を補 完する県及び村の備蓄目標、役割分担等、これか らの県全体としての災害備蓄の在り方について検 討し、推進する。	県 村			
0	災害発生時に救援物資等の円滑な輸送を確保す るため、県が進めている防災物流インフラ強化計 画の策定に協力するとともに、計画策定後は、本 計画に基づき県と連携しながら危険箇所対策を進 めていく。	県 村			
0	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要 な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き 続き、供給対象・連絡体制に係る情報更新等を行 う。	県 村			
0	災害発生時における避難所等への燃料等供給を 確保するため、民間事業者や関係機関との協定締 結を進める。	村			
0	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・ 要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルによ り定期的に確認し、訓練・研修等によりその実効 性を高めていく。 また、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORC E)等、国の各関係機関を円滑に受け入れるため の体制を整備する。	村			
0	物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の 受入調整機能等について検討の上、受援体制を構 築する。	村			

.

\_\_\_\_

	リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止				
	現在の取組	再揭	脆弱性評価		
	<要配慮者(難病疾患等)への支援> 在宅で人工呼吸器等を使用している難病患者や小児 慢性特定疾病患者等が、災害発生時も継続治療ができる ようにするため、患者の把握に努めるとともに、患者・ 家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長 期にわたる場合の対応方法等を確認し、必要な助言を行 っている。		災害発生で停電になった場合は生命に関わることか ら、停電時に備えて、引き続き、在宅で人工呼吸器等を 使用している患者には停電後も継続して人工呼吸器等 を使用できる環境の整備を図る必要がある。 また、透析患者については、透析治療が維持できるよ う受入可能な医療機関に関する情報を提供する体制を 構築しておく必要がある。		
	<災害用医薬品等の確保> 災害発生時に必要となる医薬品等を確保するため、院 内在庫薬品調査、使用期限確認を行い適正在庫に努めて いる。 なお、医薬品や医療機器、医療用ガス等が不足する場 合は、県が関係団体等と供給協定等を締結していること から、県へ供給要請を行うこととしている。		災害発生時に必要となる医薬品等を確保体するため、 関係機関等との連携体制を強化する必要がある。		
	<避難所における水等の確保> 災害発生時の避難所における飲料水を確保するため、 避難所への非常用備蓄水の配備を推進している。		災害発生による長期間の減断水が住民生活の環境悪 化につながることから、応急給水体制の強化や非常用備 蓄水の確保など、飲料水等の確保に向けた取組みを継続 して進める必要がある。		
_	【防災拠点の整備】				
	<防災拠点の整備> 大規模災害時に警察、消防、自衛隊等から派遣される 要員の活動拠点及び救援物資の保管等のため、公園等を 地域防災拠点として地域防災計画に位置付け、大規模災 害時における即応力の強化を図っている。		大規模災害時における即応力を強化するために、防災 拠点を活用し、避難対策や災害応急・復旧活動対策等の 強化を図る必要がある。		

1

-•

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

Γ

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
0	在宅で人工呼吸器等を使用している患者の名簿 作成・更新に努めるとともに、患者・家族に対し、 停電時における予備電源の確保や停電が長期にわ たる場合の対応方法等の確認及び必要な助言を継 続する。福祉避難所へのスムーズな避難のため、 庁内関係課や担当ケアマネジャー等関係者との情 報共有を行う。 透析患者については、受入可能な医療機関に関 する情報を提供するための体制を構築するととも に、八戸市医師会など関係機関との連携強化を図 る。	村		
0	災害発生時に必要となる医薬品等を確保するた め、防災訓練の実施などにより、関係機関等との 連携体制を強化する。	村 診療所		
0	引き続き、非常用備蓄水を購入していくほか、 倉庫に集中保管している非常用備蓄水について、 避難所へ再配備するための方法や配備数について 検討していく。 また、災害発生時における飲料水等を確保する ため、継続して水道事業者や関係機関との連携を 強めるとともに、各家庭や事業所等での飲料水の 備蓄や非常用持ち出し袋の準備等を啓発すること に加え、飲料水等の備蓄に継続して取組む。	村		
		I		]
0	引続き、大規模災害時における即応力の強化の ための防災拠点について、一時的な避難者の受入、 防災関係機関の活動拠点、救援物資集積場所、備 蓄倉庫等として活用を図っていく。 また、運用マニュアルの見直しや、防災訓練等 を実施する。	村		

現在の取組	再揭	脆弱性評価
【水道施設の防災対策】		
<水道施設の耐震化・老朽化対策>		
災害発生時においてもの給水機能を確保するため、水 道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進め ている。		人口減少を踏まえた計画の見直し、アセットマネ: ント (資産管理)を活用し、施策を推進する必要があ
<応急給水資機材の整備>		
災害による断水発生時において、被災者が必要とする 最小限の飲料水の確保が可能となるように、水道事業者 においては応急給水のための体制を整えるとともに、災 害用備蓄資材(応急給水)の整備を図っている。		災害による断水発生時において、被災者が必要と 最小限の飲料水を確保するため、災害用備蓄資材(加 給水)の充実を図っていく必要がある。
<水道施設の応急対策>		
災害発生時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水が可能となるように、水道事業者においては応急復旧のための体制を整えるとともに、応急復 旧資材を備蓄している。		災害により水道施設及び管路に被害が発生した場 速やかに給水を再開するため、継続して、応急復旧 材の整備を図る必要がある。
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策>		
災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路と なる緊急輸送道路を確保するため、国・県と連携して優 先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	0	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残って り、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの 急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の構 強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策>		
緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する 緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機 能強化や老朽化対策を推進している。	0	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完 道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残せ いるため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある
<市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策>		
災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の 安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を促進し ている。	0	整備後、相当の年数を経過している施設もあるこの ら、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等な 施する必要がある。
<道路における障害物の除去>		
道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者 が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の 道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、 当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することと している。		地震や津波、風水害等により道路における障害物が 生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送 妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要で る。

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
0	災害発生時における給水機能の確保に向けて、 水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を継続し て進める。	村	「重要給水施設排水管路の耐震率 54.0%(H28) →69.7%(R10)」	
0	災害による断水発生時において、被災者が必要 とする最小限の飲料水を確保するため、引き続き、 必要に応じ、応急給水体制の見直し及び災害用備 蓄資材(応急給水)の更新を図る。	村		
0	災害により水道施設及び管路に被害が発生して も速やかに給水を再開するため、引き続き、必要 に応じ、応急復旧体制の見直し及び応急復旧資機 材の更新を図る。	村		
		1		
0	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の 広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するた め、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活 用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路 施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実 施する。	国 県 村		
0	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保 するため、県と連携を図りながら、国の交付金を 活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道 路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を 実施する。	県 村		
0	農道・林道については、必要な改良や老朽化対 策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検 診断等を実施する。	村		
0	迅速に交通を確保するため、道路管理者による 迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通 大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完 路となっている道路については、必要に応じて道 路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請す るほか、東北地方整備局と締結した協定等による 支援を速やかに要請する。	国 県 村		

Г

•

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止					
現在の取組	再揭	脆弱性評価			
【食料生産体制の強化】					
<食料生産体制の強化> 農業については、荒廃農地の発生の防止と、農業の生 産性向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地 貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進する とともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。		農業については、水稲、野菜、果物、花き、畑作物 の多彩な農業生産が行われている。 災害発生時においても農産物が安定供給できるよう 平時から、生産基盤や生産体制の強化を図る必要があ る。			
<農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策> 産地力の強化のため、パイプハウスの整備や省力化を 目的とした農業用機械の導入等を実施する必要がある 農業者へ支援を実施している。		安定した農業生産を確保するためには、平時から営 基盤の強化が必要であることから、パイプハウス整備 農業用機械の導入等、農業者への支援を引き続き実施 る必要がある。			
<流域治水対策(農業水利施設の整備)> 集中豪雨等による農村地域の湛水被害の未然防止と 被害の最小化を図るため、排水機場や農業用排水路の整 備・改修等を実施している。	0	自然的・社会的条件変化により脆弱化した排水機場 農業用排水路等があることから、近年の頻発化・激甚 している豪雨災害等を踏まえ、必要な整備及び改修等 推進していく必要がある。			

٦

-•

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

Г

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
0	災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、 村、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、 農地の利用集積を推進するとともに、国の交付金 事業等を活用しながら再生利用を進め、荒廃農地 の発生防止・解消に取り組む。	村		
0	安定した農業生産を確保するため、パイプハウ ス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を 引き続き実施し、営農基盤の強化を図る。	村		
	県等と連携を図りながら、排水機場や農業用排 水路等について、湛水被害の未然防止を図るため、 整備・改修等を実施する。	県 村		

リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時	発生	
現在の取組	再揭	脆弱性評価
【地域の孤立防止対策】		
<地域の孤立防止対策> 災害発生時において、人命を守ることを最優先に、「孤 立地域をつくらない」という視点と「逃げる」という発 想を重視し、防災対策と危機管理体制の強化などのハー ド・ソフトー体となった、青森県独自の「防災公共」の 取組を県と一体となって推進している。 この一環として、地震・大雨により孤立するおそれが ある地域の把握や、そこに通じる道路・橋梁等の通行確 保対策等に取り組んでいる。		孤立のおそれがある地域や、道路・橋梁等の通行 対策が講じられていない箇所を把握の上、対策を実 ていく必要がある。
【孤立地域発生時の支援体制の構築】		
<孤立地域発生時の支援体制の確保> 孤立地域が発生した場合は、食料や資機材等の物資輸 送等の支援が必要となるため、市町村間の広域連携の観 点から、他自治体との相互応援協定を締結している。		多数の孤立地域が同時に発生した場合でも対応が 能となるよう、関係機関による支援体制を確保する。 がある。
<ドローン等のデジタル技術の活用> 消防本部において、迅速かつ効率的な災害対応のた め、ドローンを活用し、上空からの正確な情報収集を行 っている。	0	災害発生時において、立ち入り困難な被災現場での 確な情報収集やそれをもとにした早期の救助や復旧 ための計画づくり等を行う上で、的確かつ効率的に行 ために、ドローン等の機材の活用できる体制を整えて く必要がある。
【防災へリコプターの運航の確保】		
<防災へリコプターの連携体制の確立> 他都道府県の防災航空隊や防災関係機関と相互の連 携・協力関係を確立するため、定期的に訓練を実施して いる。 大規模災害が発生した場合の他都道府県からの広域 航空消防応援に係る受入れ体制に係るマニュアルを作 成し、体制を整えている。		防災関係機関相互の連携体制を確立するため、引き き、統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施す 要がある。 また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空 大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施でき よう、引き続き、関係機関相互の連携・協力体制を するため訓練を実施する必要がある。
【情報通信の確保】		
<情報通信利用環境の強化> 災害発生時における情報通信利用環境として、村が管 理する施設においてWi-Fiサービスを提供してい る。	0	観光施設等でWi-Fi利用環境が不十分なとこ が見受けられるため、民間事業者の取組を促進する もに、村が管理する施設のWi-Fi利用環境を充 せる必要がある

リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

## 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生を防ぐため、孤立するおそれのある地域への支援体制の構築や、情報通信利用環 境の強化、緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策を図る。

現の短	a化、緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策を図る	0				
重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目		
0	災害発生時の地域の孤立防止に向けて、県と連 携を図りながら、引き続き、孤立のおそれがある 地域や、道路・橋梁等の通行確保対策が講じられ ていない箇所を把握の上、必要な対策を実施する。	県 村				
0	県及び八戸圏域の市町や防災関係機関と連携 し、孤立地域発生時に支援する内容について、検 討する。	県 村				
0	災害時のドローン等の運用を確実にするため に、必要な資機材の調達や維持管理、定期的な訓 練等を実施する。	消防本部 村				
		I				
0	ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係 機関相互の連携体制を確立するため、県総合防災 訓練や合同指揮本部図上訓練等において、統一的 な航空機の運用調整の下、訓練を実施する。 また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航 空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が 実施できるよう、関係機関相互の連携・協力体制 を確立するため訓練を実施する。	県				
0	災害発生時における情報通信利用環境を整備す るため、民間事業者との連携を図りながら、Wi – F i 利用環境の拡大を促進するとともに、村が 管理する施設のWi – F i 利用環境の充実を図 る。	村 事業者				

-

現在の取組	再揭	脆弱性評価
【道路施設の防災対対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路と なる緊急輸送道路を確保するため、国・県と連携して優 先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	0	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っ り、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資なと 急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の 強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する 緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機 能強化や老朽化対策を推進している。	0	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完 道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が いるため、機能強化や老朽化対策を行う必要があ
<市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の 安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を促進し ている。	0	整備後、相当の年数を経過している施設もあるこ ら、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等 施する必要がある。
<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者 が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の 道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、 当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することと している。	0	地震や津波、風水害等により道路における障害物 生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸 妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要 る。

1

-•

リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

Γ

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
0	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の 広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するた め、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活 用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路 施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実 施する。	国 県 村		
0	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保 するため、県と連携を図りながら、国の交付金を 活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道 路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を 実施する。	県 村		
0	農道・林道については、必要な改良や老朽化対 策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検 診断等を実施する。	村		
0	迅速に交通を確保するため、道路管理者による 迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通 大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完 路となっている道路については、必要に応じて道 路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請す るほか、東北地方整備局と締結した協定等による 支援を速やかに要請する。	国 県 村		

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等に	より救日	<b>助・救急活動等が実施できない事態</b>
 現在の取組	再揭	脆弱性評価
【防災関連施設の耐震化・老朽化対策】		
<村庁舎、消防本部庁舎等の耐震化・老朽化対策>		
災害発生時に防災拠点となる村庁舎の老朽化対策を 進めている。	0	平成30年3月末現在、村庁舎の耐震化率は100% なっていることから、今後は、災害発生時の被害を極 抑えるため、適切な維持管理を行うとともに、計画的 老朽化対策を進める必要がある。
【災害対策本部機能の強化】	1	
<災害対策本部機能の強化> 大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ的確 に講じるために設置する新郷村災害対策本部について、 県や防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。 また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、定期 的に図上訓練を実施している。		災害対策本部は、災害が発生した場合における初動 の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連 調整など、応急対策に係る重要な役割を果たすことか ら、その体制や統制機能等について検証し、災害対策 部機能の強化・充実を図る必要がある。
【関係機関の連携強化・防災訓練の推進】	1	
<災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化> 災害発生時に県内の消防力では対処できない場合に消防庁を通して出動する緊急消防援助隊を円滑に受け入れるため、青森県緊急消防援助隊受援計画に基づき、当地域の実情を踏まえた受援計画を策定している。 また、北海道東北各県持ち回りで行われる緊急消防援助隊のブロック合同訓練に毎年参加している。		これまでに緊急消防援助隊の受入れを行ったことれ ないため、訓練等に参加することにより、災害発生時 おける対応の実効性を高める必要がある。
<防災航空隊への航空支援> 大規模災害発生時、緊急消防援助隊航空部隊等の応援 を受ける際、航空小隊が円滑に活動できるよう、協定に 基づき航空隊経験者を航空支援員として派遣すること としている。		これまで航空支援員を派遣するような事態が発生し ていないことから、災害時における対応の実効性を高 る必要がある。
<医療従事者確保に係る連携体制>		
村内の医師等をもってしても医療等の実施が困難な 場合、これに要する人員及び資機材の確保について、「大 規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」に基 づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、必要に応じ て災害時派遣医療チーム(DMAT)の派遣を含め県へ 応援を要請することとしている。		災害発生時の保健医療活動を総合調整する県や関係 機関との連携を強化していく必要がある。

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

## 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

自衛隊、警察、海保等が有する救助・救急活動等の能力を十分に発揮できない事態や、被災等により活動できない事態を防ぐ ため、防災関連施設の耐震化・老朽化対策の推進、防災関係機関や地域住民の参加を含めた総合防災訓練の実施、救助・救出体 制の強化や被災地応援の受入体制を構築するほか、地域防災力向上のため、自主防災組織の設立・活性化支援や地域防災リーダ ーの育成を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
	村庁舎の災害対策本部機能を確保するため、引 き続き、適切な維持管理を行うとともに、計画的 に老朽化対策を進める。	村		
	災害対策本部機能の充実・強化を図るため、引 き続き、定期的に訓練を実施し、本部の体制・配 置等について検証の上、適宜見直しを行う。	村		
		1		
0	災害発生時に緊急消防援助隊の受入を円滑に行 うため、引き続き、訓練等に参加することにより、 災害発生時における対応の実効性を高める。	県 消防本部 村		
0	大規模災害時に航空小隊が円滑に活動できるよ う、航空支援員の活動も想定した訓練を実施し、 災害時における対応力を高める。	県 消防本部 村		
0	災害発生時の医療提供体制確保のため、県や圏 域で行われる会議や図上訓練への参加等により、 県や関係機関との連携体制を強化する。	村		

現在の取組	再揭	脆弱性評価
<総合防災訓練の実施> 大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消		近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の
へ焼侯の害先生時の応急体制の光美を図るため、肩防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。		近年の災害先生(水売等を踏まえるとともに、後数の 然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野 入れ、応急体制のさらなる充実に向け、訓練内容の見 し等を図っていく必要がある。
<図上訓練の実施>		
災害対策本部の運営や防災関係機関との連携強化等、 各種防災システムの機器操作の習熟を図るため、図上訓 練を実施している。		職員のスキルの維持・向上を図るとともに、防災間機関との連携体制を構築するため、継続的に訓練を調する必要がある。
【救急・救助活動等の体制強化】		
<消防力の強化>		
消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力 の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域 の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。 また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災 害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森 県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である 緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。	0	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消留部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応がFに行われる必要がある。
<消防団の充実>		
村では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす 消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保 と装備の充実を図っている。また、消防団員の確保及び 新入団員加入促進のため消防団協力事業所表示制度を 導入し、消防団員の確保に努めている。	0	近年、消防団員は年々減少していることから、地域 消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員 確保と装備の充実を図る必要がある。
<救急・救助活動等の体制強化>		
災害発生時における救命率の向上を図るため、定期に 実施している地域メディカルコントロール協議会事例 検討会や各種講習会を活用し、救急救命士及び救急隊員 に対する指示・指導・助言体制の充実を図っている。 また、救急救命士の新規育成を継続するとともに、救 急救命士再教育要領に基づき救急救命士の再教育を実 施している。 救急救命士以外の消防職員に対しても、救急に係る専 門的知識・技能を習得させ、災害発生時に適切な救急活 動を実施できるよう各所属の業務の中で教育訓練を実		災害発生時の救急体制のさらなる充実を図るため 急救命士の新規育成を継続するとともに、救急救命 資質向上のため、救急救命士の再教育を進める必要だ る。 また、救急救命士以外の消防職員が災害発生時に 活動等に係る技能を発揮できるよう、継続的かつ効果 な教育訓練を実施する必要がある。

1

-•

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
0	大規模災害発生時の応急体制のさらなる充実と 地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に 応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・ 警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の 参加のもと、より実効性の高い総合防災訓練を実 施する。	村 防災関係 機関		
	災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営 するとともに、防災関係機関と連携し適切な応急 対策が実施できるよう、引き続き、定期的に図上 訓練を実施する。	村 防災関係 機関		
0	国の指針に基づく施設等の整備を進めるととも に、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び 関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を 実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際 の対応が重要となることから、図上訓練を含めた 取組を行う。	県 村 消防本部		
0	引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情 に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 村 消防本部		
0	災害発生時の救急体制のさらなる充実を図るた め、引き続き、救急救命士の新規育成、指導救命 士による救急救命士の教育を含めた救急救命士に 対する再教育を進めていく。 また、救急救命士以外の消防職員に対しても、 災害発生時に救急活動等に係る技能を発揮できる よう、引き続き、実効性が高く効果的な教育訓練 を実施する。	消防本部 村		

現在の取組	再揭	脆弱性評価
【支援物資等の供給体制の確保】		
<被災地応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れるこ とができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受 入体制の構築を図っている。	0	特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策 隊(TEC-FORCE)等、国や関係機関など全 らの受入が必要であり、配慮する必要がある。
<救援物資等の受援体制の構築>		
災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅 速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に 係る協定を締結している。	0	協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、企業 からの義援物資等について、具体的な受け入れの運 が定まっていないため、これらを具体化する必要か る。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
<防災意識の啓発> 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域 住民の防災意識を高めるため、広報しんごうや村ホーム ページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行って いる。	0	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発に いて、より一層の取組を実施していく必要がある。
<防災訓練の推進>		
地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時に おける安全かつ迅速な対応が可能となるよう、地域住民 及び学校関係者や防災関係者の参加による総合防災訓 練を実施している。 また、地域防災力の向上を図るため、各地区の自主防 災組織が実施する訓練等の支援を行っている	0	近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定 防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防 織が実施する訓練等の支援を行っていく必要がある
<自主防災組織の設立・活性化支援>		
災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織の設立支援のため「新郷村自 主防災組織育成事業」を実施しているほか、自主防災組 織の活動費を補助する「新郷村自主防災組織活動支援事 業」による支援を行っている。	0	自主防災組織の組織率は平成30年4月現在で10 であるが、さらなる地域防災力向上のため、組織の充 活性化を図っていく必要がある。

1

•

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

Γ

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
- <u>4</u>				火口
0	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・ 要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルによ り定期的に確認し、訓練・研修等によりその実効 性を高めていく。 また、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORC E)等、国の各関係機関を円滑に受け入れるため の体制を整備する。	村		
	物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の 受入調整機能等について検討の上、受援体制を構 築する。	村		
				1
0	地域住民の防災意識を高めるため、引き続き、 県と連携を図りながら、広報活動や防災訓練等を 通じた啓発活動を実施するとともに、防災に対す る関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓 発の在り方を検討する。	県村		
0	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災 訓練を実施するとともに、各地区の自主防災組織 の訓練等の支援を行う。	村		
0	自主防災組織の活発化に向けて、引き続き、県 と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発 研修等の取組を実施する。 また、村として、引き続き、「新郷村自主防災 組織活動支援事業」等により、自主防災組織の充 実・強化を図る。	県 村		

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態				
現在の取組	再揭	脆弱性評価		
<地域防災リーダーの育成> 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急 活動ができるよう、地域防災のリーダーとなる人材が必 要なため、人材育成を行っている。	0	地域防災の中心となり得る人材が不足しているため 各地域の常会や防災知識・技能を有する防災土等との運 携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必 要がある。		
<地区防災計画策定の推進> 災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、地区防災計画の作成支援を行っている。	0	地区防災計画策定の必要性の認知度が低いことから 地区防災計画策定の重要性を広く周知する必要がある		
<個別避難計画の作成> 令和3年5月に個別避難計画の作成が市町村の努力 義務となって以降、庁内外の連携や、ケアマネジャーな ど福祉専門職の参画、優先度の考え方の整理などを行 い、実効性のある個別避難計画の作成に取り組んでい る。		避難行動要支援者本人の身体的状況や家族関係等を 網羅的に把握し、円滑かつ効果的な計画作成が期待され ることから、福祉専門職の参画を得る必要がある。		

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
0	地域防災リーダーの人材育成のため、各地域の 常会や防災知識・技能を有する防災士等との連携 を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修会 等の取組を実施する。	村		
0	地区防災計画の素案作成を促進するために、災 害対策課以外の担当などと連携を図る。	県村		
	個別避難計画を迅速・確実に作成するため、要 支援者を担当する福祉専門職が所属する事業者と 業務委託契約や要支援者の支援に係る協定を締結 し、協力を図る。	村		

Г

•

リスクシナリオ 2 - 4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶				
2-4 秋助・秋志、医療活動のためのエネルキ 現在の取組	再揭	脆弱性評価		
【緊急車両・病院に対する燃料の確保】				
<石油燃料供給の確保>				
県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結して いる災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に 基づき、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、 緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年 度、当該情報を更新している。	0	災害発生時においては青森県石油商業組合との が有効に機能するよう、引き続き、供給先の情報 連携体制の維持が必要である。		
<緊急車両等への燃料供給の確保>				
県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結して いる災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に 基づき、緊急車両について県との情報共有を行うととも に、毎年度、当該情報を更新している。		災害発生時においては青森県石油商業組合との が有効に機能するよう、引き続き、供給先の情報 連携体制の維持が必要である。		
<医療施設の燃料等確保>				
新郷診療所の自家発電機の燃料を確保するため、青森 県石油商業組合との「災害時における石油燃料の優先供 給に関する協定書」の締結を検討している。		災害時に村内の取扱業者が必要量を確保できた 合、供給が受けられないことが予想されることか 定による優先供給あるいは村外業者等からの調測 る確保が必要である。		
【道路施設の防災対策】				
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路と なる緊急輸送道路を確保するため、国・県と連携して優 先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	0	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残た り、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資な 急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路 強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。		
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策>				
緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する 緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機 能強化や老朽化対策を推進している。	0	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補 道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が いるため、機能強化や老朽化対策を行う必要があ		
<市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策>	<u> </u>			
災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の 安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を促進し ている	0	整備後、相当の年数を経過している施設もある ら、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策 施する必要がある。		
<道路における障害物の除去>				
道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者 が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の 道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、 当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することと	0	地震や津波、風水害等により道路における障害 生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの 妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要 る。		

すること リスクシナリオ 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶を防ぐため、緊急車両・病院等に対する燃料供給の確保、緊急輸送 道路等の機能強化・老朽化対策を図る。

道路等	の機能強化・老朽化対策を図る。			
重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
0	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要 な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き 続き、供給対象・連絡体制に係る情報更新等を行 う。	県村		
0	災害発生時において、協定に基づき緊急車両等 への燃料の優先供給を確保できるよう、連絡体制 に係る情報更新等を行う。	県村		
0	停電時でも医療行為が行えるよう、青森県石油 商業組合との協定を進めるほか、村外業者等から の調達による確保に努める。	村		
0	害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広 域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するた め、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活 用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路 施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実 施する。	国 県 村		
0	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保 するため、県と連携を図りながら、国の交付金を 活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道 路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を 実施する。	県 村		
0	農道・林道については、必要な改良や老朽化対 策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検 診断等を実施する。	村		
0	迅速に交通を確保するため、道路管理者による 迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通 大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完 路となっている道路については、必要に応じて道 路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請す るほか、東北地方整備局と締結した協定等による 支援を速やかに要請する。	国 県 村		

リスクシナリオ 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者	(観光	客等)の発生・混乱
現在の取組	再揭	脆弱性評価
【防災拠点の整備】		l
<防災拠点の整備>		
大規模災害時に警察、消防、自衛隊等から派遣される 要員の活動拠点及び救援物資の保管等のため、公園等を 地域防災拠点として地域防災計画に位置付け、大規模災 害時における即応力の強化を図っている。	0	大規模災害時における即応力を強化するために、 拠点を活用し、避難対策や災害応急・復旧活動対策 強化を図る必要がある。
【帰宅困難者の避難体制の確保】		
<観光客等に対する避難所等の確保>		
災害発生時に地域住民や観光客等が安全に避難でき る避難所等の確保のため、指定避難所等の指定を進めて いる。		村内で開催される祭りなどの期間中に災害が発生 観光客等が帰宅困難となった場合、村の避難所だけ 十分に対応できないことが想定されるため、周辺市 や隣県へ避難する広域避難などの対応を検討する必 がある。
【支援物資等の供給体制の確保】		
<非常物資の備蓄> 災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、 県及び村は、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の 食料を備蓄するよう啓発している。	0	引き続き、住民等に家庭内備蓄について啓発活動 施する必要がある。 また、公的備蓄では不足する場合もあることから ーパーや飲料水メーカー等と災害発生時における支 物資の供給に関する協定を締結していく必要がある
<応急給水資機材の整備>		
災害による断水発生時において、被災者が必要とする 最小限の飲料水の確保が可能となるように、水道事業者 においては応急給水のための体制を整えるとともに、災 害用備蓄資材(応急給水)の整備を図っている。	0	災害による断水発生時において、被災者が必要と 最小限の飲料水を確保するため、災害用備蓄資材(パ 給水)の充実を図っていく必要がある。
<被災地応援の受入体制の構築>		
災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れるこ とができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受 入体制の構築を図っている。	0	災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れる とができるよう、個々の相互応援協定について、連 要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認す 必要がある。 特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策 隊(TEC-FORCE)等、国や関係機関など全

リスクシナリオ 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客等)の発生・混乱

## 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

祭り期間中の災害発生等により、多数の観光客等が避難できない事態や、避難生活が長期にわたること等の発生により水・食料等の供給が不足する等の混乱を防ぐため、避難場所や支援物資等の供給体制の確保を図るとともに、外国人観光客等に対する 情報提供体制の強化等を図る。

重点	対応方策	雨如之佳	重要業績評価指標(参考値)	連携
項目	(今後必要となる取組・施策)	取組主体	*総合計画や関連計画における目標値を記載	項目
0	引続き、大規模災害時における即応力の強化の ための防災拠点について、一時的な避難者の受入、 防災関係機関の活動拠点、救援物資集積場所、備 蓄倉庫等として活用を図っていく。 また、運用マニュアルの見直しや、防災訓練等 を実施する。	村		
		1		
0	災害発生時に村の避難所だけでは十分に対応で きない場合も想定し、県と連携を図りながら、周 辺市町村や隣県へ避難する広域避難等について検 討する。	県 村		
0	引き続き、県と連携を図りながら、住民に対し て食料を備蓄するよう啓発するとともに、災害発 生時の食料調達に関する協定の締結を推進する。 また、住民の3日分の食料備蓄を基本としつつ も、これを一層促進する取組や、住民の備蓄を補 完する県及び村の備蓄目標、役割分担等、これか らの県全体としての災害備蓄の在り方について検 討し、推進する。	県 村		
0	災害による断水発生時において、被災者が必要 とする最小限の飲料水を確保するため、引き続き、 必要に応じ、応急給水体制の見直し及び災害用備 蕃資材(応急給水)の更新を図る。	村		
0	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・ 要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルによ り定期的に確認し、訓練・研修等によりその実効 性を高めていく。 また、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORC E)等、国の各関係機関を円滑に受け入れるため の体制を整備する。	村		

.

リスクシナリオ 2 - 5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客等)の発生・混乱				
現在の取組	再揭	脆弱性評価		
<救援物資等の受援体制の構築>				
災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅 速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に 係る協定を締結している。	0	協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、企業 からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用 が定まっていないため、これらを具体化する必要がす る。		
【防災情報提供体制の強化】	I			
<外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化>				
外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制として、村が管理する施設等においてWi-Fiサービスを提供している。	0	村が管理する施設等のWi-Fi環境を充実させる ともに、観光施設等においてWi-Fiサービスの利 環境が不十分な箇所が見受けられるため、利用範囲の 大等の取組を促進する必要がある。		
<交通規制等の交通情報提供>				
自動車運転者等に村内の道路の交通規制状況を把握 してもらうため、ほっとスルメール等にて通行止めなど の交通情報を提供している。		通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動 運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外 を控えるよう、村民の理解と協力を促していく必要が る。		
【防災困難者の輸送】	I			
<バスによる帰宅困難者の輸送>				
災害発生時等の交通手段確保のため、バス事業者と運 行状況等に関する情報共有を図っているほか、路線維持 を図るため、運行欠損・車両購入に対する補助を行って いる。		災害発生時における人員輸送について、バス事業者 との連携体制が構築されていないことから、対応を検 していく必要がある。		

1

-•

リスクシナリオ 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客等)の発生・混乱

Γ

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
0	物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の 受入調整機能等について検討の上、受援体制を構 築する。	村		
		1		
0	外国人を含む観光客等が安心して旅行できる受 入環境の整備のため、村が管理する施設等のWi- Fi環境を充実させるとともに、民間事業者との 連携を図りながら、Wi-Fiサービス利用範囲の 拡大を促進する。	県 村		
0	引き続き、交通情報を提供するとともに、災害 時の自動車による不要不急の外出を控えるよう、 村民の理解と協力を促していく。	国 県 村		
	引き続き、バス事業者と運行状況等に関する情報 共有や、バス路線維持に係る補助を実施するほか、 災害発生時における人員輸送について、バス事業 者等との連携体制構築に向けて対応を検討してい く。	県		

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災	、支援	ルートの途絶による医療機能の麻痺
現在の取組	再揭	脆弱性評価
【病院・福祉施設等の耐震化】		
<病院施設の耐震化・老朽化対策>		
災害発生時の医療機能確保のため、病院施設の耐震化		新郷診療所の耐震診断は完了済みであるが、建
を推進しており、新郷診療所の耐震診断は完了済みである。	00	20 年以上経過しているため、今後は、建築物及 の計画的な維持補修により長寿命化を図る必要な
<社会福祉施設等の耐震化>		
災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所す		耐震化が図られていない社会福祉施設等がある
る施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や児童	0	から、引き続き耐震化を推進する必要がある。
福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。		
【防災へリコプターの運航確保】	I	
<防災ヘリコプターの連携体制の確立>		
他都道府県の防災航空隊や防災関係機関と相互の連 # やっ間のたちまます。 定期的に制きたまたして		防災関係機関相互の連携体制を確立するため、
携・協力関係を確立するため、定期的に訓練を実施して いる。		き、統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施 要がある。
大規模災害が発生した場合の他都道府県からの広域	0	また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航
航空消防応援に係る受入れ体制に係るマニュアルを作		大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施で
成し、体制を整えている。		よう、引き続き、関係機関相互の連携・協力体制 するため訓練を実施する必要がある。
【災害発生時における医療提供体制の構築】	1	
<災害時医療の連携体制>		
災害発生時において、県及び災害拠点病院からの支援 による医療行為を確保するため、大規模災害を想定した		これまでに災害時医療の支援要請を行った経 く、具体的な手順等、必要となる業務に関する知
訓練に参加している。		しいため、引き続き、県が主催する訓練等に積極
		加し、関係機関との連携体制を強化する必要がな
<医療従事者確保に係る連携体制>		
村内の医師等をもってしても医療等の実施が困難な		災害発生時の保健医療活動を総合調整する県や
場合、これに要する人員及び資機材の確保について、「大 相増災害時の書本順ま町は相互に接に関する物字」に其		機関との連携を強化していく必要がある。
規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、必要に応じ	0	
て災害時派遣医療チーム(DMAT)の派遣を含め県へ		
応援を要請することとしている。		

すること

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

## 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

医療施設及び関係者の絶対的不足等による医療機能の麻痺を防ぐため、病院施設や社会福祉施設等の耐震化を推進するととも に、災害発生時における医療提供体制の構築や要配慮者への支援体制の強化を図る。

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目	
0	災害発生時の医療機能確保のため、引き続き県 と連携し、新郷診療所の建築物及び設備について、 必要に応じて点検等を実施し、計画的な維持補修 により予防的修繕を実施するなど長寿命化を図 る。	県 村			
	社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き国・県の補助金等を活用し、耐震改 修や改築の実施を促進する。	県 村 社会福祉 法人等	○特定建築物の耐震化率 66.6%(H28)		
	ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係 機関相互の連携体制を確立するため、県総合防災 訓練や合同指揮本部図上訓練等において、統一的 な航空機の運用調整の下、訓練を実施する。 また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航 空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が 実施できるよう、関係機関相互の連携・協力体制 を確立するため訓練を実施する。	県			
0	災害発生時において、県及び災害拠点病院から の支援による医療行為を確保するため、大規模災 害を想定した訓練に参加し、公的医療機関や医師 会との連携体制を強化する。	村			
0	災害発生時の医療提供体制確保のため、県や圏 域で行われる会議や図上訓練への参加等により、 県や関係機関との連携体制を強化する。	村			

現在の取組	再揭	脆弱性評価
圏域の救命率向上のため、八戸圏域連携中枢都市圏の 連携事業として、八戸市立市民病院による「ドクターカ ー運行事業」及び、AED(自動対外式除細動器)の普 及啓発のため、講習会の開催や講習用機器の貸出を行う 「AED普及啓発事業」に取り組んでいる。		圏域の救急医療体制の充実を図るため、八戸圏域連 中枢都市圏の連携事業である「ドクターカー運行事業 及び「AED普及促進事業」に取り組んでいく必要が る。
く地域医療の確保>		
本村には診療所が1施設あるが、診療科目が限られて いることなどから、隣接する市町の医療施設に多くの村 民が受診しており、近隣市町の関係機関と連携しなが ら、地域医療体制の整備を図っている。		地域医療の確保のため、引き続き、近隣市町村の関 機関と連携しながら、地域医療体制の整備に努める必 がある。
< 八戸市総合保健センターの運営及び利用促進>		
八戸市総合保健センターを運営し、圏域住民の利用に 供することで、圏域の医療・健康対策の充実を図る。		現在、保健・医療に係る関係団体及び関連施設が点 していることから、総合的な医療・健康対策を推進す ため、これらを集約した拠点施設(八戸市総合保健セ ター)を周知する必要がある。
<お薬手帳の利用啓発>		
災害発生時に医療従事者が不足する場合においても、 持病を抱える被災者が必要な投薬を受けることができ るよう、「お薬手帳」の普及啓発を図っている。		持病者が災害時に必要な投薬を受けられるよう「お 手帳」を作成・携行するよう啓発する必要がある。
<保健医療の連携体制>		
災害発生時の保健医療活動を総合調整する県及び県 型保健所(三戸地方保健所)と連携する必要があるため、 県主催の災害時保健医療提供体制に係る会議や研修な どに参加している。		災害発生時の保健医療活動を総合調整する県と連携 する必要があるが、二次医療圏に保健医療現地調整本 として設置される予定の県型保健所(三戸地方保健所 と市保健所の役割分担を明確に整理することなど、各 健医療活動チーム等が適切に連携し、効率的に活動で る体制を整備する必要がある。
<応急手当等の普及啓発>		
災害発生時に地域の相互扶助による応急手当等を普 及啓発するため、個人については消防本部で、自主防災 組織や職場などの団体については、管轄する消防署にお いて救命講習を実施している。		相当な割合を占める軽傷者に対応するため、救命講 受講者数を増やすとともに、医療機関と連携し応急手 等を普及する必要がある。
<医療機関における水源の確保>		
県と連携し、医療機関における業務継続計画の策定を 進めるなど医療機関の体制の強化を図っている。		平時からの地下水活用など水源の多重化や、優先的 水道を復旧させる等の協力体制を構築していく必要が ある。
【避難者の健康対策】		
<避難所外避難者の把握等の対策>		
避難所外避難者を把握し、避難所以外の場所で避難生 活をする被災者も含めた健康管理を行うこととしてい る。		車中など避難所以外への避難者についても、その把 や支援が円滑に行えるよう、連携スキームの構築を推 する必要がある。

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
0	圏域の救急医療体制の充実を図るため、引き続 き、連携市町村との連携を図りながら、「ドクタ ーカー運行事業」及び「AED普及促進事業」に 取り組む。	村 連携市町 (全市町)	<ul> <li>○ドクターカー要請時の応需率 100% (R2)</li> <li>→100% (R8)</li> <li>○ A E D 講習会の参加者数 78 人 (R 元) →80</li> <li>人 (R8)</li> </ul>	0
	地域医療の確保に向けて、近隣市町村の関係機 関と連携しながら、地域医療体制の整備に努める。	村 連携市町 (全市町)	○圏域内の派遣医師数 312 人(R2)→320 人(R8)	0
0	圏域内の医療・健康対策の充実を図るため、関 係団体と協力し、八戸市総合保健センターの利用 推進を図る。	村 連携町村 (全市町)	医療・健康に関する 施設利用の申請件数 155 件(毎年)	0
0	災害発生時においても、持病を抱える被災者が 必要な投薬を受けることができるよう、薬剤師会 と連携しながら、「お薬手帳」の普及啓発を図る。	県 村 薬剤師会		
	災害発生時の保健医療提供体制を確保するため、県や圏域で行われる会議や研修等へ積極的に 参加することとともに、県型保健所(三戸地方保 健所)との役割分担の明確化を行うなど、県や関 係機関との連携体制を強化する。	県 村		
	引き続き、応急手当等の普及啓発のため、消防 本部及ぶ消防署が実施している救命講習への受講 を促していくとともに、医療機関と協力し応急手 当等普及に努める。	消防本部		
0	県と連携し、人工透析等の医療提供体制を確保 するため、医療機関の水源について、地下水活用 など水源の多重化について促していく。	県 村		
	引続き、車中泊や在宅避難者等、避難所以外の 被災者も含めた健康管理を行う。 また、「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」 等を参考としながら、避難所外避難者の把握や支 援体制について、随時見直しを行っていく。	県 村		

現在の取組	再揭	脆弱性評価
く長期間にわたる避難生活対策>		
災害発生時における被災者の健康管理にむけた保健 指導や避難所の生活環境整備に関する助言・保健指導を 行っている。 また、災害ケースマネジメントの観点から被災者が抱 える生活上の様々な問題を把握するため、専門家による 相談を通じて支援する態勢を構築している。		主に災害急性期~亜急性期において、感染症の流 静脈血栓閉栓症(いわゆるエコノミークラス症候 ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害 性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラ 喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康 することがないよう、保健所をはじめ、行政、医療 者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケ 健康管理を行う体制を構築していく必要がある。
【要配慮者への支援等】		
<要配慮者等への支援> 災害発生時に要配慮者(要介護高齢者・障がい者・妊 婦・乳幼児等)に対する支援を行うため、県では、避難 所等で福祉・介護の専門的な視点で支援活動を行う災害 福祉支援チーム(DWAT)の派遣体制を構築している。 県に対し、適時適切にDWATの派遣を要請するた め、平時よりDWATに係る情報を収集している。		災害発生時には、適時適切にDWATへ派遣要請 ることが求められることから、県が開催するDWA 係る研修や会議に参加するとともに、その体制構築 組に協力する必要がある。
<男女のニーズの違い等に配慮した支援>		
男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を構築するため、地域住民や避難所となる学校関係者、職員参加のもと実施している避難所運営訓練において、男女のニーズの違いに配慮したシナリオを取り入れている。		避難所等では、生活環境が変化し、性別により役 担がなされる傾向にあるなど、様々な不安や悩みを ることが考えられることから、引き続き、男女の二 を的確に把握し、それぞれに配慮した支援を行う必 ある。
<心のケア体制の確保>		
心の健康づくりを推進するため、こころの病気とその 対応についての普及啓発、ストレスの対処方法等の情報 提供、相談窓口の周知を行っている。		被災時は、平常時より強いストレスにさらされ、 も心身の反応や状況が現れることがあるため、災害 ストレスに対応する方法も含めた心の健康づくりを 進していく必要がある。
<児童生徒の心のサポート>		
被災による急性ストレス障害や心的外傷後ストレス 障害等の発症が心配される児童生徒等の心のケアを行 うため、スクールカウンセラーの派遣等を行っている。		スクールカウンセラーの確保が課題となっている とから、災害発生時の迅速な対応や複数の学校への など、児童生徒等の心のサポート体制を確保するた

1

•

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
0	災害規模に応じた災害発生時の中長期的なケア が円滑に行えるよう、関係部署および関係機関と の連携を図る。 また、被災者への支援を迅速かつ適切に行うた め、相談窓口の設置場所や相談業務の方法等につ いて事前に協議し、かつ訓練等を通じて協定を適 切に活用できるよう締結団体との連携を強化す る。	村		
0	県が開催するDWATに係る研修や会議に、引 き続き参加するとともに、その体制構築の取組に 協力する。	県 村		
0	男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制 を構築していくため、引き続き、男女のニーズの 違いに配慮した避難所運営訓練等を実施する。	村		
	災害時のストレスへの対応を含めた心の健康づ くりを推進するため、引き続きこころの病気とそ の対応についての普及啓発、ストレスの対処方法 等の情報提供、相談窓口等の周知を図る。 また、災害発生時には、災害派遣精神医療チー ム(DPAT)との役割分担を踏まえた心のケア 実施の支援体制が必要となることから、役割分担 を踏まえた連携体制を構築する。	県村		
0	被災児童生徒等に対する心のサポートについ て、災害発生時における迅速な対応が可能となる よう、引き続き、児童生徒等の心をケアする体制 整備を図る。	県 村		

胆左の肺約	田相	R/2 22 /b/+ ∋tt / III
現在の取組	再揭	脆弱性評価 
<外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化> 外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制と して、村が管理する施設等においてWi-Fiサービス を提供している。	0	村が管理する施設等のWi-Fi環境を充実させ ともに、観光施設等においてWi-Fiサービスの 環境が不十分な箇所が見受けられるため、利用範囲 大等の取組を促進する必要がある。
【動物救護対策】		
<動物救護対策> 地域防災計画において、避難所におけるペットの飼育 管理及び環境衛生の維持を図るため、県及び公益社団法 人青森県獣医師会と連携し、飼い主に対し、一緒に避難 したペットの適正な飼養に関する助言・指導を行うとと もに、必要な措置を講じることとしている。		ペットの飼養に関する正しい知識やペットのした が十分でない場合、災害時のペットとの同行避難や 所での適切な飼養が難しくなることがあるため、ベ の災害対策の意義や平時から行う対策、災害時の行 について、普及啓発を図る必要がある。
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路と なる緊急輸送道路を確保するため、国・県と連携して優 先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	0	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残って り、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資など 急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の 強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策>		
緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する 緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機 能強化や老朽化対策を推進している。	0	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完 道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残 いるため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある
<市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策>		
災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の 安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を促進し ている。	0	整備後、相当の年数を経過している施設もあるこ ら、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等 施する必要がある。
<道路における障害物の除去>		
道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者 が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の 道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、 当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することと している。	0	地震や津波、風水害等により道路における障害物 生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸 妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要す る。

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
0	外国人を含む観光客等が安心して旅行できる受 入環境の整備のため、村が管理する施設等のWi- Fi環境を充実させるとともに、民間事業者との 連携を図りながら、Wi-Fiサービス利用範囲の 拡大を促進する。	県 村		
		I		
0	災害時におけるペットの同行避難や平時の備え 等について普及啓発を図るため、広報誌やホーム ページへの掲載等により周知するとともに、県及 び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主 に対してペットの適正な飼養に関する助言・指導 を行う。 また、村民に対する理解促進のため、防災訓練 等の機会に同行避難を想定した訓練を実施する。	県村		
		1	Γ	
0	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の 広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するた め、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活 用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路 施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実 施する	国 県 村		
0	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保 するため、県と連携を図りながら、国の交付金を 活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道 路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を 実施する。	県 村		
0	農道・林道については、必要な改良や老朽化対 策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検 診断等を実施する。	村		
0	迅速に交通を確保するため、道路管理者による 迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通 大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完 路となっている道路については、必要に応じて道 路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請す るほか、東北地方整備局と締結した協定等による 支援を速やかに要請する。	国 県 村		

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を 実に確保すること				
リスクシナリオ 2-7 被災地における疾病・感染症等の大規模発生				
現在の取組	再揭	脆弱性評価		
【感染症対策】				
<避難所における良好な生活環境の確保> 避難所における衛生的で良好な生活環境を確保する ためには、水、食料、トイレ、暖房等が必要であること から、村では、避難所運営に必要な資機材の不足に備え、 市町村相互応援協定を締結しているほか、民間事業者等 との協定締結による流通備蓄を進めている。		避難所における衛生的で良好な生活環境を確保す ため、水、食料、トイレ、暖房等の物資等について、 的備蓄を進めていくとともに、スーパー、メーカー、 ース会社等と協力・連携する体制を構築する必要が る。		
<感染症への意識向上及び対応策の整備> 災害発生時に感染症が発生した際は、迅速な対応が求められるため、関係職員が円滑に対応できるよう各種研修等に参加している。		災害発生時における避難所等での感染症対策に係 普及啓発等については、これまで行われていないこ。 ら、今後、災害発生時に起こりうる感染症について行 研修及び訓練等を実施する必要がある。		
<予防接種の促進> 災害発生時における感染症の発生やまん延を防止す るため、平時から予防接種を受けるよう、個別接種勧奨、 普及啓発を行っている。		接種率の低い予防接種は、災害発生時に感染症の やまん延が起こる可能性が高いことから、平時から 接種の必要性について普及啓発を図るとともに、未 者に対する接種勧奨を行う必要がある。		
【下水道施設の機能確保】				
<下水道施設の地震対策> 災害発生時においても公衆衛生を確保するために、下 水道施設のストックマネジメント計画に基づき、平成 26年度から機械・電気設備の更新に併せて建築物・土 木構造物の耐震補強を実施している。		供用開始が古い処理場・ポンプ場は、機械・電気調 が耐用年数を大幅に超えるものもあり、交換部品が されていないなど今後の運転管理の不安や処理機能 低下のリスクを抱えている。 また、建築・土木構造物・管路施設の中には現行の 震基準に対し耐震性能が不足しているものもあるこ から、下水道施設の耐震化を計画的に進めていく必要 ある。		
<下水道施設の老朽化対策> 災害発生時においても公衆衛生を確保するために、下 水道施設のストックマネジメント※計画に基づき、平成 26年度から機械・電気設備の老朽化対策事業を実施し ている。 管路施設については、令和2年度から、腐食のおそ れがある箇所及び直轄国道(454号)内を点検し、今 後も5年に1回の頻度で点検することとしている。		供用開始が古い処理場・ポンプ場は、機械・電気調 が耐用年数を大幅に超えるものもあり、交換部品が されていないなど今後の運転管理の不安や処理機能 低下のリスクを抱えている。 また、管路施設の中には耐用年数を超過している もあることから、下水道施設の老朽化対策を計画的( めていく必要がある。		
<農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時においても公衆衛生を確保するため、農業 集落排水施設の耐震化や老朽化対策の計画的な実施に 向けて、設備の機能診断を実施し最適整備構想を策定す ることとしている。		農業集落排水施設全般の老朽化に伴う突発的トラ ルにより、今後、汚水処理機能確保の困難が懸念され ことから、早期の老朽化への対策が必要である。		

リスクシナリオ 2-7 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

## 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

被災地における疾病・感染症等の大規模発生を防ぐため、避難所における良好な生活環境の確保や平時からの予防接種促進及 び感染症対策への啓発、下水道施設等の耐震化・老朽化対策等を図る。

	北京大の啓光、ト水道施設寺の耐震化・老朽化対	ж <del>ң</del> сы »;	(去去法律)	連携
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	項目
	災害発生時において、避難所における衛生的で 良好な生活環境が確保できるよう、災害時の物資 の調達に関する協定の締結を推進するとともに、 受援体制を強化する。 また、県備蓄指針及び備蓄計画を踏まえた村の 備蓄計画を策定し、公的備蓄を推進する。	県 村		
0	国等で作成した「避難所における感染症対策マ ニュアル」等を参考に、災害発生時に関係機関が 円滑に対応できるようにするため、感染症対策を 取り入れた各種研修及び訓練を実施する。	県 村		
0	予防接種の必要性について普及啓発を図るとと もに、接種率が低い予防接種については、未接種 者の個別接種勧奨を行う。	県 村		
0	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ス トックマネジメント計画に基づく老朽化した下水 道施設の改築・更新を実施するとともに、耐震診 断の結果に基づく施設の耐震化を図る。 管路施設については、耐震化の要否を調査し耐 震化計画を策定する。	村	○新郷村特定環境保全公共下水道ストックマ ネジメント計画に基づく改築実施計画達成率 0%(R 元)→100%(R5)	
0	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ス トックマネジメント計画に基づく老朽化した下水 道施設の改築・更新を実施する。 管路施設については、今後も引き続き定期的に 点検を行い、点検結果を踏まえて改築・更新計画 を策定する。	村	○新郷村特定環境保全公共下水道ストックマ ネジメント計画に基づく改築実施計画達成率 0%(R 元)→100%(R5)	
	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、老 朽化した施設の機能診断を実施し、これを踏まえ た長寿命化計画である最適整備構想に基づき、計 画的に施設の改築・更新を行う。		○新郷村農業集落排水施設最適整備構想の策 定 策定済(R 元)	

.

リスクシナリオ 2-7 被災地における疾病・感染症等の大規模					
現在の取組	再揭	脆弱性評価			
<農業集落排水施設等の耐災害性の確保> 農業集落排水施設については、耐災害性の向上を図る ため、非常用電源装置等を設置している。 また、農業集落排水施設及び管路施設の業務継続計画 を策定している。		災害発生時においては、人・物等利用できる資源の制限を考慮する必要があることから、毎年度参集人員の想 定や災害事例を研究し、必要装備の確保を図るととも に、業務継続計画を必要に応じて見直していく必要があ る。			
<下水道事業の業務継続計画の策定> 災害時における下水道機能の継続・早期回復に際し、 平時から対応体制を備えておくため、業務継続計画を策 定している。		災害発生時においては、人・物等利用できる資源の制 限を考慮する必要があることから、毎年度参集人員の想 定や災害事例を研究し、必要装備の確保を図っていくと ともに、必要に応じて業務継続計画を見直していく必要 がある。			

リスクシナリオ 2-7 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
				<u>×u</u>
	毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等 から示される対応策等を踏まえ、必要に応じて業 務継続計画の見直しを行う。	村	○下水道事業業務継続計画の策定 策定済(現状)→随時見直し	
0	毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等 から示される対応策等を踏まえ、適宜、業務継続 計画の見直しを行う。	村	○下水道事業業務継続計画の策定 策定済(現状)→随時見直し	

Γ

٦

リスクシナリオ 2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発			
現在の取組	再揭	脆弱性評価	
【住宅・病院・学校等の耐震化】			
<住宅・建築物の耐震化による地震対策> 村民に対し、住宅の耐震診断及び耐震改修の必要性等 についての普及・啓発を行うとともに、木造住宅の耐震 診断及び耐震改修を行おうとする所有者を支援する制 度や有利な融資制度の周知に努めている。	0	耐震化が行われていない住宅があることから、雨 を一層促進する必要がある。	
<老朽化した公営住宅の建替等による防災・減災対策> 公営住宅の地震に対する安全性を向上させるため、公 営住宅の老朽化対策に取り組んでいる。	0	令和6年3月末現在、公営住宅の耐震化率は10 となっているが、今後は、安全性を強化・確保する 改修等による老朽化対策を推進する必要がある。	
<病院施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時の医療機能確保のため、病院施設の耐震化 を推進しており、新郷診療所の耐震診断は完了済みであ る。	0	新郷診療所の耐震診断は完了済みであるが、建 20 年以上経過しているため、今後は、建築物及び の計画的な維持補修により長寿命化を図る必要が	
<社会福祉施設等の耐震化> 災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所す る施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や児童 福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。	0	耐震化が図られていない社会福祉施設等がある から、引き続き耐震化を推進する必要がある。	
<公立学校施設等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に避難所等としての役割を果たす公立学 校施設及び公民館の地震に対する安全性を向上させる ため、施設の耐震化・老朽化対策に取り組んでいる。	0	公立学校施設の構造体の耐震化は平成22年度に しているが、経年劣化により外壁等の損耗があるが 見られることから、老朽化対策が必要である。	
		Γ	
<指定緊急避難場所及び指定避難所の指定> 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所とな る指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所とな る指定避難所の確保を図っている。	0	大規模災害時における住民や観光客等の避難所 保するため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避 所の指定を進めていく必要がある。	

リスクシナリオ 2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

## 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生を防ぐため、非常物資の備蓄、避 難者の健康対策、要配慮者への支援及び保健医療の連携強化等を図る。

重点	対応方策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)	連携
項目	(今後必要となる取組・施策)		*総合計画や関連計画における目標値を記載	項目
0	住宅の耐震化を一層促進するため、引き続き、 県と連携を図りながら、木造住宅の耐震診断・耐 震改修工事等へ補助等を実施する。 また、村民が耐震化に関する相談や情報提供が 受けられる体制を充実させるとともに、積極的な 普及啓発を行い、村民の防災意識の醸成につなが る取組を推進する。	県 村		
0	公営住宅の地震に対する安全性を一層向上させ るため、引き続き、国の社会資本整備総合交付金 等を活用し、計画的かつ効率的に公営住宅の老朽 化対策を推進する	県村		
0	災害発生時の医療機能確保のため、引き続き県 と連携し、新郷診療所の建築物及び設備について、 必要に応じて点検等を実施し、計画的な維持補修 により予防的修繕を実施するなど長寿命化を図 る。	県 村		
0	社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るた め、引き続き国・県の補助金等を活用し、耐震改 修や改築の実施を促進する。	県 村 社会福祉 法人等	○特定建築物の耐震化率 66.6%(H28)	
0	利用者の安全確保及び避難所等としての防災機 能の強化を図るため、国の交付金等を活用した老 朽化対策などを実施する。	県 村	○公立学校施設の構造体の耐震化率 100%	
		1		
0	災害発生時における住民等の安全確保のため、 引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指 定を進める。	村		

.

現在の取組	再揭	脆弱性評価
<福祉避難所の確保> 一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支 援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難 所の確保を進めている。 また、広域的な大規模災害に備えるため、連携都市中 枢都市圏事業として、圏域市町村内の福祉避難所を相互 利用できる体制を整備している。	0	災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児など な属性の要配慮者の利用が想定されることから、多 にわたる社会福祉施設を福祉避難所として指定する 要がある。 また、迅速かつ円滑に福祉避難所を開設すること められることから、関係マニュアルの作成・見直し る必要がある。
<防災公共の推進> 災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場 所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先 に「孤立地域をつくらない」という視点と「逃げる」と いう発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体 制の強化などのハード・ソフトー体となった、青森県独 自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進し ている。 地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を県 とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある地域や 避難経路・避難場所を把握している。	0	災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を 識し、速やかな避難を確実に行うためには、地域住 どが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難 が有効に機能するかを検証していく必要がある。
<福祉施設・学校施設等の安全対策> 災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把 握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画 の作成を促進している。	0	災害危険箇所等に立地している施設等については 全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を 進していく必要がある。
【支援物資等の供給体制の確保】 < <p>         く非常物資の備蓄&gt;             災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、             県及び村は、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の             食料を備蓄するよう啓発している。</p>	0	引き続き、住民等に家庭内備蓄について啓発活動 施する必要がある。 また、公的備蓄では不足する場合もあることから ーパーや飲料水メーカー等と災害発生時における支 物資の供給に関する協定を締結していく必要がある
<要配慮者(難病疾患等)への支援> 在宅で人工呼吸器等を使用している難病患者や小児 慢性特定疾病患者等が、災害発生時も継続治療ができる ようにするため、患者の把握に努めるとともに、患者・ 家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長 期にわたる場合の対応方法等を確認し、必要な助言を行 っている。	0	災害発生で停電になった場合は生命に関わること ら、停電時に備えて、引き続き、在宅で人工呼吸器 使用している患者には停電後も継続して人工呼吸器 を使用できる環境の整備を図る必要がある。 また、透析患者については、透析治療が維持でき う受入可能な医療機関に関する情報を提供する体制 構築しておく必要がある。

リスクシナリオ 2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

1

•

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
	多くの要配慮者が利用できる福祉避難所を確保 するため、引き続き、連携市町と連携を図りなが ら、社会福祉施設等を運営する事業者に働きかけ、 協力を求める。 また、福祉避難所に係るマニュアルについて、 災害想定や国のガイドラインの改訂等に合わせ、 随意更新を行う。	村 連携市町 (全市町)	○圏域の福祉避難所の指定数 183 施設(R4) →191 施設(R8)	0
0	「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇 所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に 合ったより実践的な計画にするため、地域住民が 参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場 所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計 画の見直しを行う。	県村		
0	避難計画の作成を着実に進めるため、関係課や 県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進 むよう指導・助言する。	県 村 事業者		
	引き続き、県と連携を図りながら、住民に対し			
0	て食料を備蓄するよう啓発するとともに、災害発 生時の食料調達に関する協定の締結を推進する。 また、住民の3日分の食料備蓄を基本としつつ も、これを一層促進する取組や、住民の備蓄を補 完する県及び村の備蓄目標、役割分担等、これか らの県全体としての災害備蓄の在り方について検 討し、推進する。	県 村		
0	在宅で人工呼吸器等を使用している患者の名簿 作成・更新に努めるとともに、患者・家族に対し、 停電時における予備電源の確保や停電が長期にわ たる場合の対応方法等の確認及び必要な助言を継 続する。福祉避難所へのスムーズな避難のため、 庁内関係課や担当ケアマネジャー等関係者との情 報共有を行う。 透析患者については、受入可能な医療機関に関 する情報を提供するための体制を構築するととも に、八戸市医師会など関係機関との連携強化を図 る。	村		

82

現在の取組	再揭	脆弱性評価
<災害用医薬品等の確保>		
災害発生時に必要となる医薬品等を確保するため、院 内在庫薬品調査、使用期限確認を行い適正在庫に努めて いる。 なお、医薬品や医療機器、医療用ガス等が不足する場 合は、県が関係団体等と供給協定等を締結していること から、県へ供給要請を行うこととしている。	0	災害発生時に必要となる医薬品等を確保体する 関係機関等との連携体制を強化する必要がある。
<避難所における水等の確保>		
災害発生時の避難所における飲料水を確保するため、 避難所への非常用備蓄水の配備を推進している。	0	災害発生による長期間の減断水が住民生活の環境 化につながることから、応急給水体制の強化や非常 蓄水の確保など、飲料水等の確保に向けた取組みを して進める必要がある。
【災害発生時における医療提供体制の構築】		
<災害時医療の連携体制> 災害発生時において、県及び災害拠点病院からの支援 による医療行為を確保するため、大規模災害を想定した 訓練に参加している。	0	これまでに災害時医療の支援要請を行った経験な く、具体的な手順等、必要となる業務に関する知識 しいため、引き続き、県が主催する訓練等に積極的 加し、関係機関との連携体制を強化する必要がある
<お薬手帳の利用啓発> 災害発生時に医療従事者が不足する場合においても、 持病を抱える被災者が必要な投薬を受けることができ るよう、「お薬手帳」の普及啓発を図っている。	0	持病者が災害時に必要な投薬を受けられるよう「 手帳」を作成・携行するよう啓発する必要がある。
<保健医療の連携体制> 災害発生時の保健医療活動を総合調整する県及び県 型保健所(三戸地方保健所)と連携する必要があるため、 県主催の災害時保健医療提供体制に係る会議や研修な どに参加している。	0	災害発生時の保健医療活動を総合調整する県と違する必要があるが、二次医療圏に保健医療現地調整 として設置される予定の県型保健所(三戸地方保健 と市保健所の役割分担を明確に整理することなど、 健医療活動チーム等が適切に連携し、効率的に活動 る体制を整備する必要がある。
<応急手当等の普及啓発>		
災害発生時に地域の相互扶助による応急手当等を普 及啓発するため、個人については消防本部で、自主防災 組織や職場などの団体については、管轄する消防署にお いて救命講習を実施している。	0	相当な割合を占める軽傷者に対応するため、救命 受講者数を増やすとともに、医療機関と連携し応急 等を普及する必要がある。
<医療機関における水源の確保>		
県と連携し、医療機関における業務継続計画の策定を 進めるなど医療機関の体制の強化を図っている。	0	平時からの地下水活用など水源の多重化や、優先 水道を復旧させる等の協力体制を構築していく必要 ある。

リスクシナリオ 2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
0	災害発生時に必要となる医薬品等を確保するた め、防災訓練の実施などにより、関係機関等との 連携体制を強化する。	村 診療所		
0	引き続き、非常用備蓄水を購入していくほか、 倉庫に集中保管している非常用備蓄水について、 避難所へ再配備するための方法や配備数について 検討していく。 また、災害発生時における飲料水等を確保する ため、継続して水道事業者や関係機関との連携を 強めるとともに、各家庭や事業所等での飲料水の 備蓄や非常用持ち出し袋の準備等を啓発すること に加え、飲料水等の備蓄に継続して取組む。	村		
0	災害発生時において、県及び災害拠点病院から の支援による医療行為を確保するため、大規模災 害を想定した訓練に参加し、公的医療機関や医師 会との連携体制を強化する。	村		
0	災害発生時においても、持病を抱える被災者が 必要な投薬を受けることができるよう、薬剤師会 と連携しながら、「お薬手帳」の普及啓発を図る。	県 村 薬剤師会		
0	災害発生時の保健医療提供体制を確保するため、県や圏域で行われる会議や研修等へ積極的に 参加することとともに、県型保健所(三戸地方保 健所)との役割分担の明確化を行うなど、県や関 係機関との連携体制を強化する。	県 村		
0	引き続き、応急手当等の普及啓発のため、消防 本部及ぶ消防署が実施している救命講習への受講 を促していくとともに、医療機関と協力し応急手 当等普及に努める。	消防本部		
0	県と連携し、人工透析等の医療提供体制を確保 するため、医療機関の水源について、地下水活 用など水源の多重化について促していく。	県 村		

Г

•

٦

現在の取組	再揭	脆弱性評価
【避難者の健康対策】		
<避難所外避難者の把握等の対策>		
避難所外避難者を把握し、避難所以外の場所で避難生 活をする被災者も含めた健康管理を行うこととしてい る。	0	車中など避難所以外への避難者についても、その や支援が円滑に行えるよう、連携スキームの構築を する必要がある。
<長期間にわたる避難生活対策>		
災害発生時における被災者の健康管理にむけた保健 指導や避難所の生活環境整備に関する助言・保健指導を 行っている。 また、災害ケースマネジメントの観点から被災者が抱 える生活上の様々な問題を把握するため、専門家による 相談を通じて支援する態勢を構築している。	0	主に災害急性期〜亜急性期において、感染症の流 静脈血栓閉栓症(いわゆるエコノミークラス症候れ ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害 性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラい 喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を することがないよう、保健所をはじめ、行政、医療 者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケン 健康管理を行う体制を構築していく必要がある。
<避難所等における熱中症予防対策の強化>		
災害発生時の避難所における熱中症予防対策のため、 必要な物資等の備蓄について検討している。 また、ほっとスルメールにより、熱中症特別警戒アラ ート及び熱中症警戒アラートの発表情報を配信してい る。		避難者等の熱中症を防止するため、夏季において された避難所等における熱中症予防対策を実施する 要がある。
【要配慮者への支援】		
<要配慮者等への支援> 災害発生時に要配慮者(要介護高齢者・障がい者・妊 婦・乳幼児等)に対する支援を行うため、県では、避難 所等で福祉・介護の専門的な視点で支援活動を行う災害 福祉支援チーム(DCAT)の派遣体制を構築している。 県に対し、適時適切にDCATの派遣を要請するた め、平時よりDCATに係る情報を収集している。	0	災害発生時には、適時適切にDCATへ派遣要請 ることが求められることから、県が開催するDCA 係る研修や会議に参加するとともに、その体制構築 組に協力する必要がある。
<男女のニーズの違い等に配慮した支援>		
男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を構築するため、地域住民や避難所となる学校関係者、職員参加のもと実施している避難所運営訓練において、男女のニーズの違いに配慮したシナリオを取り入れている。	0	避難所等では、生活環境が変化し、性別により役 担がなされる傾向にあるなど、様々な不安や悩みを ることが考えられることから、引き続き、男女の二 を的確に把握し、それぞれに配慮した支援を行う必 ある。
<心のケア体制の確保>	L	
心の健康づくりを推進するため、こころの病気とその 対応についての普及啓発、ストレスの対処方法等の情報 提供、相談窓口の周知を行っている。	0	被災時は、平常時より強いストレスにさらされ、 も心身の反応や状況が現れることがあるため、災害 ストレスに対応する方法も含めた心の健康づくりる 進していく必要がある。

リスクシナリオ 2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

Г

1

.

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
0	また、「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」 等を参考としながら、避難所外避難者の把握や支 援体制について、随時見直しを行っていく。	県 村		
0	災害規模に応じた災害発生時の中長期的なケア が円滑に行えるよう、関係部署および関係機関と の連携を図る。 また、被災者への支援を迅速かつ適切に行うた め、相談窓口の設置場所や相談業務の方法等につ いて事前に協議し、かつ訓練等を通じて協定を適 切に活用できるよう締結団体との連携を強化す る。	村		
0	災害発生時の避難所における熱中症予防対策の ため、必要な物資等の備蓄について検討していく。 また、引き続き、ほっとスルメールによる熱中 症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラートの発 表情報を配信し、熱中症予防対策を図っていく。	村		
		1		]
0	県が開催するDCATに係る研修や会議に、引 き続き参加するとともに、その体制構築の取組に 協力する。	県 村		
0	男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制 を構築していくため、引き続き、男女のニーズの 違いに配慮した避難所運営訓練等を実施する。	村		
0	災害時のストレスへの対応を含めた心の健康づ くりを推進するため、引き続きこころの病気とそ の対応についての普及啓発、ストレスの対処方法 等の情報提供、相談窓口等の周知を図る。 また、災害発生時には、災害派遣精神医療チー ム(DPAT)との役割分担を踏まえた心のケア 実施の支援体制が必要となることから、役割分担 を踏まえた連携体制を構築する。	県村		

86

リスクシナリオ 2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康	管理に	よる多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
現在の取組	再揭	脆弱性評価
<児童生徒の心のサポート> 被災による急性ストレス障害や心的外傷後ストレス 障害等の発症が心配される児童生徒等の心のケアを行 うため、スクールカウンセラーの派遣等を行っている。	0	スクールカウンセラーの確保が課題となっているこ とから、災害発生時の迅速な対応や複数の学校への派遣 など、児童生徒等の心のサポート体制を確保するため、 計画的な拡充を進める必要がある。

リスクシナリオ 2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

				>+1#
重点	対応方策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)	連携
項目	(今後必要となる取組・施策)		*総合計画や関連計画における目標値を記載	項目
0	被災児童生徒等に対する心のサポートについ て、災害発生時における迅速な対応が可能となる よう、引き続き、児童生徒等の心をケアする体制 整備を図る。	県 村		

Г

1

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行う	政機能の	の大幅な低下
現在の取組	再揭	脆弱性評価
【災害対応庁舎等における機能の確保】		
<公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策>		
村有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な 維持管理と長寿命化を図るため、新郷村公共施設等総合 管理計画に基づき、施設の更新、統廃合や長寿命化等の 取組を進めている。	0	公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでい とから、長期的な視点をもって、更新、統廃合や 化等を計画的に行う必要がある。
<市町村庁舎、消防本部庁舎等の耐震化・老朽化対策>		
災害発生時に防災拠点となる村庁舎の老朽化対策を 進めている。	0	平成30年3月末現在、村庁舎の耐震化率は10 なっていることから、今後は、災害発生時の被害 抑えるため、適切な維持管理を行うとともに、計算 老朽化対策を進める必要がある。
く代替庁舎の確保>		
災害発生時に対策本部を設置する村庁舎の耐震化は 終えているが、大規模災害により庁舎等が使用不能とな る不測の事態も想定されることから、代替施設の確保に 努めている。		大規模災害により庁舎等が使用不能となる不測 態も想定されることから、代替施設の確保が必要 る。
く行政施設の非常用電源の整備>		
庁舎において、非常時に優先される業務の遂行のた め、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図って いる。		災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう 設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要があ
【行政情報連絡体制の強化】		
<県・市町村・防災関係機関における情報伝達>		
災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の 通信ネットワークとして、県、村、防災関係機関の間の 通信を行う「青森県防災情報ネットワーク(地上系・衛 星系)」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用し ている。 また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利 用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する 独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	0	県、村、防災関係機関の間の通信を確保し、災害時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の 保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワ の操作等に習熟していく必要がある。 また、防災情報ネットワークが利用できない場合 常手段として、警察や電力事業者等が保有する独居 信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要が

## 事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること リスクシナリオ 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐため、行政庁舎や公共建築物・インフラ施設等の耐震化・ 老朽化対策、行政情報通信基盤の耐災害性の強化、行政機関の業務継続計画の策定・見直しを行うとともに、県内・県外との広 域連携体制の構築等を図る。

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
		I		
0	公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と 計画的な改修等を推進するため、新郷村公共施設 等総合管理計画に基づき、計画的に耐震化・長寿 命化対策を推進する。	村		
0	村庁舎の災害対策本部機能を確保するため、引 き続き、適切な維持管理を行うとともに、計画的 に老朽化対策を進める。	村		
0	大規模災害による不測の事態も想定し、引き続 き、代替施設の確保に努める。	村		
0	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行う ため、各施設管理者が定期的な点検等を実施する。	村		
		1		
0	災害発生時の防災情報システムの運用を万全に するため、定期的に保守管理を行うとともに、県、 村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に 実施する。	県村		

.

現在の取組	再揭	脆弱性評価
【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】		
く県・市町村・防災関係機関における情報伝達> 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の 通信ネットワークとして、県、村、防災関係機関の間の 通信を行う「青森県防災情報ネットワーク(地上系・衛 星系)」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用し ている。 また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利 用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する 独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	0	県、村、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発 時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切 保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワーク の操作等に習熟していく必要がある。 また、防災情報ネットワークが利用できない場合の 常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の 信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある
<行政情報通信基盤の耐災害性の強化> 行政情報通信基盤の耐災害性を強化するため、停電時 でも業務が継続できるようホストコンピュータやサー バーを設置しているコンピュータ室及び主要通信機器、 窓口端末等に無停電電源装置経由で電源を供給してい る。		災害発生時の業務の継続の確保に向けて、情報シス ム機器等の適切な維持管理等を実施していく必要が る。
<行政情報の災害対策> 災害発生等による行政データの毀損等を防止するた め、バックアップデータを一部、分散保管している。		大規模災害発生時においても行政データの毀損等な 防止する必要があることから、遠隔地へのバックアッ を実施していく必要がある。
【行政機関の業務継続計画の策定】		
<業務継続計画の策定> 大規模な災害の発生により、役場機能が著しく低下す る中にあっても、速やかに災害対応業務を開始し、村民 の命を守るとともに、最低限の行政サービスを継続して 村民の生活を維持する体制を整えるため、新郷村業務継 続計画を策定している。		近年の災害事例等を踏まえ、地震のみならず自然災 一般を危機対象とした計画に見直していく必要がある
【災害対策本部機能の強化】		
<災害対策本部機能の強化> 大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ的確 に講じるために設置する新郷村災害対策本部について、 県や防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。 また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、定期 的に図上訓練を実施している。	0	災害対策本部は、災害が発生した場合における初動 の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連 調整など、応急対策に係る重要な役割を果たすことた ら、その体制や統制機能等について検証し、災害対策 部機能の強化・充実を図る必要がある。

•

重点	対応方策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)	連携
項目	(今後必要となる取組・施策)		*総合計画や関連計画における目標値を記載	項目
0	災害発生時の防災情報システムの運用を万全に するため、定期的に保守管理を行うとともに、県、 村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実 施する。	県村		
0	災害・事故等発生時の業務継続確保を図るため、 引き続き、情報システム機器等の適切な維持管理等 を実施する。	村		
	大規模災害時における行政データ保全のため、遠 隔地バックアップを検討するとともに、情報システ ムのクラウド化についても検討する。	村		
	災害発生時に優先すべき業務を確実に実施でき るよう、危機事象の被害想定やハザードマップ等を 参照し、 随時計画の見直しを図る。	村	○業務継続計画の策定 策定済(現状)→随時見直し	
0	災害対策本部機能の充実・強化を図るため、引き 続き、定期的に訓練を実施し、本部の体制・配置等 について検証の上、適宜見直しを行う。	村		

1

-•

現在の取組	再揭	脆弱性評価
【受援・連携体制の構築】		
<広域連携体制の構築(県内)> 全市町村による「大規模災害発生時の青森県市町村相 互応援に関する協定」を締結している。		青森県においては、市町村相互応援協定に基づく 応援を実施したことがないため、相互応援に関する 絡・要請等の手順や手続き等を定期的に確認してい ともに、県及び県内市町村との連携体制を強化して 必要がある。
<広域連携体制の構築(県外)>		
災害発生時に被災市町村が十分に被災者の救援等の 応急措置が実施できない場合に、円滑な応援活動を実施 するため、八戸・久慈・二戸の三圏域による市町村相互 応援協定を締結している。 (八戸圏域:八戸市、三戸町・五戸町・田子町・南部 町・階上町・新郷村・おいらせ町)		近年は気候変動等の影響により、豪雨等による災 広域化・激甚化する傾向にあることから、県境を越 広域連携の体制を充実・強化していく必要がある。
<被災地応援の受入体制の構築>		
災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れるこ とができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受 入体制の構築を図っている。	0	特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策 隊(TEC-FORCE)等、国や関係機関など全 らの受入が必要であり、配慮する必要がある。
【防災訓練の推進】		
<総合防災訓練の実施>		
大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のも と、総合防災訓練を実施している。	0	近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数 然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野 入れ、応急体制のさらなる充実に向け、訓練内容の し等を図っていく必要がある。
< <p>&lt;図上訓練の実施&gt;</p>		
災害対策本部の運営や防災関係機関との連携強化等、		職員のスキルの維持・向上を図るとともに、防災
各種防災システムの機器操作の習熟を図るため、図上訓 練を実施している。	0	機関との連携体制を構築するため、継続的に訓練を する必要がある。

Г

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目	
ЖЦ					
0	県内40市町村に青森県を加えた41自治体で新たに締結した「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づく迅速かつ円滑な相互応援を行うため、相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続等が記載されている「青森県市町村相互応援協定運用マニュアル」を定期的に確認するとともに、県及び県内市町村との連携体制を強化する。	県村			
0	引き続き、「大規模災害時における八戸・久慈・ 二戸の三圏域に係る市町村相互応援に関する協 定」に基づき、情報伝達訓練等を実施する。	村 連携市町 (全市町)		0	
0	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・ 要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルによ り定期的に確認し、訓練・研修等によりその実効 性を高めていく。 また、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORC E)等、国の各関係機関を円滑に受け入れるため の体制を整備する。	村			
0	大規模災害発生時の応急体制のさらなる充実と 地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に 応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・ 警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の 参加のもと、より実効性の高い総合防災訓練を実 施する。	村 防災関係機 関			
0	災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営 するとともに、防災関係機関と連携し適切な応急 対策が実施できるよう、引き続き、定期的に図上 訓練を実施する。	村 防災関係 機関			

٦

-•

リスクシナリオ 3-3 防災・災害対応に必要な通信インフラ及び情報サービスの麻痺・機能停止			
現在の取組	再揭	脆弱性評価	
【情報通信基盤の耐災害性の強化】			
<電気通信事業者・放送事業者の災害対策> 電気通信事業者や放送事業者においては、災害発生時 の通信・放送機能を確保するため、施設・設備の耐災害 性の強化など各種の災害予防措置を講じている。		災害発生時において通信・放送機能が停止しな う、引き続き、災害予防措置を講じていく必要か	
く県・市町村・防災関係機関における情報伝達> 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の 通信ネットワークとして、県、村、防災関係機関の間の 通信を行う「青森県防災情報ネットワーク(地上系・衛 星系)」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用し ている。 また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利 用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する 独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	0	県、村、防災関係機関の間の通信を確保し、災 時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の 保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワ の操作等に習熟していく必要がある。 また、防災情報ネットワークが利用できない場 常手段として、警察や電力事業者等が保有する独 信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要が	
<総合防災訓練の実施> 大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のも と、総合防災訓練を実施している。	0	近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複 然災害が同時又は連続して発生する複合災害も∛ 入れ、応急体制のさらなる充実に向け、訓練内容 し等を図っていく必要がある。	
【電力の供給停止対策】			
<エネルギー供給事業者の災害対策> 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネ ルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐 震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。		停電及びガス供給停止は災害応急対策実施に支 きたすことから、災害発生時にエネルギー供給機 止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じて 要がある。	
<行政施設の非常用電源の整備> 庁舎において、非常時に優先される業務の遂行のた め、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図って いる。	0	災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう 設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要があ	

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること リスクシナリオ 3-3 防災・災害対応に必要な通信インフラ及び情報サービスの麻痺・機能停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止を防ぐため、行政情報通信基盤の耐災害性の強化や非常用電源の整備等を図る。

また、住民等へ避難指示等を迅速・的確に伝達するため、市町村では防災無線、広報車、緊急速報メール等の多様な伝達手段の確保を図る。

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目	
	災害発生時における通信・放送機能の確保に向 けて、地域防災計画に基づき通信網の多重化、予 備電源の確保、防災資機材の整備など必要な災害 予防措置が講じられるよう、電気通信事業者・放 送事業者との連携を強化する。	県 村 事業者			
0	災害発生時の防災情報システムの運用を万全に するため、定期的に保守管理を行うとともに、県、 村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に 実施する。	県村			
0	大規模災害発生時の応急体制のさらなる充実と 地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に 応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・ 警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の 参加のもと、より実効性の高い総合防災訓練を実 施する。	村 防災関係機 関			
0	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保 に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強 化を図るなど必要な災害予防措置が講じられるよ う、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	県 村 事業者			
0	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行う ため、各施設管理者が定期的な点検等を実施する。	村			

.

リスクシナリオ 3-3 防災・災害対応に必要な通信インフラ及	び情報	ナービスの麻痺・機能停止
現在の取組	再揭	脆弱性評価
【住民等への情報伝達の強化】		
<住民等への情報伝達手段の多様化>		
民等へ避難情報を迅速・的確に伝達するため、全国瞬 時警報システム(Jアラート)、災害情報共有システム (Lアラート)、村防災行政無線、ほっとスルメール、 広報車、村ホームページ、緊急速報メール等、多様な伝 達手段の確保に努めている。	0	避難情報を迅速・確実に住民等に伝達するため、耐害性が高い防災無線や屋内外を問わず受信できる緊急 速報メール等の様々な伝達手段を組み合わせていく必 要がある。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	さらなる情報伝達手段の多重化・多様化に向け て、避難情報を伝達する役割を担うマスメディア、 通信事業者と平時からの連携強化に努める。 また、災害時のLアラートの運用を確実にする ため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。	県村		

Г

1

リスクシナリオ 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞			
現在の取組	再揭	脆弱性評価	
【企業における業務継続体制の強化】			
<企業の業務継続計画策定の促進> 災害発生時における中小企業等の経済活動の停滞を 回避するため、ホームページで中小企業庁作成の「中小 企業BCP策定運用指針」等を紹介するなど、民間事業 者の業務継続計画策定に向けた普及啓発を行っている。		災害時に経済活動が停滞することがないよう、中 業等の業務継続計画の策定を促進しているが、業務 計画を策定していない事業者に対し、商工関係団体 連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発し く必要がある。	
【物流機能の維持・確保】			
<災害発生時の物流機能の確保> 災害発生時における救援物資等の輸送、受入れ、仕分 け、保管等の物流機能確保のため、関係団体との協定を 検討している。		災害発生時に物流が十分機能できない可能性が ため、物流を担う団体との協定締結を進めていく ある。	
【被災企業への金融支援】			
<被災企業への金融支援等> 県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金災害 枠」について、罹災中小企業の負担を軽減し、早期再建 を支援するため、信用保証料を補給している。		罹災した企業が早期に事業を再開できるよう、県 害融資制度と連携を図る必要がある。 また、政府系金融機関等からの借入れに必要とな 災証明書を迅速に発行できる体制を整備する必要 る。	
【道路施設の防災対策】			
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路と なる緊急輸送道路を確保するため、国・県と連携して優 先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	0	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っ り、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資なと 急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の 強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する 緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機 能強化や老朽化対策を推進している。	0	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補気 道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残いるため、機能強化や老朽化対策を行う必要があ	
<村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の 安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を促進し	0	整備後、相当の年数を経過している施設もあるこ ら、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等 施する必要がある。	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと リスクシナリオ 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞を防ぐため、企業等における業務継続体制を強化するとともに、物流機能の 維持・確保等を図る。

小田14	維持・催保寺を凶る。				
重点	対応方策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)	連携	
項目	(今後必要となる取組・施策)		*総合計画や関連計画における目標値を記載	項目	
0	商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要 性について普及啓発を行う。 また、策定した業務継続計画に基づき、耐震化 や電力確保対策等防災のための施設整備を行う場 合に必要な資金の低利融資制度(BCP融資)に ついても併せて周知する。	県村			
	災害発生時における物流機能を確保するため、 物流関係団体との協定締結を進める。	県村			
	罹災した企業が早急に事業を再開できるよう、 県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金 災害枠」と連携するとともに、被災証明書発行に おける初動体制を整備する。	県村			
0	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の 広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するた め、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活 用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路 施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実 施する。	国 県 村			
0	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保 するため、県と連携を図りながら、国の交付金を 活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道 路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を 実施する。	県 村			
0	農道・林道については、必要な改良や老朽化対 策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検 診断等を実施する。	村			

-

リスクシナリオ 4 - 1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞			
現在の取組	再揭	脆弱性評価	
<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者 が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の 道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、 当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することと している。	0	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発 生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を 妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要であ る。	

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	迅速に交通を確保するため、道路管理者による 迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通 大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完 路となっている道路については、必要に応じて道 路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請す るほか、東北地方整備局と締結した協定等による 支援を速やかに要請する。	国 県 村		

リスクシナリオ <b>4 - 2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止</b>			
現在の取組	再揭	脆弱性評価	
<エネルギー供給事業者の災害対策>			
電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネ ルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐 震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。	0	停電及びガス供給停止は災害応急対策実施に支障 きたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能 止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じてい 要がある。	
<石油燃料供給の確保>			
県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結して いる災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に 基づき、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、 緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年 度、当該情報を更新している。	0	災害発生時においては青森県石油商業組合との協 が有効に機能するよう、引き続き、供給先の情報更 連携体制の維持が必要である。	
【道路施設の防災対策】			
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路と なる緊急輸送道路を確保するため、国・県と連携して優 先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	0	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残って り、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資など 急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の 強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策>			
緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する 緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機 能強化や老朽化対策を推進している。	0	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完 道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残 いるため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある	
<市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策>			
災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の 安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を促進し ている。	0	整備後、相当の年数を経過している施設もあるこ ら、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等 施する必要がある。	
<道路における障害物の除去>			
道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者 が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の 道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、 当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することと	0	地震や津波、風水害等により道路における障害物 生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸 妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要で る。	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと リスクシナリオ 4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策の強化 や石油燃料供給を確保するとともに、企業における業務継続体制の強化等を図る。 重点 対応方策 重要業績評価指標(参考値) 連携 取組主体 項目 (今後必要となる取組・施策) 項目 \*総合計画や関連計画における目標値を記載 災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保 県 に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強 Ο 村 化を図るなど必要な災害予防措置が講じられるよ 事業者 う、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。 災害発生時において、協定に基づき円滑に必要 な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き 鳫 Ο 続き、供給対象・連絡体制に係る情報更新等を行 村 う。 災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の 広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するた 玉 め、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活 Ο 県 用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路 村 施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実 施する。 緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保 するため、県と連携を図りながら、国の交付金を 県 Ο 活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道 村 路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を 実施する。 農道・林道については、必要な改良や老朽化対 策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検 Ο 村 診断等を実施する。 迅速に交通を確保するため、道路管理者による 迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通 玉 大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完 Ο 路となっている道路については、必要に応じて道 県 路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請す 村 るほか、東北地方整備局と締結した協定等による 支援を速やかに要請する。

リスクシナリオ 4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持	に必要が	なエネルギー供給の停止
現在の取組	再揭	脆弱性評価
【企業における業務体制の強化】	1	
<企業の業務継続計画策定の促進>		
災害発生時における中小企業等の経済活動の停滞を 回避するため、ホームページで中小企業庁作成の「中小 企業BCP策定運用指針」等を紹介するなど、民間事業 者の業務継続計画策定に向けた普及啓発を行っている。	0	災害時に経済活動が停滞することがないよう、中小 業等の業務継続計画の策定を促進しているが、業務継 計画を策定していない事業者に対し、商工関係団体等 連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発しての く必要がある。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要 性について普及啓発を行う。 また、策定した業務継続計画に基づき、耐震化 や電力確保対策等防災のための施設整備を行う場 合に必要な資金の低利融資制度(BCP融資)に ついても併せて周知する。	県 村		

4 – 4 基幹的交通ネットワーク(陸上・海上・航空)の機能停止					
現在の取組	再揭	脆弱性評価			
【道路施設の防災対策】	1				
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路と なる緊急輸送道路を確保するため、国・県と連携して優 先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	0	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残ってり、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資など 急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の 強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。			
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する 緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機 能強化や老朽化対策を推進している。	0	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完 道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残 いるため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある			
<村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の 安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を促進し ている。	0	整備後、相当の年数を経過している施設もあるこ ら、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等 施する必要がある。			
<幹線道路の整備> 市街地における災害発生時の避難路の確保や延焼を 防止するため、国・県と連携して幹線街路の整備を推進 している。	0	災害発生時における避難路の確保や延焼防止が調 であるため、引き続き、幹線街路の整備を推進する がある。			
<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者 が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の 道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、 当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することと している。	0	地震や津波、風水害等により道路における障害物 生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸 妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要で る。			

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと リスクシナリオ 4-4 基幹的交通ネットワーク(陸上・海上・航空)の機能停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

基幹的交通ネットワークの機能停止を防ぐため、緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策や港湾・漁港施設の防災対策の強化 を図る。

~ শেষব						
重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目		
0	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の 広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するた め、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活 用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路 施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実 施する。	国 県 村				
0	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保 するため、県と連携を図りながら、国の交付金を 活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道 路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を 実施する。	県 村				
0	農道・林道については、必要な改良や老朽化対 策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検 診断等を実施する。	村				
0	災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、 国・県と連携を図りながら、国の交付金等を活用 し、幹線街路の整備を推進する。	国 県 村				
0	迅速に交通を確保するため、道路管理者による 迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通 大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完 路となっている道路については、必要に応じて道 路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請す るほか、東北地方整備局と締結した協定等による 支援を速やかに要請する。	国 県 村				

-

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥 ↓ ↓ z ≤ z + ↓ +	りせない	<b>かこと</b>
リスクシナリオ <b>4-5 食料等の安定供給の停滞</b>		
現在の取組	再揭	脆弱性評価
 【被災農林漁業者の金融支援】		
く被災農林漁業者への金融支援>		
災害により被害を受けた農業者の事業再開のため、利 用可能な農業制度資金に関する情報を提供している。		被災農業者が速やかに事業再開できるよう、適切 資制度の選択に係る情報提供や融資手続の迅速化 る必要がある。
【食料生産体制の強化】	•	
<食料生産体制の強化>		
農業については、荒廃農地の発生の防止と、農業の生 産性向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地 貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進する とともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。	0	農業については、水稲、野菜、果物、花き、畑作 の多彩な農業生産が行われている。 災害発生時においても農産物が安定供給できる 平時から、生産基盤や生産体制の強化を図る必要 る。
<農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策>		
産地力の強化のため、パイプハウスの整備や省力化を 目的とした農業用機械の導入等を実施する必要がある 農業者へ支援を実施している。	0	安定した農業生産を確保するためには、平時から 基盤の強化が必要であることから、パイプハウス 農業用機械の導入等、農業者への支援を引き続き る必要がある。
<多様化する消費者ニーズへの対応や農産物・水産物の		
ブランド化の推進> 多様化する消費者ニーズへの対応や農産物のブラン ド化の推進など、付加価値の高い農業生産を促進してい る。		消費者等のニーズが多様化していること等を踏 これに対応した安全・安心な農産物や加工食品を要 て供給するため、農産物のブランド化やニーズに開 加工食品の生産拡大をさらに推進していく必要が
<流域治水対策(農業水利施設の整備)>		
集中豪雨等による農村地域の湛水被害の未然防止と 被害の最小化を図るため、排水機場や農業用排水路の整 備・改修等を実施している。	0	自然的・社会的条件変化により脆弱化した排水構 農業用排水路等があることから、近年の頻発化・ している豪雨災害等を踏まえ、必要な整備及び改体 推進していく必要がある。
<農業の担い手育成・確保>		
当村の安全・安心な農産物を供給していくためには農 業の担い手育成や労働力確保が不可欠であることから、 人材確保に向けた取組を実施している。		当村の安全・安心な農産物を安定供給するために 継者や新規就農者の確保が必要であるが、現状でに 傾向にあることから、後継者の育成及び新規就農業 り起こしが必要である。

	【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 食料等の安定供給の停滞を防ぐため、自給食料の確保に向けて、平時から食料品の生産・供給体制の強化等を図る。					
重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目		
	被災農業者の速やかな事業再開に向けて、平時 より融資制度の周知を図るとともに、手続が速や かに行われるよう、関係機関との連携を強化する。	県 村				
0	災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、 村、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、 農地の利用集積を推進するとともに、国の交付金 事業等を活用しながら再生利用を進め、荒廃農地 の発生防止・解消に取り組む。	村				
0	安定した農業生産を確保するため、パイプハウ ス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を 引き続き実施し、営農基盤の強化を図る。	村				
0	有機栽培や特別栽培など、消費者ニーズに対応 した農業生産の普及を促進するとともに、農産物 のブランド化を推進する。	村				
	県等と連携を図りながら、排水機場や農業用排 水路等について、湛水被害の未然防止を図るため、 整備・改修等を実施する。	県 村				
0	当村の農業を維持・発展させ、農産物を安定し て供給するため、後継者の育成や新規就農者の掘 り起こし等、労働力確保に向けた取組を実施する。	村	○認定農業者数 93 人(H29)→82 人(R7)			

-•

リスクシナリオ 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止				
現在の取組	再揭	脆弱性評価		
<エネルギー供給事業者の災害対策>				
電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネ ルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐 震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。	0	停電及びガス供給停止は災害応急対策実施にま きたすことから、災害発生時にエネルギー供給機 止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じて 要がある。		
<石油燃料供給の確保>				
県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結して いる災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に 基づき、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、 緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年 度、当該情報を更新している。	0	災害発生時においては青森県石油商業組合との が有効に機能するよう、引き続き、供給先の情報 連携体制の維持が必要である。		
<避難所等への燃料等供給の確保>				
災害発生時に避難所等への燃料等供給を確保するた め、調達先について調査把握に努めている。	0	現時点では、燃料等供給の調達先の把握に留まることから、災害発生時における応急対策燃料( 油ガス)等の物資供給を確保するため、民間事業 係機関との協定を進めていくことが必要である。		
【再生可能エネルギーの導入】				
<再生可能エネルギーの導入> 風力発電事業の誘致を促進し、村内における新エネル ギーの活用促進を拡大するとともに、木質バイオマスを 利用したボイラーの活用等、再生可能エネルギー導入の 取組を推進している。		地域分散型エネルギーシステムの構築による 力・災害時の応急対応力の強化の観点から、再生 ネルギーの積極的な導入を促進・活用していく必 る。		
【企業における業務継続体制の強化】	•			
く企業の業務継続計画策定の促進>				
災害発生時における中小企業等の経済活動の停滞を 回避するため、ホームページで中小企業庁作成の「中小 企業BCP策定運用指針」等を紹介するなど、民間事業 者の業務継続計画策定に向けた普及啓発を行っている。	0	災害時に経済活動が停滞することがないよう、 業等の業務継続計画の策定を促進しているが、業 計画を策定していない事業者に対し、商工関係団 連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発 く必要がある。		

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること リスクシナリオ 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策を推進するとともに、再 生可能エネルギーの導入促進等を図る。

	エイシレイの守八に進守で凶る。			
重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
0	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保 に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強 化を図るなど必要な災害予防措置が講じられるよ う、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	県 村 事業者		
0	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要 な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き 続き、供給対象・連絡体制に係る情報更新等を行 う。	県 村		
0	災害発生時における避難所等への燃料等供給を 確保するため、民間事業者や関係機関との協定締 結を進める。	村		
0	災害の発生による電源喪失時にも活用が見込ま れる再生可能エネルギーについて、引き続き、積 極的な導入を促進していく	村 事業者		
		•		
0	商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要 性について普及啓発を行う。 また、策定した業務継続計画に基づき、耐震化 や電力確保対策等防災のための施設整備を行う場 合に必要な資金の低利融資制度(BCP融資)に ついても併せて周知する。	県村		

.

現在の取組	再揭	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策>		
災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路と		依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っ
なる緊急輸送道路を確保するため、国・県と連携して優		り、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資なと
先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	0	急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の 強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策>		
緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する		緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完
緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機 能強化や老朽化対策を推進している。	0	道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残いるため、機能強化や老朽化対策を行う必要があ
<村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策>		
災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の		   整備後、相当の年数を経過している施設もあるこ
安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を促進し	0	ら、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等
ている。		施する必要がある。
<道路における障害物の除去>		
道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者		地震や津波、風水害等により道路における障害物
が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の		生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの報   妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要
道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、	0	切りる芯れかめるため、迅速な交通の唯味が必要 る。
当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することと		

-•

Г

重点	対応方策		重要業績評価指標(参考値)	連携
項目	(今後必要となる取組・施策)	取組主体	*総合計画や関連計画における目標値を記載	項目
			Γ	
0	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の 広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するた め、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活 用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路 施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実 施する。	国 県 村		
0	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保 するため、県と連携を図りながら、国の交付金を 活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道 路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を 実施する。	県 村		
0	農道・林道については、必要な改良や老朽化対 策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検 診断等を実施する。	村		
0	迅速に交通を確保するため、道路管理者による 迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通 大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完 路となっている道路については、必要に応じて道 路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請す るほか、東北地方整備局と締結した協定等による 支援を速やかに要請する。	国 県 村		

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライ	ン等を	確保するとともに、これらの早期復旧を図ること		
リスクシナリオ 5-2 上水道等の長期間にわたる機能停止				
現在の取組	再揭	脆弱性評価		
【水道施設の防災対策】				
<水道施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時においてもの給水機能を確保するため、水 道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進め ている。	0	人口減少を踏まえた計画の見直し、アセットマネジメ ント (資産管理) を活用し、施策を推進する必要がある。		
<水道施設の応急対策> 災害発生時に水道施設及び管路に被害が発生した場 合、速やかに給水が可能となるように、水道事業者にお いては応急復旧のための体制を整えるとともに、応急復 旧資材を備蓄している。	0	災害により水道施設及び管路に被害が発生した場合、 速やかに給水を再開するため、継続して、応急復旧資機 材の整備を図る必要がある。		
<水道事業者の業務継続計画の策定> 災害時における水道の安定供給を継続するため、事業 継続計画(BCP)を策定し、毎年度見直しを行ってい る。		人事異動等による職員への周知徹底を図る必要があ ることから、事業継続計画(BCP)に係る職員及び関 係団体への研修や、定期的な訓練を実施する必要があ る。		

## 事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること リスクシナリオ 5-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 上水道等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、水道施設等の耐震化・老朽化対策や、業務継続計画の策定など早期復旧のた めの体制の整備を図る。 重要業績評価指標(参考値) 連携 重点 対応方策 取組主体 項目 (今後必要となる取組・施策) \*総合計画や関連計画における目標値を記載 項目 災害発生時における給水機能の確保に向けて、 Ο 水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を継続し 村 て進める。 災害により水道施設及び管路に被害が発生して も速やかに給水を再開するため、引き続き、必要 Ο 村 に応じ、応急復旧体制の見直し及び応急復旧資機 材の更新を図る。 事業継続計画(BCP)の周知徹底を図るため、 職員及び関係団体への研修を実施する。 Ο また、計画の実効性を高めるため、定期的な訓 村 練を実施し、訓練の反省をもとに、適宜、計画の 見直しを行う。

.

5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停」	E	
現在の取組	再揭	脆弱性評価
【下水道施設の機能確保】		
<農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時においても公衆衛生を確保するため、農業 集落排水施設の耐震化や老朽化対策の計画的な実施に 向けて、設備の機能診断を実施し最適整備構想を策定す ることとしている。	0	農業集落排水施設全般の老朽化に伴う突発的 ブルにより、今後、汚水処理機能確保の困難が れることから、早期の老朽化への対策が必要で
<下水道事業の業務継続計画の策定>		
災害時における下水道機能の継続・早期回復に際し、 平時から対応体制を備えておくため、業務継続計画を策 定している。	0	災害発生時においては、人・物等利用できる 制限を考慮する必要があることから、毎年度参 の想定や災害事例を研究し、必要装備の確保を いくとともに、必要に応じて業務継続計画を見ず いく必要がある。
<農業集落排水施設等の耐災害性の確保>		
農業集落排水施設については、耐災害性の向上を図る ため、非常用電源装置等を設置している。 また、農業集落排水施設及び管路施設の業務継続計画 を策定している。	0	災害発生時においては、人・物等利用できる 制限を考慮する必要があることから、毎年度参 の想定や災害事例を研究し、必要装備の確保を ともに、業務継続計画を必要に応じて見直してい 要がある。
<避難所等におけるトイレ機能の確保>		
災害発生時の避難所等における衛生環境の維持のた め、仮設トイレ等の確保に係る検討を進めている。		現在、災害発生時は避難所等に設置されているのトイレの活用が中心となっていることから、 理施設等の機能が停止した場合においても、避難の衛生環境を維持できるよう、仮設トイレ、簡繁 レ、携帯トイレ等の数量、及び調達方法を予めて おく必要がある。
<下水道施設の地震対策>		
災害発生時においても公衆衛生を確保するために、下 水道施設のストックマネジメント計画に基づき、平成26 年度から機械・電気設備の更新に併せて建築物・土木構 造物の耐震補強を実施している。	0	供用開始が古い処理場・ポンプ場は、機械・ 備が耐用年数を大幅に超えるものもあり、交換語 製造されていないなど今後の運転管理の不安や 機能の低下のリスクを抱えている。 また、建築・土木構造物・管路施設の中には 耐震基準に対し耐震性能が不足しているものも ことから、下水道施設の耐震化を計画的に進めて 必要がある。
<下水道施設の老朽化対策>		
管路施設については、令和2年度から、腐食のおそれ がある箇所及び直轄国道(454号)内を点検し、今後も 5年に1回の頻度で点検することとしている。	0	供用開始が古い処理場・ポンプ場は、機械・ 備が耐用年数を大幅に超えるものもあり、交換 製造されていないなど今後の運転管理の不安や 機能の低下のリスクを抱えている。 また、管路施設の中には耐用年数を超過してい のもあることから、下水道施設の老朽化対策を割

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること リスクシナリオ 5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

汚水	【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、下水道施設等の耐震化・老朽化対策や早期復旧のための体制を整備する とともに、避難所等におけるトイレ機能の確保等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目		
			経合し 単正しる (4602) 画 山 玉文 (4 1 画 山 口 学)	「火口		
0	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、老朽 化した施設の機能診断を実施し、これを踏まえた長 寿命化計画である最適整備構想に基づき、計画的に 施設の改築・更新を行う。	村	○新郷村農業集落排水施設最適整備構想の策定 策定済(R 元)			
0	毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等 から示される対応策等を踏まえ、適宜、業務継続計 画の見直しを行う。	村	<ul> <li>○下水道事業業務継続計画の策定</li> <li>策定済(現状)→随時見直し</li> </ul>			
	毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等 から示される対応策等を踏まえ、必要に応じて業務 継続計画の見直しを行う。	村	<ul> <li>○下水道事業業務継続計画の策定</li> <li>策定済(現状)→随時見直し</li> </ul>			
	災害発生時における仮設トイレ、簡易トイレ、携 帯トイレ等の調達について、県と連携を図りながら 民間事業者との協力体制を構築するとともに、家庭 における簡易トイレ、携帯トイレの備蓄について普 及啓発を図る。					
0	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、スト ックマネジメント計画に基づく老朽化した下水道 施設の改築・更新を実施するとともに、耐震診断の 結果に基づく施設の耐震化を図る。 管路施設については、耐震化の要否を調査し耐震 化計画を策定する。	村	○新郷村特定環境保全公共下水道ストックマネ ジメント計画に基づく改築実施計画達成率 0%(R 元)→100%(R5)			
0	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、スト ックマネジメント計画に基づく老朽化した下水道 施設の改築・更新を実施する。 管路施設については、今後も引き続き定期的に点 検を行い、点検結果を踏まえて改築・更新計画を策 定する。	村	○新郷村特定環境保全公共下水道ストックマネ ジメント計画に基づく改築実施計画達成率 0%(R 元)→100%(R5)			

-

リスクシナリオ 5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			
現在の取組	再揭	脆弱性評価	
【合併処理浄化槽への転換の促進】			
<合併処理浄化槽への転換の促進> 老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理 浄化槽への転換を促進するため、費用の一部を助成する 制度を設けるとともに、村広報誌等により当該制度の周 知に努めている。		依然として多くの老朽化した単独処理浄化槽が残 っていることから、災害発生時に備え、単独処理浄化 槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進す る必要がある。	

Г

•

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
	老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併 処理浄化槽への転換を促進するため、引き続き、国 の循環型社会形成交付金を活用するとともに、合併 処理浄化槽補助金制度の対象者に対し、転換の必要 性について周知を図る。 また、浄化槽整備区域内の防災拠点となる公共施 設や避難所において、災害時に自立的な用水の確保 を行いつつ、合併処理浄化槽への転換を進め、災害 対応力の向上を図る。	県 村		

-•

5 – 4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域	交通ネ	ットワークが分断する事態
現在の取組	再揭	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路と なる緊急輸送道路を確保するため、国・県と連携して優 先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	0	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っ り、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資なる 急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の 強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する 緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機 能強化や老朽化対策を推進している。	0	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補う 道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が多いるため、機能強化や老朽化対策を行う必要があ
<村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の 安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を促進し ている。	0	整備後、相当の年数を経過している施設もあるこ ら、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等 施する必要がある。
<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者 が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の 道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、 当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することと している。	0	地震や津波、風水害等により道路における障害特 生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの車 妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要 る。
【公共交通・広域交通の機能確保】		
<災害時における公共交通の安定供給の確保> 災害発生時等の公共交通の安定供給の確保のため、バ ス運行事業者等関係機関との連携による交通対策の強 化に努めている。		災害発生時等の公共交通の安定供給の確保のた き続き、バス運行事業者等関係機関との連携体制を する必要がある。
<地域公共交通の確保>		
地域公共交通の維持・活性化を図るため、八戸圏域連 携中枢都市圏の連携事業として、八戸圏域地域公共交通 計画に基づき、路線バス上限運賃政策や圏域の一体的な 公共交通マネジメントの展開など、各種施策(優先的に 実施する施策)を実施している。		東日本大震災では、自動車の流出、道路・鉄道の など地域の交通基盤が大きな被害を受ける中、避難 の移動や避難所生活での通院、入浴施設への移動が 災者の生活を支える上で交通サービスの確保が必 なったことから、平時から地域公共交通を守り、終 ていく必要がある。 また、広域的な地域公共交通は、単独の市町村で 決が難しいことから、引き続き、圏域市町村が連携 取り組んでいく必要がある。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること リスクシナリオ 5-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態を防ぐため、鉄道の運行確保やバス路線等の維持を 図るとともに、鉄道・道路施設の防災対策や高規格幹線道路等の整備を推進する。 重点 対応方策 重要業績評価指標(参考値) 連携 取組主体 項目 (今後必要となる取組・施策) 項目 \*総合計画や関連計画における目標値を記載 災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の 広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するた 玉 め、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活 Ο 県 用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路 村 施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実 施する。 緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保 するため、県と連携を図りながら、国の交付金を 県 Ο 活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道 村 路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を 実施する。 農道・林道については、必要な改良や老朽化対 Ο 策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検 村 診断等を実施する。 迅速に交通を確保するため、道路管理者による 迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通 大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完 玉 Ο 路となっている道路については、必要に応じて道 県 路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請す 村 るほか、東北地方整備局と締結した協定等による 支援を速やかに要請する。 災害発生時に円滑に地域公共交通が確保される よう、引き続き、バス運行事業者等関係機関との 村 連携により交通対策の強化に努める。 大規模災害に備え、被災者の生活を支える地域 公共交通を守り、維持していくため、引き続き、 連携市町との連携を図りながら、八戸圏域地域公 共交通計画に基づき、路線バス上限運賃政策や圏 村 域の一体的な公共交通マネジメントの展開など、 連携市町 Ο 各種施策を実施する。 (全市町)

リスクシナリオ 5-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全		
現在の取組	再揭	脆弱性評価
【防災インフラの耐震化・老朽化対策】		
<病院施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時の医療機能確保のため、病院施設の耐震化 を推進しており、新郷診療所の耐震診断は完了済みであ る。	0	新郷診療所の耐震診断は完了済みであるが、建 20 年以上経過しているため、今後は、建築物及で の計画的な維持補修により長寿命化を図る必要か
<次共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策> 村有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な 維持管理と長寿命化を図るため、新郷村公共施設等総合 管理計画に基づき、施設の更新、統廃合や長寿命化等の 取組を進めている。	0	公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでい とから、長期的な視点をもって、更新、統廃合や 化等を計画的に行う必要がある。
<村庁舎、消防本部庁舎等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる村庁舎の老朽化対策を 進めている。	0	平成 30 年 3 月末現在、村庁舎の耐震化率は 10 なっていることから、今後は、災害発生時の被害 抑えるため、適切な維持管理を行うとともに、計 老朽化対策を進める必要がある。
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路と なる緊急輸送道路を確保するため、国・県と連携して優 先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	0	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っ り、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資な 急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路 強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
<村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の 安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を促進し ている。	0	整備後、相当の年数を経過している施設もある ら、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策 施する必要がある。
<農業水利施設の老朽化、豪雨・地震対策> 集中豪雨等による災害の未然防止と被害の最小化を 図るため、農業用排水路等の機能保全に向け、老朽化対 策等を実施している。	0	老朽化等により本来の機能が失われた河川工作 自然的・社会的条件変化により脆弱化した農業用 等があることから、近年の局地的な集中豪雨等の」 踏まえ、必要な老朽化対策等を実施していく必要 る。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること リスクシナリオ 5-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

防災インフラが長期間に渡り機能不全となる事態を防ぐため、全ての分野の個別施設計画等の策定を進めるとともに、ライフ サイクルコストの低減等に留意し、計画的に耐震化・長寿命化対策の推進を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目	
0	災害発生時の医療機能確保のため、引き続き県 と連携し、新郷診療所の建築物及び設備について、 必要に応じて点検等を実施し、計画的な維持補修 により予防的修繕を実施するなど長寿命化を図 る。	県村			
0	公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と 計画的な改修等を推進するため、新郷村公共施設 等総合管理計画に基づき、計画的に耐震化・長寿 命化対策を推進する。	村			
0	村庁舎の災害対策本部機能を確保するため、引 き続き、適切な維持管理を行うとともに、計画的 に老朽化対策を進める。	村			
0	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の 広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するた め、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活 用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路 施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実 施する。	国県村			
0	農道・林道については、必要な改良や老朽化対 策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検 診断等を実施する。	村			
0	県と連携を図りながら、機能が低下した頭首工 等の河川工作物について、撤去も含め必要な対策 を講じるとともに、農業用排水路について、機能 不全による被害発生を防止するため、補強・改修 等を実施する。	県 村			

-

5-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全		
現在の取組	再揭	脆弱性評価
<砂防関係施設の老朽化対策>		
土砂災害を防止する砂防関係施設の機能及び性能を 長期にわたり維持・確保するため、長寿命化計画を策定 している。	0	既存砂防関係施設の中には、施工後長期間経過し、 の機能及び性能が低下したものがあることから、計画 に点検・評価を実施し、長寿命化計画を策定する必要 ある。
<水道施設の耐震化・老朽化対策>		
災害発生時においてもの給水機能を確保するため、水 道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進め ている。	0	人口減少を踏まえた計画の見直し、アセットマネシ ント (資産管理)を活用し、施策を推進する必要があっ
<下水道施設の地震対策>		
災害発生時においても公衆衛生を確保するために、下 水道施設のストックマネジメント計画に基づき、平成 26年度から機械・電気設備の更新に併せて建築物・土 木構造物の耐震補強を実施している。		供用開始が古い処理場・ポンプ場は、機械・電気調 が耐用年数を大幅に超えるものもあり、交換部品が壊 されていないなど今後の運転管理の不安や処理機能の 低下のリスクを抱えている。 また、建築・土木構造物・管路施設の中には現行の 震基準に対し耐震性能が不足しているものもあるこ から、下水道施設の耐震化を計画的に進めていく必要 ある。
<下水道施設の老朽化対策>		
災害発生時においても公衆衛生を確保するために、下 水道施設のストックマネジメント※計画に基づき、平成 26年度から機械・電気設備の老朽化対策事業を実施し ている。 管路施設については、令和2年度から、腐食のおそ れがある箇所及び直轄国道(454号)内を点検し、今 後も5年に1回の頻度で点検することとしている。	0	供用開始が古い処理場・ポンプ場は、機械・電気部 が耐用年数を大幅に超えるものもあり、交換部品が壊 されていないなど今後の運転管理の不安や処理機能の 低下のリスクを抱えている。 また、管路施設の中には耐用年数を超過しているも もあることから、下水道施設の老朽化対策を計画的に めていく必要がある。
<ダム施設の老朽化対策>		
災害発生時においてダム施設が機能不全に陥らない よう、老朽化対策として長寿命化計画を策定し、これに 基づく対策を進めている。	0	耐用年数を超過し障害が発生している機器がある。 とから、長寿命化計画に基づき、計画的に対策を実施 る必要がある。

-•

Γ

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
	砂防関係施設長寿命化計画に基づき、国の防 災・安全交付金等を活用しながら、施設の機能及 び性能を維持・確保する。	県		
0	災害発生時における給水機能の確保に向けて、 水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を継続し て進める。	村		
	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ス トックマネジメント計画に基づく老朽化した下水 道施設の改築・更新を実施するとともに、耐震診 断の結果に基づく施設の耐震化を図る。 管路施設については、耐震化の要否を調査し耐 震化計画を策定する。	村	○新郷村特定環境保全公共下水道ストックマネ ジメント計画に基づく改築実施計画達成率 0%(R 元)→100%(R5)	
0	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ス トックマネジメント計画に基づく老朽化した下水 道施設の改築・更新を実施する。 管路施設については、今後も引き続き定期的に 点検を行い、点検結果を踏まえて改築・更新計画 を策定する。	村	○新郷村特定環境保全公共下水道ストックマネ ジメント計画に基づく改築実施計画達成率 0%(R 元)→100%(R5)	
	ダム施設が機能不全に陥ることがないよう、老 朽化対策として、耐用年数・障害の頻度等を考慮 し、計画的に機器の更新・修繕等を行う。	県		

•

リスクシナリオ 6-1 ため池、ダム、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生		
現在の取組	再揭	脆弱性評価
 【ため池・ダム等の防災対策】		
くため池・調整池施設の防災・減災対策>		
ため池施設に係る地震等に起因する災害を未然に防 止するため、当村に存するため池の状況を把握するとと もに、ため池管理者に対する適正な維持管理・点検等の 指導・支援を行っている。	0	県が平成25年度から実施したため池堤体の一斉 の結果、当村には、今後優先的に対策を進めていか ればならないとされている防災重点ため池はないた 辺住民の生命・財産を守るため、ため池の状況を把 るとともに、ため池管理者に対する指導・支援を行 いく必要がある。
<ダム施設の老朽化対策>		
災害発生時においてダム施設が機能不全に陥らない よう、老朽化対策として長寿命化計画を策定し、これに 基づく対策を進めている。	0	耐用年数を超過し障害が発生している機器がある とから、長寿命化計画に基づき、計画的に対策を実 る必要がある。
<ダム施設等の非常用電源の整備>		
災害発生時においても、ダム施設や農業水利施設の電 力を確保し、適切な管理体制を維持するため、非常用電 源装置を設置している。		災害発生時でも非常用電源設備が適切に機能する う、引き続き適切な維持管理を行っていく必要がま
<山地災害危険地区等における治山対策>		
農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから 地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地 すべり防止施設等を整備している。	0	山地災害危険地区、小規模山地崩壊危険地、海岸 危険地及びなだれ危険箇所が存在していることから 険度の高い地区について、防止対策が必要である。 水源かん養機能の向上及び森林による生活環境の 全、形成等を図ることも望まれる。
【砂防施設の機能維持】		
<砂防関係施設の整備>		
土砂災害に対し安全安心な住民生活を確保するため、 砂防堰堤等の土砂災害対策を実施している。	0	土砂災害危険箇所整備率が低いことから、砂防関 設の整備を継続的に実施していく必要がある。
<砂防関係施設の老朽化対策>		
土砂災害を防止する砂防関係施設の機能及び性能を 長期にわたり維持・確保するため、長寿命化計画を策定 している。	0	既存砂防関係施設の中には、施工後長期間経過し の機能及び性能が低下したものがあることから、計 に点検・評価を実施し、長寿命化計画を策定する必 ある。
<農山村地域における防災対策>		
農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから 地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地 すべり防止施設等を整備している。 ダムや水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を 防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進してい る。	0	治山施設や地すべり防止施設等については、定期 点検診断を実施し、長寿命化計画の策定を進めると に、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有 多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状 踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着 推進する必要がある。

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと リスクシナリオ 6-1 ため池、ダム、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

ため池、ダム、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生を防ぐため、ダム施設、防災インフラ等の 老朽化対策等の推進を図る。

老朽化	対策等の推進を図る。			
重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
0	ため池施設に係る地震等に起因する災害を未然 に防止するため、引き続き、県と連携を図りなが ら、ため池の状況を把握していくとともに、ため 池管理者に対する指導・支援を行っていく。 また、農業用かんがい受益がなくなり、老朽化 が著しく、決壊時に下流の人家や公共施設等へ影 響を及ぼすおそれがある場合は、用途廃止・撤去 を含めて対策を検討する。	県村		
	ダム施設が機能不全に陥ることがないよう、老 朽化対策として、耐用年数・障害の頻度等を考慮 し、計画的に機器の更新・修繕等を行う。	県		
	災害発生により電力の供給が停止しても、ダム 施設や農業水利施設の適切な管理体制を維持でき るよう、引き続き、適切に維持管理を実施する。	県		
0	県は保安施設事業及び地すべり防止事業が実施 しており、村は小規模治山事業について実施して 災害の未然防止を図っている。 他の防災事業との調整を図りつつ、その対策を 計画的に推進するよう国、県に働きかける。	県 村		
	災害履歴のある箇所のほか、避難所、防災拠点、 要配慮者利用施設が立地する箇所などを対象とし て、国の防災交付金等を活用し、砂防関係施設の 整備を推進する。	県		
	砂防関係施設長寿命化計画に基づき、国の防 災・安全交付金等を活用しながら、施設の機能及 び性能を維持・確保する。	県		
0	荒廃地(荒廃するおそれのある場所含む)の早期 復旧のため、治山施設等を整備するとともに、現 在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対 策を実施する。 ダムや水田などの雨水の貯留機能を発揮できる よう、農業用ダムの維持管理を適切に実施すると ともに、必要に応じて農業農村整備事業を実施す る。	県村		

-

リスクシナリオ 6-1 ため池、ダム、防災インフラ、天然ダム	リスクシナリオ 6-1 ため池、ダム、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生			
現在の取組	再揭	脆弱性評価		
<農山村地域における防災対策> 農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから 地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地 すべり防止施設等を整備している。 ダムや水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を 防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進してい る。	0	治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に 点検診断を実施し、長寿命化計画の策定を進めるととも に、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する 多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を 踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に		
<河道閉塞等による住民避難のための情報提供> 二次災害のおそれが高まった場合は、住民が自主避難 できるよう、情報を住民へ伝達する。		推進する必要がある。 住民の適切な避難行動を促すため、避難情報の発令方 法や伝達方法を必要に応じて見直していく必要がある。		
<流域治水対策(農業水利施設の整備)> 集中豪雨等による農村地域の湛水被害の未然防止と 被害の最小化を図るため、排水機場や農業用排水路の整 備・改修等を実施している。	0	自然的・社会的条件変化により脆弱化した排水機場や 農業用排水路等があることから、近年の頻発化・激甚化 している豪雨災害等を踏まえ、必要な整備及び改修等を 推進していく必要がある。		

		_		
重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
0	荒廃地(荒廃するおそれのある場所含む)の早期 復旧のため、治山施設等を整備するとともに、現 在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対 策を実施する。 ダムや水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよ う、農業用ダムの維持管理を適切に実施するとと もに、必要に応じて農業農村整備事業を実施する。	県村		
0	避難情報の発令基準や伝達方法等について必要 に応じて見直しを行う。	村		
	県等と連携を図りながら、排水機場や農業用排 水路等について、湛水被害の未然防止を図るため、 整備・改修等を実施する。	県 村		

•

-•

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと		
6-2 有害物質の大規模流出・拡散		
現在の取組	再揭	脆弱性評価
【有害物質の流出・拡散防止対策】		
<有害物質の流出・拡散防止対策> 災害発生に伴う毒劇物の流出・拡散を防止するため、 毒物劇物取扱施設に対し保管・管理・使用等について監 視指導を行っている。 消防本部は、災害発生に伴う危険物の流出・拡散を防 止するため、事業者の施設管理、保管等を関係法令等に 基づき指導している。		災害発生時においても、毒劇物や危険物の流出拡散 起こることのないよう、適切な管理・保管や、流出防 対策の実施等について指導等を行っていく必要がある
<公共用水域等への有害物質の流出・拡散防止対策> 公共用水域及び地下水への有害物質の流出・地下浸透 を防止するため、水質汚濁防止法に基づく有害物質使用 特定施設及び貯蔵指定施設に適用される構造等基準の 遵守を指導している。		水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設及び 貯蔵指定施設に適用される構造等基準については、災 発生時を考慮したものではないことから、流出時の措 について、指導・周知する必要がある。
<毒性ガスの大規模漏えいに係る保安対策>		
アンモニアガス等の毒性ガスの大規模漏えいの災害 を防止するため、保安検査を実施するとともに、法令改 正や技術上の基準等の必要な情報等を適宜提供するこ とにより、保安対策の向上を図っている。		引き続き、災害発生時の毒性ガスの大規模漏えいを 止するため、第一種製造者の設備が技術上の基準に適 しているか確認するなど、保安検査を実施するととも に、法令改正や技術上の基準等の必要な情報等を適宜 供する必要がある。
<有害な産業廃棄物の流出等防止対策>		
廃棄物の飛散、流出等防止のため、事業者に対し、廃 棄物処理法に基づく廃棄物の処理基準、保管基準等の遵 守、管理責任者の設置等を指導している。		有害な産業廃棄物が事業場外に流出することにより 住民の健康被害、生活環境への影響が懸念されること ら、事業者に対し、有害な廃棄物の適正な保管や早期 処分を指導していく必要がある。 また、災害発生時に有害な産業廃棄物が流出等した 合には、早期に事態を収束させる必要があることから 本来は事業者の責任において処理すべき産業廃棄物で あっても、村において、流出等した有害な産業廃棄物 回収を優先的に行い、適正な保管や早期処分を行う体 を整備する必要がある。
<大気中への有害物質の飛散防止対策>		
特定粉じん(アスベスト)排出等作業現場において、 アスベスト飛散がないことを確認するため、濃度測定を 行っている。		災害発生時には、被災建物等の解体等により大気中 アスベストが飛散するおそれがあることから、大気中 アスベスト濃度を測定し、状況を把握する必要がある

【リス	くクシナリオを回避するための対応方策の概要】			
	物質の大規模流出・拡散による二次災害の発生を防 5止対策の推進や、有害物質流出時の連携・処理体制			流出・
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	- 重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
	災害発生に伴う毒劇物や危険物の流出拡散を防 止するため、引き続き、関係法令等に基づき監視・ 検査・指導等を実施する。	県 消防本部 村		
	災害発生時に有害物質が流出した際、迅速に適 切な措置を講じさせるため、流出時の措置につい て、指導・周知を図る。	県 村		
	災害発生時の毒性ガスの大規模漏えいを防止す るため、引き続き保安検査を実施するとともに、 法令改正や技術上の基準等の必要な情報等を適宜 提供する。	県 事業者		
	災害発生時の健康被害や環境への悪影響を防止 するため、事業者に対し、適正保管や早期処分に ついて普及啓発等を進める。 また、有害な産業廃棄物の優先的な回収、適正 保管や早期処分のための体制を整備する。	村		
0	災害発生時における、大気中へのアスベストの 飛散の度合いを迅速に把握するため、緊急時のモ ニタリング体制の強化を図る。	県 村		

-•

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<pcb 廃棄物の流出・紛失等防止対策=""></pcb>		
PCB 廃棄物の流出、紛失等を防止するため、事業者 等に対し、PCB 特措法に定める PCB 廃棄物の期限内処 分を指導しているほか、保管基準等の遵守、特別管理産 業廃棄物管理責任者の設置等を指導している。		PCB 廃棄物の流出や紛失等により、健康被害や生 環境への影響が懸念されることから、PCB 廃棄物の 限内処分の徹底を図るとともに、適正保管の確保、 時における拡散防止対策、連絡体制等を整備する必要 ある。
【有害物質流出時の処理体制の構築】		
<有害物質流出時の処理体制の構築> 有害物質が河川等に流出した場合の迅速な処理を行 うため、平時から国及び県管理河川において水質事故等 発生時の連絡体制が構築されている。		災害発生時に、有害物質が河川等に流出した場合 康被害の発生や水質汚染等の二次被害が発生するお れがあることから、平時と同様に迅速な処理が行え う速やかに水質測定を行い、汚染の度合いを把握す 要がある。
<有害物質の大規模流出・拡散対応> 有害物質の流出等が発生した場合は、被害の拡大防 止、事態収束のため、消防機関が出動し、対応している。		有害物質が大規模に流出等した場合は、早期に事業 収束させる必要があることから、消防機関の対応力の 上を図るほか、関係機関と連携した対応策を講じての 必要がある。

•

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
	災害発生時における健康被害や生活環境への悪 影響を防止するため、事業者に対し、PCB 廃棄物 の期限内処分の徹底、処分までの間の適正保管等 について指導・周知を図る。	村		
		1		
	災害発生時における有害物質の流出・拡散時に、 速やかに汚染の度合いを把握し、迅速な処理が行 えるよう、引き続き、連絡体制を維持するととも に緊急時のモニタリング体制の強化を図る。	県 村		
	有害物質が大規模に流出した場合における事態 の早期収束等のため、資機材の整備を進め、消防 機関の対応力の向上を図るほか、関係機関との連 携を強化し、複合的な対策の強化を図る。	県 村 消防本部		

-•

現在の取組	再揭	脆弱性評価
【放射性物質の放出による被曝防止対策】		
〈原子力施設の安全対策〉		
県民の安全と安心を守るという立場から、県内の原子 力施設について、立地村とともに事業者と安全協定を締 結して、環境の監視や立入調査等を行っている。		原子力施設について、新規制基準への適合性を その安全性を確保する必要がある。
<原子力施設に係る環境放射線モニタリング>		
環境放射線モニタリング計画を策定し、モニタリング を実施しており、その結果については専門家による評価 を受けるとともに、広く県民に公表している。		再処理工場に係る、環境モニタリングについて、 に応じ対象項目の追加を行う等、充実を図る必要 る。
<原子力災害時の防災対策>		
原子力災害対策については、情報収集、情報伝達、住 民等の避難等、一般的な災害対策(地震や風水害等)と の共通性又は類似性があるため、これらを活用した対応 によることとしている。		原子力災害対策については、一般的な災害対策との対応によることとしているが、放射線は五感で感 ことができないといった原子力災害の特殊性を考 た上での対応となることから、放射線や原子力施設 ついての基本的な知識を習得しておく必要がある。
<原子力施設の安全性検証>		
原子力施設に係る立地要請や安全協定などに際し、原 子力施設の安全性等について、国や事業者の対応を踏ま えつつ、県民の安全・安心に重点を置いた対応を行う観 点から、県として節目節目において検証を行っている。		原子力施設の安全性については、国による新規制 への適合性審査が進められているが、国や事業者の を注視し、適切に対処する必要がある。
<空間放射線量測定器の整備>		
原子力施設の被災による放射線の影響を把握するために空間放射線量測定器の保守点検を行っている。		村内の安全性を確認するうえで迅速かつ的確な 放射線量の測定体制を整えるため、機器の保守点核 要である。

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと リスクシナリオ 6-3 原子力施設からの放射性物質の放出

【リス	クシナリオを回避するための対応方策の概要】			
	原子力施設からの放射性物質の放出による二次災害の発生を防ぐため、環境放射線モニタリングや空間放射線量測定器の整備 原子力災害時に備えた体制を構築する。			)整備、
重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
	県内の原子力施設の安全を確保するため、引き 続き、国の審査動向を注視するとともに、必要に 応じ立入調査等を行い、適宜事業者に対し必要な 報告等を求める。	県		
	国内初の大型再処理工場本格操業に際し、立 地・周辺地域における環境モニタリングの結果に ついて丁寧に説明するなど適切に対応していく。	県		
	異常事態等に関する職員の参集、情報収集・連 絡体制を確認するとともに、原子力災害の特殊性 について基本的な知識を習得するための勉強会等 を実施する。	村		
	事業者の対策や国の対応について、県議会や関 係市町村長、原子力政策懇話会、県民説明会、各 種団体など各界各層の意見を踏まえつつ、県民の 安全・安心に重点を置いた観点から、適時・適切 に検証を行う。	県		
	測定結果の公表を迅速に行うための体制の強化 を図るとともに、機器の保守点検、更新を行う。	村		

-•

リスクシナリオ 6-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大		
現在の取組	再揭	脆弱性評価
【荒廃農地の発生防止・利用促進】		
<農地利用の最適化支援>		
荒廃農地の発生の防止と、農業の生産性の向上を図る ため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担 い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃 農地の再生利用の取組を支援している。		有効に活用されていない荒廃農地は、災害発生時 壊等の危険性が高いことや、湛水機能の低下を招き 発生リスクが高まること、さらに災害発生後の生産 持していく上で障害となる可能性があることから、 手への農地の集積・集約化と再生作業の支援により 農地の解消を推進する必要がある。
く農地の生産基盤の整備推進>		
荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するため、農地の大区画化や用排水対策など生産基盤の整備や 適切な維持管理を支援している。		異常気象による被害発生・拡大防止には、 農地を として維持し、適切に管理しながら農作物を生産し くことが有効であることから、引き続き、 農業生産 の整備等を推進していく必要がある。
<農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策>		
産地力の強化のため、パイプハウスの整備や省力化を 目的とした農業用機械の導入等を実施する必要がある 農業者へ支援を実施している。	0	安定した農業生産を確保するためには、平時から 基盤の強化が必要であることから、パイプハウス整 農業用機械の導入等、農業者への支援を引き続きま る必要がある。
【森林資源の適切な保全管理】	I	
<森林の計画的な保全管理>		
将来にわたり、森林が有する土砂災害防止をはじめと する多面的機能の維持・増進を図るため、国の造林補助 事業等を活用し、間伐や再造林などの森林整備を推進し ている。		林業経営コストの増加や投資から回収までの期 長期にわたること等により、森林所有者の経営意役 下し、計画的な保全管理が適切に行われている森 少傾向であることから、適切な森林環境の整備が必 ある。
【農山村地域における防災対策】		
く農山村地域における防災対策>		
農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから 地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地 すべり防止施設等を整備している。 ダムや水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を 防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進してい る。	0	治山施設や地すべり防止施設等については、定期 点検診断を実施し、長寿命化計画の策定を進めると に、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有 多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状 踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着 推進する必要がある。

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと リスクシナリオ 6-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

	くクシナリオを回避するための対応方策の概要】 2・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐため、荒廃闘	豊地の発生防	止・利用促進や森林資源の適切な保全管理等を推進	重する。
重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
	地震や豪雨等による二次災害防止に向けて、県、 農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農 地の利用集積を促進するとともに、荒廃農地等利 活用促進交付金事業を活用しながら再生利用を進 め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。	県村		
	地震や豪雨等による二次災害防止に向けて、引 き続き、荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に 活用するための、農業生産基盤の整備を推進する。	県 村		
0	安定した農業生産を確保するため、パイプハウ ス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を 引き続き実施し、営農基盤の強化を図る。	村		
0	森林が有する多面的機能の維持・増進を図るた め、引き続き、森林施業の集約化や地域材の利活 用を促進するとともに、除間伐などにより、適切 な森林環境の整備を図る。	県 村		
0	荒廃地(荒廃するおそれのある場所含む)の早期 復旧のため、治山施設等を整備するとともに、現 在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対 策を実施する。 ダムや水田などの雨水の貯留機能を発揮できる よう、農業用ダムの維持管理を適切に実施すると ともに、必要に応じて農業農村整備事業を実施す る。	県 村		

-•

リスクシナリオ 6-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大			
現在の取組	再揭	脆弱性評価	
【農林水産業の生産基盤の防災対策】			
<流域治水対策(農業水利施設の整備)>			
集中豪雨等による農村地域の湛水被害の未然防止と 被害の最小化を図るため、排水機場や農業用排水路の整 備・改修等を実施している。	0	自然的・社会的条件変化により脆弱化した排水機場や 農業用排水路等があることから、近年の頻発化・激甚化 している豪雨災害等を踏まえ、必要な整備及び改修等を 推進していく必要がある。	

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
		1		
	県等と連携を図りながら、排水機場や農業用排 水路等について、湛水被害の未然防止を図るため、 整備・改修等を実施する。	県 村		

•

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速か	つ従前。	より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること		
	リスクシアリオ 7 – 1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
現在の取組	再揭	脆弱性評価		
【災害廃棄物の処理体制の構築】		l		
<災害廃棄物処理計画の策定及び運用>				
災害廃棄物の円滑な処理を行うため、国の廃棄物の減 量等に関する施策に係る基本方針に基づき、災害廃棄物 処理計画の策定に取り組んでいる。		国の示す対策指針や行動指針を踏まえ、青森県災警 棄物処理計画や村地域防災計画などと整合性を図り 害時に円滑な処理が実施されるよう体制の整備や処 方法等について実効性のある計画とする必要がある		
<災害廃棄物等の処理に関する連携の強化>				
災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の推進を図るため、 平時の備えとして、関係市町村や関係団体、関係機関等 との連携を進める予定としている。		広域的処理も含め、災害廃棄物の円滑な処理を行き め、平時から関係市町村や関係団体、関係機関等との 携を図る必要がある。		
<家庭系災害廃棄物の収集・運搬対策>				
災害が発生した場合において、円滑に家庭系災害廃棄 物等を収集・運搬するため、具体的な行動及び実務を明 記した「災害廃棄物処理マニュアル」の作成に取り組ん でいる。 また、災害が発生した際、災害ごみの収集運搬を迅速 かつ的確に実施するため、一般廃棄物処理事業者団体等 との「災害時における災害ごみの収集に関する協定」を		家庭系災害廃棄物を円滑に収集・運搬するため、 団体との連携を推進する必要がある。		
検討している。				
<大気中への有害物質の飛散防止対策>				
特定粉じん(アスベスト)排出等作業現場において、 アスベスト飛散がないことを確認するため、濃度測定を 行っている。	0	災害発生時には、被災建物等の解体等により大気 アスベストが飛散するおそれがあることから、大気 アスベスト濃度を測定し、状況を把握する必要があ		

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること リスクシナリオ 7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【リス	クシナリオを回避するための対応方策の概要】			
	に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復 したに、災害廃棄物等の処理に関すて速度た切の没		れる事態を防ぐため、災害廃棄物処理計画を策定	し運用
9ると 重点	ともに、災害廃棄物等の処理に関する連携体制の強 対応方策	11時を図る。	重要業績評価指標(参考値)	連携
項目	(今後必要となる取組・施策)	取組主体	半安未限計価指係(参ち他) *総合計画や関連計画における目標値を記載	項目
0	災害廃棄物の円滑な処理に向けて、災害廃棄物 処理計画の策定を進める。	村		
0	災害発生時において、災害廃棄物の処理が円滑 になされるよう、関係市町村、関係機関、関係団 体等との連携を図る。	村		
0	災害発生時において、各種マニュアル、協定に 基づき円滑に家庭系災害廃棄物が収集・運搬され るよう県・村の関係部局、関係団体間との連携強 化を図る。	村		
0	災害発生時における、大気中へのアスベストの 飛散の度合いを迅速に把握するため、緊急時のモ ニタリング体制の強化を図る。	県 村		

-•

•

リスクシナリオ 7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の	不足に。	より復旧・復興が大幅に遅れる事態
現在の取組	再揭	脆弱性評価
【災害ボランティア受入体制等の構築】		
<災害ボランティア受入体制の構築>		
災害ボランティアのスムーズな受入体制を構築する ため、社会福祉協議会等関係機関と連携を図っている。		災害からの復旧・復興には、ボランティアが大き となることから、災害ボランティアセンターの開 営を行う社会福祉協議会等関係機関とのさらなる 協力体制を構築する必要がある。
<災害ボランティアコーディネーターの育成>		
災害発生時においては、被災者のニーズとボランティ アのニーズの調整役を行う災害ボランティアコーディ ネーターの役割が重要となることから、その育成に係る 取組について、他自治体の事例等も参考にしながら検討 を行っている。		災害発生時の被災者ニーズは多種多様であるこ ら、円滑に救援活動を実施するため、「調整役」。 災害ボランティアコーディネーターの育成強化を 必要がある。
【被災地応援の受入体制の構築】		
<被災地応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れるこ とができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受 入体制の構築を図っている。	0	特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策 隊(TEC-FORCE)等、国や関係機関など らの受入が必要であり、配慮する必要がある。
【農林水産業の担い手の育成・確保】	1	F
<農業の担い手育成・確保> 当村の基幹産業である農業を将来にわたって維持・発 展させるため、担い手の育成・確保に取り組んでいる。	0	災害による被害から村経済を迅速に復旧するた は、基幹産業である農業の振興と持続的発展が重要 るが、農業従事者が減少傾向にあることから、平時 後継者や新規就農者の育成を推進し、担い手を確何 いく必要がある。

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること リスクシナリオ 7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害ボランティアや被災地応 援の受入体制の構築等を図る。 重点 対応方策 重要業績評価指標(参考値) 連携 取組主体 項目 (今後必要となる取組・施策) 項目 \*総合計画や関連計画における目標値を記載 災害発生時における防災ボランティアの円滑な 受入体制の構築に向けて、災害ボランティアセン 村 Ο ターの開設、運営を行う社会福祉協議会等関係機 村社会福 関と平時から情報共有を図り、顔の見える関係を 祉協議会 構築する。 災害ボランティアコーディネーターの育成強化 を図るため、県が主催する研修会への積極的な参 Ο 加を促すとともに、村民を対象とした研修会の実 村 施についても検討する。 引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・ 要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルによ り定期的に確認し、訓練・研修等によりその実効 Ο 性を高めていく。 村 また、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORC E)等、国の各関係機関を円滑に受け入れるため の体制を整備する。 基幹産業である農業の振興と持続的発展に向け て、引き続き、担い手の育成・確保に取り組む。 県 Ο 村

現在の取組	再揭	脆弱性評価
【地域防災力の向上】		
<自主防災組織の設立・活性化支援>		
災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共 助の要となる自主防災組織の設立支援のため「新郷村自 主防災組織育成事業」を実施しているほか、自主防災組 織の活動費を補助する「新郷村自主防災組織活動支援事 業」による支援を行っている。	0	自主防災組織の組織率は平成30年4月現在で100であるが、さらなる地域防災力向上のため、組織の充当活性化を図っていく必要がある。
<消防力の強化>		
消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力 の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域 の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。 また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災 害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森 県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である 緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。	0	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が中に行われる必要がある。
<消防団の充実>		
村では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす 消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保 と装備の充実を図っている。また、消防団員の確保及び 新入団員加入促進のため消防団協力事業所表示制度を 導入し、消防団員の確保に努めている。	0	近年、消防団員は年々減少していることから、地域 消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員 確保と装備の充実を図る必要がある。
<住家の被害認定調査及び罹災証明書交付の体制確保>		
発災後の円滑な被災者支援につなげるため、平時より 住家の被害認定調査や罹災証明書交付の実施方法ある いは関連システムの運用に関する研修や説明会等を受 講あるいはオンライン視聴している。		災害対策基本法及び国が定める認定基準や運用指針 に基づき、被災者から申請があったときは、遅滞なく 住家の被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付する 要がある。また、同法に基づき、罹災証明書の交付に 要な業務の実施体制の確保を図るため、調査について 門的な知識及び経験を有する職員の育成に努めなけれ ばならない。

Г

•

٦

-•

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
		1		
0	自主防災組織の活発化に向けて、引き続き、県 と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発 研修等の取組を実施する。 また、村として、引き続き、「新郷村自主防災 組織活動支援事業」等により、自主防災組織の充 実・強化を図る。	県 村		
0	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとと もに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及 び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練 を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際 の対応が重要となることから、図上訓練を含めた 取組を行う。	県 村 消防本部		
0	引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情 に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 村 消防本部		
	発災後の円滑な被災者支援につなげるため、平 時より住家の被害認定調査や罹災証明書交付の 実施方法あるいは関連システムの運用に関する 研修や説明会等を受講あるいはオンライン視聴 し、関係課等において知識及び当事者意識を高め る。	村		

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速か	つ従前。	<b>より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること</b>	
リスクシナリオ 7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等(	スクシナリオ 7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
現在の取組	再揭	脆弱性評価	
【地域コミュニティカの強化】	•		
<地域コミュニティカの強化>			
地域コミュニティの希薄化により、地域防災力の低下 が懸念されることから、人と人とのつながりを強めるた め、村内の催しを開催しているほか、新郷村地域見守り 隊による生活に根ざした見守り活動等、連携や助け合い による体制づくりを推進している。		人と人との関係づくりが災害時のスムーズな助け いにつながることから、今後も、連携や助け合いの 制づくりを推進していく必要がある。	
<農山漁村の活性化>			
「農林水産業を支えることは地域の環境を守ること につながる」との観点から、農林水産業の生産基盤や農 山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公 共」と位置付け、その一環として地域力の再生を実現す るための取組を推進している。		人口減少が進む中、農山漁村が有する自然・景観 文化などの地域資源を将来に引き継いでいくために は、自立した農林水産業の確立を図りながら地域コ ュニティ機能の維持・再生に取り組んでいく必要が る。	
<地域コミュニティを牽引する人材の育成>			
当村においては、今のところ地域コミュニティが機能 していることから、現時点で地域コミュニティを牽引す るリーダーの育成等には取り組んでいない。		今後、少子高齢化の進展に伴い地域コミュニティ 支える人材が高齢化し、後継者が不足するといった とも懸念されるため、将来的には、地域コミュニテ を支える後継者を確保するとともに、リーダーの育 に取り組んでいく必要がある。	
<消防団の充実>			
村では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす 消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保 と装備の充実を図っている。また、消防団員の確保及び 新入団員加入促進のため消防団協力事業所表示制度を 導入し、消防団員の確保に努めている。	0	近年、消防団員は年々減少していることから、地 の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防 員の確保と装備の充実を図る必要がある。	
【応急仮設住宅の確保等】			
<応急仮設住宅の迅速な供給>			
災害発生時において、迅速に応急仮設住宅を供給する ため、応急仮設住宅の整備マニュアルの作成について検 討している。		応急仮設住宅の建設に関する具体的な手順等が定 られていないことから、建設に関する具体的な整備 ニュアルを作成する必要がある。 また、災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅が把 されていないことから、提供可能な民間賃貸住宅の 体的なリストを作成する必要がある。	

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること リスクシナリオ 7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、応急仮設住宅を迅速に供給する体 制を確保するとともに、地域コミュニティの強化や農山漁村の活性化等を図る。				する体
重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
中口	(フ夜必安こなる状語・肥水)		※ 「「「「「「」」」」「「」」」「「」」」「「」」」「「」」」「「」」」「「	中口
	人と人とのつながりによる安心安全な村づくり を推進するため、引き続き、村内の催し開催や新郷 村地域見守り隊による活動等、助け合いを深める取 組を継続していく。	村		
	あおもり環境公共推進基本方針に基づき、公共事 業のプロセスに、農林漁業者はもとより地域住民な ど、多様な主体(地区環境公共推進協議会)の参加 のもとで、水路の泥上げや草刈りなどの作業を通じ て、自ら行えることは自ら実施していくことによ り、地域力の再生を実現していく。	県 村		
	災害時には、地域コミュニティにおける共助が重 要な役割を果たすため、将来的な地域コミュニティ を支える後継者の確保やリーダーの育成について 検討していく。	村		
0	引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に 応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 村 消防本部		
	災害発生時に、より迅速に応急仮設住宅を供給す るため、県と連携して整備マニュアルを作成すると ともに、関係団体と連携して災害発生時に提供可能 な民間賃貸住宅のリストを作成する。	県村		

-•

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること			
リスクシナリオ 7-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響			
現在の取組	再揭	脆弱性評価	
【風評被害の発生防止】			
<正確な情報発信による農林水産品の風評被害の防止> 当村の農産物・畜産物の安全・安心をアピールするた め、県が実施している放射性物質のモニタリング調査結 果を情報提供している。		災害時の風評被害は、正しい情報が伝わらないこと で起こることから、風評被害の軽減及び発生防止のた め、正確かつ速やかな情報発信を行う体制の構築が必 要である。	
<安全・安心な生産・流通システムの構築> 生産から流通、加工に至る過程での高度な品質・衛生 管理により、消費者の信頼を得ることが風評被害の防止 につながることから、安全・安心な生産システムの構築 に取り組んでいる。		生産・流通・加工に関わる関係者と連携・協力しな がら、安全・安心な生産システムの構築に取り組んで いくとともに、積極的な情報発信により新郷産農産物 の認知度向上に取り組む必要がある。	

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること リスクシナリオ 7-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 風評被害等による地域経済等への甚大な影響の発生を防ぐため、正確な情報を発信する体制を整備するとともに、関係事業者 と連携・協力した安全・安心な生産・流通システムの構築を図る。 重点 対応方策 重要業績評価指標(参考値) 連携 取組主体 項目 (今後必要となる取組・施策) \*総合計画や関連計画における目標値を記載 項目 災害発生時における風評被害の防止に向けて、正 確かつ速やかな情報発信を行う体制を構築すると ともに、引き続き、放射性物質モニタリング調査結 村 果の情報提供を実施する。 災害発生時の風評被害の防止に向けて、生産・流 通・加工に関わる関係者と連携・協力しながら、安 全・安心な生産システムの構築に取り組んでいくと 村 ともに、積極的な情報発信により新郷産農産物の認 知度向上に取り組む。

.

## 附属資料 リスクシナリオごとの対応方策

令和7年3月

新郷村総務課

〒039-1801 青森県三戸郡新郷村大字戸来字風呂前10 TEL.0178-78-2111 FAX.0178-78-2118